

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○新倉政府委員 「スフ」ノ價格ガ純綿物ト大差ナイト云フコトハ御話ノ通りト思ヒマス、併シナガラ先程モ申シタヤウニ「スフ」ノ工業ト云フモノハ、マダ其ノ成立後日淺クシテ十分ナ確立ヲ見テ居リマセスカラ、此ノ際直チニ耐久力ガ假ニ五分ノ一ダカラ五分ノ一ノ價格ニスルト云フコトモ不可能ダト思ヒマス、或ハ御話ノヤウニ政府等ガ補償シテ宜イデヤナカト云フヤウナコトモ一ツノ考ヘ方デハアラウト思ヒマス、ケレドモ、何分ニモ非常ナ金額ニモナリマスシ、其ノ他色々ノ理由カラ急ニ五分ノ一ニ下ゲテ政府ガソレヲ補償スルト云フヤウナコトハ出來難イコトト思ヒマス、唯併シナガラ耐久力其ノ他色々ナ點ニ於テノ改良ト

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

○井上委員 御存心通り「スフ」ガ本編ト比較シテ非常ニ耐久力ガ弱イト云フコトハ、吾々日々經驗ヲシテ居ルノデアリマス、併シナガラ價格ニ於キマシテハ本編ト餘リ變リガナイノデス、五分ノ一カ六分ノ一ノ耐久力シカナイニ拘ラズ價格ハ純綿ト殆ド同一デアル、斯ノ如キ物ヲ平氣デ國民ニ使用セシムル所ニ國民ノ不平等アルト思フ、純綿ニ比シテ五分ノ一シカ耐久力ガナイナラバ、純綿ノ五分ノ一ノ價格ヲ宜イノデス、事實社會的效用價値カラ言ヒマス「スフ」ノ耐久力ガ弱イト云フコトヲ政府ガ認メマスタラバ、少クトモ純綿ノ五分以下ニ價格ヲ引下ゲル必要ガアルト私ハ考ヘテ居ル、若シサウ云フコトヲヤツタノデハ「スフ」ノ會社ガ成立ツテ行ケスト云フナラ、是コソ補償金デモ出シテヤツテ、國民ノ不平ヲ押ヘル必要ガアルト思フガ、サウ云フ點ニ對シテハドウ考ヘマスカ

ウスルカト云フ其ノ「ライン」ニ沿ツテ解決シテ行キタイと思ツテ居リマス、併シ鐵鋼ハ現在ニ於テハ一般ヨリ一步先ニ進ンデ居ルナウナ恰好ニナツテ居リマシテ、出來ルダケ吾々當務者トシマシテモ嘗テアツタヤウニ儲ケ放題ニ儲ケルト云フヤウナコトハナイヤウニト云フ積リデ、現在相當「メーカ」ノ方モ販賣業者ノ方モ途中ニ於ケル支店、問屋ヤ特約店モ勿論デアリマスガ、各其ノ一定ノ利潤ヲ拘テ規定ニ定メテヤラシテ居ルヤウナ次第デゴザイマス、吾々トシマシテモ出來ルダケ計畫的ニ仕事ヲシテ行キタイ、國民全般ノ或ハ國家全般ノ利益ノ爲メニ努力シ、一部ノ少數ノ者ノ利益ノ爲メニ國家一般ヲ損スルト云フコトノナイヤウニシタイト云フ心構テ考究モシ、幸ニ考究ノ終ツタモノハ實施スルト云フ方針ヲ執ツテ居リマス

○井上委員 昨ハ斯ウ云フコトヲ最近感シテ居ルノデ、昨年九月、歐洲大戰ガ始マリ、亞米利加ヨリ通商航海條約ガ破棄サレマシテ、製鐵ノ重要原料タル「スクラップ」ガ非常ニ輸入困難ニナリ値段ガ非常ニ高クナツテ來タノニ、他方國內ニ於テハ鋼材ニ對シテハ公道價格ヲ決メテ抑ヘテ居ル、ガ右ニ違ベタ如ク、原料ハ「スクラップ」ノ上ツテ行ク、ソコヘ、石炭、電力ガ不足シテ來タ、斯ウ云フ關係ニ依ツテ鐵鋼ノ増産ハ困難トナツタノデ、政府ヨリ増産獎勵金ヲ取ラウトカ、増産補助ヲ要求シヨウト云フカ、斯ノ如キ空氣ガ最近鐵鋼製造界ニ動イテ居リハシナイカ、其ノ爲ニ製鐵業界ハ最近ノ運轉狀態、生産狀態ハ全體ニ於テ「サボタージ」ノ形ニアルト私ハ觀ンデ居ルノデ、斯ウ云フ點ニ付テ鐵鋼局長ハドウ御考

デスカ
○塩谷政府委員 現在鐵鋼ハ諸種ノ原料、材料等ガ段々高クナリマシテ、從來程、少クトモ去年ノ今頃程ハ利益ガナイヤウナ狀況ニナツテ居ルヤウニ私共ハ見テ居リマス、ソレガ或ハ「サボタージ」ノ原因ニナリハシナイカト云フコトハ私共モ氣ガ付イテ居リマシテ、昨年十一月デアリマシタカ鐵鋼ノ「メーカ」ノ組織シテ居リマス所ノ鋼材聯合會ノ委員長宛ニ嚴重ナル通告ヲ送リマシテ、若シサウ云フコトガアツテハナラヌカラ、現在國家ガ重大ナ時局ニ直面シテ居ル時ニ、唯政府トシテハ現在ノ資本主義組織ガ福利ノ中心トシテ居ルコトハ否定セズケレドモ、營利ヲ追求スルガ爲メ國家ノ利益ヲ無視シタ「サボタージ」ヲスルト云フコトガアツテハ相成ラヌカラ、其ノ點ハ十分ニ氣ヲ付ケテ貰ヒタイト云フコトヲ申送リマシテ、鋼材聯合會モ會議ヲシマシテ各種ノ狀況ヲ調査シテ所ガ、其ノ當時ニ於キマシテハ「サボタージ」ヲシテ居ル者ハナイト云フ報告ガアツタノデアリマス、其ノ後ニ於キマシテモ吾々ハ常ニ監視ノ目ヲ弛メテハ居リマセヌノデ、萬ガ「サボタージ」ヲスルトコトガナイヤウニ、又サセナイト云フ心構デアアルノデアリマス

○井上委員 ソコガ非常ニ重要ナル點デアリマシテ、石炭需要ガ高マルト、ソレニ從ツテ資材、勞力、更ニ増産獎勵業者ハ要求シテ來マシタ、是ノ同様鐵鋼生産業者ニ於テモ、製鐵ノ約七割ヲ占メル「スクラップ」ノ品不足ト價格暴騰ノ現狀ニ於テハ、現在ノ價格デアリマシテ抑ヘテラレタノデハ製鐵業者ハ立ツテ行カスト云ヒ出スモノト私ハ觀ンデ居リマスガ、其ノ場合政府ハ獎勵金ヲ出シテモ増産ヲスルト云フ藤原新經濟政策ヲ以テ臨マレノカドウカ伺ヒタイ

○井上委員 今日日本ハ非常ニ重大ナ時局ニ當面シテ居ルと思フ、此ノ重大ナ時局ノ認識ヲ吾々ガ深メレバ深メル程少クトモ政府ガ今日ノ財政經濟ノ上ニ於テ、特ニ物資ノ供給調節ノ上ニ於テ慎重ナル態度ヲ執ツテ貰ヒタイト私ハ思フ、最近吾々ガ此ノ議會ヲ通シテ痛感致シマス點ハ、少クトモ大多數ノ勞働者ト農民ト一般市民ノ人々ハ此ノ事變ノ爲ニ最大ノ犠牲ヲ拂ツテ居リマス、或ハ自分ノ家ヲ捨テ、妻ヲ捨テ、子ヲ捨テテ第一線ニ身ヲ犠牲ニ供シテ居リマス、然ルニ銃後ノ産業ヲ受テ居ル産業資本家ハ、一體ドレダケノ犠牲ヲ拂ツテ居ルカ、此ノ家庭ヲ犠牲ニシ、商賣ヲ中止シテ第一線ニ戦ヒツツアルニ拘ラズ、銃後ヲ受テ居ル産業資本家ノ大部分ハ金儲ケガ其ノ基礎ナルデ、怪シカラズスコトダト私ハ思フコトハ、況シテ此ノ鐵鋼製造業者ニ於キマシテハ御存ジノ通り我國ノ巨大ナル資本陣營ガ之ヲ獨占シテ居ル、彼等ハ其ノ持テル産業ト財力ヲ國家ニ奉仕スルコトガ、時局下ニ於ケル忠良ナル國民ノ任務デアナイカト吾々ハ考ヘル、然ルニ此ノ時局下ニ於テ算盤玉ヲ彈イテ見テ、儲カラスガ故ニ政府ニ適正ノ價格ヲ要求シテ値上ゲヲスルガ如キ策動ヲスルコトハ、實ニ吾々ハ心外デナラヌ、政府亦之ニ助力サレルトコトナク、國民ガ如何ニ大キナ犠牲ヲ拂ツテ今日此ノ難局ニ立ツテ居ルカト云フコトヲ御考ニナリマスナラバ三共、三菱、住友、大倉、淺野、是等ノ會社ハ全財産ヲ國家ニ提出シテモ宜イデアナイ

カ、國家ガアル爲ニ彼等ハ儲ケテ居ルノデアルカラ、國家ガ危急存亡ニ立ツテ居ル秋、個人ノ算盤ヲ彈クト云フ槍棒ナコトハナイ、政府ハ是等ノ大資本家ノ爲ニ動かサレルコトナク、鐵鋼ガ不足シタナラバ戰爭ハ出來ナイノデアリマス、此ノ重大ナル軍需資材ヲ、生産力擴充ノ基礎資材ヲ資本家ノ利潤ノ前カラ少クトモ私ハ隔絶シナクテハナラヌ、若シ彼等ガ適正價格ヲ要求シ、高利潤ノ確保ヲ求致シテ來マヌナラバ、鐵、石炭ノ如キ我國ノ基礎産業ハ之ヲ國家管理ニ移ス方向ニ向ツテ進メル必要ガアルト思フノデアリマスガ、事務當局タル鐵鋼局長ハ「レダケノ決意ヲ御持チデゴザイマセウカ、此ノ際伺ツテ置キマス」

○塩谷政府委員 現在私共鐵鋼關係ノ仕事ヲシテ居リマスノニ、ソレハ各人各様ノ見方ガアリマシテ、先ツ商業者ハ商業者デ、他ハ今國家ノ爲ニ盡クシテ居ルノガト云ヒ、勞働者ハ勞働者デ、他モ國家ノ爲ニ盡クシテ居ルノガ、他達ガ働カナカツタラ國家ハ亡ンデシマソト云フヤウニ、自分ガ一番國家ノ爲ニ盡クシテ居ルト御考ニナルノハ、是ハ當然デアリマシテ、又日本國民トシテソレデナレバ此ノ時局ヲ乗切コトハ出來ナイダラウ、サウ考ヘルノデアリマス、私ハ鐵鋼業者ニ決シテ味方ヲスル譯デアリマセヌ、極メテ中立的ノ立場ニ居ル役人デアリマスガ、鐵鋼業者ト雖モ、ヤハリ自分ノ持ツテ居ル所ノ資本、持ツテ居ル所ノ技術、持ツテ居ル所ノ組織、サウ云フモノヲ集中シマシテ現在國家ノ爲ニ盡クシテ居ルノダト云フ氣持ヲ十分持ツテ居リマシテ、唯營利ダケヲ追求シテ居ルト云フ次第デハナイノデアリマス、而モ國家ハ現在此

ノ際ニ於キマシテ鐵鋼ニ對シテ嚴重ナル、或ハ見方ニ依リマシテハ過酷カト云フ位ノ制限ヲ加ヘテ居リマス、統制經濟ヲ今更此處デ論議スル必要ハアリマセヌガ、簡單ニ申シマセバ、統制ト云フノハ資本家ナラ資本家ノ持ツテ居ル所有ト云フ事實ハ尊重シナガラ、其ノ持ツテ居ル設備ノ使用方ニ付テ制限ヲシテ居ル情況ト云フコトガ言ヘルノデアリマス、所有權ハ使用、收益、處分ノ内容トスル中シテ居リマスガ、現在ノ統制ハ其ノ中ノ使用權ダケヲ奪ツテ居ル、何ノ爲ニ奪ツテ居ルカト云フト、國家ノ目的ニ合致スルヤウニ使ヘト云フ風ニシテ居ル譯デアリマシテ、是ガ諸リ統制デアリマス、現在鐵鋼業者ハ資本モ持チ、組織モ持チ、技術モ持ツテ居リマスケレドモ、ソレヲ自己ノ目的ニ使用スルト云フコトハ、統制經濟ノ建前トシテ許サレテ居ラナイノデ、ヤハリ國家ノ爲ニ使用スルト云フ方向ヘ導カレツツアル譯デアリマス、而モ具體的ナ問題トシマシテハ、鋼材聯合會ヲ通ジマシテ生産統制ヲシテ居リマス、例ヘバ或ル會社デ、厚板ヲ造レバ非常ニ儲カル、斯ウ思ヒマシテモ、政府ノ指圖シマス所ノ生産工程ハ、厚板ハ其ノ程度デ澤山ナシテ、薄板ヲ造レト云フ譯デアリマシテ、毛指圖シテ居ルト云フ狀況デアリマシテ、現在國家ノ權力ノ前ニ巨大ナル鐵鋼業者ト雖モ服従ヲ餘儀ナクサレテ居ルコト云フヤウナ狀況デアリマシタカ、其ノ點ハ御安心ヲ願ヒタイト思ヒマス、又假令今仰シタルヤウニ鐵鋼業者ガ營利一點張リダト斯ウ致シマシテモ、今日ノ時勢ニ於キマシテハ、國民一般ノ感情ヲ無視シテハ仕事ハ出來ヌ答デアリマス、政府モ亦戰ツテ居ル以上、國民

○青木委員長 ソレデハ壓縮シタ質問ニシテ下サイ
○井上委員 次ニ私ハ不思議デアリマスノデ、是程鐵材ガ不足シ、色々政府ガ統制シテ居ル現狀ニ於キマシテ、鐵材ヲ資材ニシテ造リマシタ機械器具ニ對シテ公道價格ガ決メラレテナイ、其ノ爲ニ徒ニ鐵鋼資材ノ開取引ヲ増長セシメ、且ツ精巧ナル技術ヲ要スル機械製造ガ粗製濫造サレテ居ル狀況ガ、今日、機械製作者ノ間ニ於テ問題ニナツテ居ル、最近吾々ガ調ベタ所ニ依リマシテ、東京大阪其ノ他ノ都市ニ於テ造ラレテ居ル工作機械ノ中デ、使用出來得ナイ一ケレドモ、一月モ使用スルトガタ「ニナル」工作用機械ガ全國デ數千萬圓「ストック」シテ居ルト云フコトヲ吾々ハ承ツテ居リマ

ス、此ノ鐵鋼ノ資材ガ不足シテ、斯ノ如クマデヤカマシク言フテ統制ヲシテ居ルニ拘ラズ、使用ニ耐エナイ機械ガ機械店ニ、倉庫ニ、「ストック」シテ居ルト云フ此ノ事實ヲ一體政府ハ何ト見ルカ、政府ハ機械ニ對シテ規格ヲ決メ、且ツ公道價格ヲ決メルカ、製品ニ公道價格ヲ決メテナイノデ、徒ニ製品ノ値段ハ上ツテシマフ、上リマスカラ少高イ相場デアリマシマフ、上リマスカラ少カルト云フ故ニ進道ガアルノデアリマシテ、一方資材ノ公道價格ヲ抑ヘルナラバ、ドウシテモ、ソノ製品ヲ抑ヘナレバナラヌノデアリマシテ、此ノ儘デハ徒ニ國家ニ取ツテ不生産的ナ事業ヲ増長サセルコトニナリマスノデ、此ノ點ニ對スル政府當局ノ御所見ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス

概ニ付テハ其ノ本質上相當困難デハナイカ
ト云フコトハ考ヘラレマスガ、只管現在調
査ヲシテ居リマスノデ、或ル程度ノ結論ガ
出ルデハナカラウカ、斯ウ豫想サレルノデ
アリマス

○青木委員長 井上君、長イデスカ

○井上委員 一寸モウ一ツ 要スルニ今
日私ガ鐵鋼局長ニ御質問ヲ致シマシタ重點
ハ一ツハ日鋼販賣局向市販賣品ヲ賣出ス際
ニハ其ノ總數量及ビ日時ヲ下部組織ニ知ラ
シメテ、配給ノ適正ヲ期シ鐵工業者ノ受註
ガ正確ニ行ハレヨウニ取計ツテ貰フ點ニ
重點ヲ置イテ居ルノデアリマス、日鋼販賣
局總數字ヲ後カラ載クコトガ出來レバ非
常ニ仕合セト思ヒマスガ、尙ホ此ノ際御願
ヲシテ置キタイ點ハ是等日鋼販賣局下部組織
ヘ配給スル數量及ビ日取ト云フモノガ何レ
モ計畫的デハナイノデアリマス、百萬積出
スノ豫定ガ十萬、二十萬積出サレタ日ニハ
下部組織ノ人ハ仕事ニナリマセス、少クト
モ豫定通りノモノハ豫定通りノ日ニ豫定通
リノ所ヘ必ズ配給スルコトガ現狀ニ於テハ
必要デナイカト考ヘマスノデ、是等ノ點ニ
對シテモ當局ニ御助力ヲ御願シテ置キタイ
ト思ヒマス、尙ホ色々細カキ點ニ付テ質問
致シタイノデアリマスケレドモ、他ノ質問
者モアルコトデアリマスカラ、一先ゾ私ハ
是デ打切りマスガ、後日又機會ガアル時ニ
政府ニ質問ノ御許シヲ願ヒタイト思ヒマス

○青木委員長 西川君、一寸申上
ゲマスガ、農林省ハ政務次官ノ他ニ説明員
トシテ漁政課長ガ參ツテ居リマス

○西川委員 ソレデ結構デス、私ハ此ノ際
生鮮食料品ノ價格ノ調整ニ對スル政府ノ方
針ナリ又其ノ實行ニ付テノ目下ノ計畫ニ付

テ伺ヒタイノデアリマス、先日此ノ問題ニ
對スル政府ノ方針ナリ其ノ實行ノ御計畫ガ
關係ニ於テ決定ヲサレマシテ、新聞紙上ニ
於テ吾々一應其ノ方針等ヲ拜見シタノデア
リマスガ、色々込入ツテ居ルヤウデアリマ
シテ、實際是ガドウ云フ風ニナルモノカ吾
吾ノ頭ニ直グ入り難ネタノデアリマス、詰
リ此ノ問題ヲ實際ニ移サレルノニハドウ云
フ風ニ先ツ持ツテ行カレルノデアルカ、是
ハ生産者ト致シマシテモ、亦是等ヲ取扱ツ
テ居リマス配給業者ト致シマシテモ、消費
者ト致シマシテモ、非常ニ重大ノ關係ニテ
ルコトダト思フノデアリマスガ、此ノ政策
ヲ行ハレマスル根本ノ方針ヲ極ク具體的ニ
簡單ニ御説明願ヘレバ宜イノデアリマス、
又是ハ國家總動員法ノ發動ニ依ツテオヤリ
ニナルノデアラウカト存ジマスルガ、サウ
デアリマスガ、又國家總動員法ニ基礎ヲ置
イテ實際ニ施行サレル手續ハドウ云フ風ニ
ナツテ來ルノデアルカ、之ニ對シマシテ一
寸承リタイト思ヒマス

○岡田政府委員 御謀ノ通り最近閣議ニ於
キマシテ生鮮食料品ニ對スル方針ニ付キ
マシテ或種ノ發表ヲ致シテ居ル次第デアリ
マス、是ハ私ハ極メテ大體ニ付テ申上ゲマ
シテ、具體的ノコトハ又説明員カラ申上ゲ
ルヤウニ致シタイト思ヒマス、言フマデモナ
ク今日生鮮食料品、殊ニ魚類ノ如キハ段々
値上リト相成リマシテ、國民生活ノ必需品
ニ對シマシテ極メテ注意スベキ傾向ヲ示シ
ツツアル次第デアリマス、隨ヒマシテ低物
價政策ノ見地カラ見マシテモ、國民生活安
定ノ上カラ考ヘマシテモ、之ニ對シマシテ
相當ノ處置政策ヲ用ヒナケレバナラスコト
ハ、言フヲ俟タヌノデアリマス、隨ヒマシ

テ色々之ニ對シテ相當ノ處置ヲ講ジテ居ル
ノデアリマスルガ、何分ニモ物ノ性質上非
常ニ此ノ處置ガ困難ナ問題デアルヤウニ思
フノデアリマス、デアリマスルカラ大體ハ努メ
テ此ノ中央市場等ノ操作ニ付キマシテモ、或
ハ極端ナル難ヲ緩和セシメル、隨テ徒ニ唯値
ヲ高騰セシメヌト云フヤウナ手段ヲ執ラナケ
レバナラスト云フコトモ考ヘルノデアリマス、
或ハ進んで又中央市場等ニ對シマシテ更ニ
此ノ生産者團體等カラシテ謂ハバ共同出荷
ト云フヤウナ直接出荷ノ途ヲモ開イテ、更
ニ又或ハ販賣ノ途ヲモ認メルト云フコトモ
一ツデアリカト云フヤウナコトモ考ヘマ
スガ、併シ今ノ此ノ中央市場組織ノ性質カ
ラ見マシテ、直チニ之ヲ以テサウ云フ風ニ
臨ムト云フコトハ極メテ困難デアル、デア
リマスカラ或ハ此ノ中央市場ノ問題ハ備テ
措キマシテ、地方ニ於キマシテ此ノ漁
業組合ノ共同販賣デアルトカ、其ノ他ノ共
同出荷方法等ノ獎勵ヲ致シマシテ、努メテ
謂ハバ生産者カラ直接消費者ト云フヤウナ
關係ニ於キマシテ中間ノ利得ヲ減少セシム
ルトカ、一般市價ノ牽制ヲスルトカ云フヤ
ウナ處置ヲモ講ゼザルヲ得ナイト云フヤウ
ナコトガ一ツノ方針トナツテ現ハレテ居ル
譯デアリマス、斯様ナ意味ニ於キマシテ大
體ニ於テドウカシテ他ノ物價ニ比ベマシテ
ヤウニ處置ヲ致スベク種々方策ヲ講ジテ居
ルノデアリマス、又總動員法ニ基イテ直接
是ハヤルノデアラウカト云フコトデアリマ
スガ、必ズシモ總動員法ヲ用ヒマセヌデ
モ、大體今日ノ諸般ノ法令ニ基テ致シマシ
テ、謂ハバ獎勵的處置ヲ以テ爲シ得ル政策
ニ依リタイト云フコトガ大體主たる目標ニ

ナツテ居ルノデアリマス、尙又具體的ノ問
題ニ付キマシテハ説明員カラ申上ゲルコト
ニ致シマス

○西川委員 デハ具體的ニ私ハ小サク御伺
スルコトニ致シマス、小サクト言ヒマシテ
モ私モ専門的ナ知識ヲ持ツテ居リマセスカ
ラ餘リ微細ナコトニ關シマシテハ問フ力モ
アリマセヌガ、御説明ニ依リマシレバ、中
央卸賣市場ヲ現在ノ市場機構ノ改善ニ依ツ
テ適正ナル價格ニシテ行クト云フコトガ一
ツト、生産者ノ共同出荷ナリ、或ハ直賣制
度ナリニ依ツテ中間ノ經費ヲ省略スルト云
フコトガ一點ト、此ノ二點ニ目標ガオアリ
ノヤウニ伺ツタノデアリマスガ、ソコデ現
在ノ市場機構ノ改善ニ付テハ、私共現在ノ
市場機構ニ於キマシテハ非常ニ無駄ナ經費
ガ掛ツテ居ル、又口錢等モ現在ノ經濟事情
ノ下ニ於キマシテハ明ニ高キニ失スルト思
フノデアリマス、市場ノ口錢等ハ其ノ賣上
ニ對スル一定ノ歩合ヲ取ルノデアリマスカ
ラ同じ一割デゴザイマシテモ、價格ノ安イ
時ノ一割ト高イ時ノ一割トハ大變ナ違ヒデ
アリマス、今日ノヤウナ生鮮食料品ノ價格
ガ非常ニ騰ツテ居リマス際ニ於キマシテ
ハ、此ノ手數料ハ餘程切下ゲテモ十分ニ市
場ノ經營ハ出來ルト思ツテ居ルノデアリマ
スガ、此ノ市場ノ機構ノ改善、特ニ中間機
關ノ口錢ノ切下等ニ付キマシテ何カ具體的
ナ案ヲ持ツテ居ラレルノカドウカ、其ノ點
ヲ承ツテ置キタイノデアリマス

○牧政府委員 市場ノ手數料デゴザイマス
ガ、是ハ各地色々事情ガ變ツテ居リマスガ、大
體御尋ノ趣旨ヲ酌ミマシテ、先達テ發表致
シマシタ企畫院ノ生鮮食料品ノ配給ニ對ス
ル方針ニモ書イテゴザイマス通り、出來ルダ

ケ各種ノ販賣手数料ヲ安クサセヨウト云フ
コトニナツテ居リマス、御承知デゴザイマセ
ウガ、此ノ生鮮食料品ノ販賣系統ト云フモ
ノハ非常ニ複雑デアルト同時ニ、各地非常
ニ事情ヲ異ニシテ居リマス、隨テ其ノ手數
料ノ如キモ各地ニ於キマシテ千差萬別デゴ
ザイマシテ、是等ノモノヲドレダケ節減シ得
ルカト云フコトハ、各地ノ事情ヲ異ナルカ
ト思ヒマスガ、先般發表致シマシタ案ニモ
ゴザイマス通り、出來ルダケ節減スルト云
フコトガ趣旨デゴザイマシテ、此ノ方針ニ
從ヒマシテ各地適當ニ措置ヲ執ツテ行キタ
イト思ヒマス。

○西川委員 大體御趣旨ノ點ハ分リマシタ
ガ、市場ニ對スル監督、監理ハ多ク地方長官
ニ於テヤツテ居ルノデハナイカト思フノデ
アリマスガ、此ノ地方長官ニ於テ監督シ又監
理等ヲシテ居リマスル市場ノ機構ニ付キ
マシテ、政府ヘドウ云フ手段ニ依ツテ政府ノ
方針ヲ實行セシメラレノデアリマスガ、
其ノ具體的ナ點ニ付テ御伺シタイノデアリ
マス。

○牧政府委員 各地方々々ノ市場ニ對シマ
シテハ、其ノ地方ニ於ケル地方官ノ官吏ガ
之ニ當ツテ居リマス、中央卸賣市場ニ付キ
マシテハ、大體商工省ノ監理局ニ於キマシ
テ監督ヲ致シテ居リマス、其ノ方法ト致シ
マシテハ、色々法令ニ基ク所ノ書面ノ監督
ソレカラ實地ニ検査等ノ方法ヲヤツテ居ル
譯デアリマス、附加ヘテ申上ゲテ置キマス
ガ、今回ノ案ヲ實施致スニ付キマシテハ、
相當細カク監督ナリ指導ナリヲシナ
クテハナラナイト考ヘテ居リマス、ソコデ
今ノ商工省ノ市場ニ對スル色々ノ設備、ソレ
カラ地方廳ニ於テ之ヲ擔當致シマスル職員

等ガ不足デゴザイマスカラ、此ノ際應急
的ニ生鮮食料品ノ價格ヲ適正ナラシムル爲
ニ必要ナル職員ヲ要求致シマシテ、是等ノ監
督ニ當ラシメタイト考ヘテ居リマス。

○西川委員 私人更ニ具體的ナ案件ニ付テ
政府ノ方針ヲ一ツ此ノ際實シテ置キタイノ
デアリマスガ、此ノ生鮮食料品ノ中特ニ水
産物ニ對シマシテハ、六大都市ニ於ケル中央
卸賣市場其ノ他ノ消費市場ニ於ケル事情ト
共ニ、寧ロヨリ以上價格ノ上ニ大キナ影響
ヲ持チマスノハ生産地ノ市場デアルト思フ
ノデアリマス、就中私ガ茲ニ御伺致シタイノ
ハ、世界ニ於キマシテモ最モ有數ノ大キナ
鮮魚市場デアラ下關ノ市場ニ付デアリマ
ス、是ハ一下關地方ノ問題ニアラズシテ、此
ノ市場ヲ經由致シマスル鮮魚ハ全國ニ販賣
サレテ居リ、其ノ數量ガ可ナリ多ク割合
ヲ占メテ居リマスカラ、此ノ市場ガドウ云
フヤウナ經營ニナルカト云フコトニ付キマ
シテハ、影響スル所極メテ大キイモノガア
ルト思ヒマス、而モ現在生鮮食料品ノ價格
ノ調整ヲ圖ラナクテハナラズト云フ此ノ時
期ニ、丁度下關市場ノ根本的立直シヲシナ
ケレバナラス時期ニ達シテ居ル、大體下關
ノ鮮魚市場ハ、現在ニ於キマシテ二千万圓
位ノ賣上ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、是
等ノモノハ昔ノ舊幕時代ヨリアツタ古イ市
場デアラナクシテ、専ラ明治ノ末年カラ大正
ノ初メニ掛ケテ勃興致シマシタコトハ、
漁業或ハ機船曳網漁業ト云フヤウナ大衆
ノ食料ニ供セラレル魚類ヲ賣捌イテ居ル市
場デアリマシテ、大體明治ノ終リカラ大正
ノ初メニ發生シタ市場デアリマス、初メハ
合法的ナ市場デアラ無カッタヤウデアリマス
ケレドモ、漸次自然發生的ニ發生致シマシ

テ、昭和四年デアリマシタカ、初メテ地方
廳ニ於テ市場トシテ認可致シタ、但シ五箇
年ノ期限ヲ付ケテ、五年間ト雖モ下關ノ漁
港ガ完了シタ時ハ之ヲ廢止スルト云フ條件
ヲ付ケテヤリマシタ、然ルニ昭和九年未ダ
漁港ノ修築ガ成リマセヌ爲ニ、更ニ五年ヲ
延長シテ、昨年十一月二度目ノ延長期間ガ
切レテ居リ、同時ニ漁港モ完了ハ致シマセ
ヌガ、利用期ニ入りマシテ、茲ニ新シイ市
場經營ヲシナケレバナラス時ガ來テ居ルノ
デアリマス、ソコデ新ニ下關市ガ市場ヲ開
設致シマシテ、新ナ事業ヲ一ツノ營利法人
ノ會社ニ委託スルト云フ計畫ガサレテ居ル
ヤウデアリマスガ、サウ云フ場合ニ私共ノ考
ヘ方トシテハ過去五箇年、二回期間ヲ更改
シテ十年間ヤツテ居ル譯デアリマスガ、ソ
レ等ノモノノ老舖料ヲ認メルコトガ至當デ
アルカドウカト云フコトニ付テハ多大ノ疑
問ガアル、是ガ舊幕時代カラ長クヤツテ來
タト云フナラバ老舖料ヲ認メルコトガ必要
デアリマセウガ、合法的ニ經營シタノハ僅
カニ十年間デアアル、其ノ十年間ノ經營ニ對
シテ老舖料ヲ認メルコトガ適當デアラカド
ウカ、特ニ最近行ハレマシタ日本米穀株式
會社ノ創立等ノ場合ニ於テハ、非常ニ古イ歴
史ヲ持ツテ居ル米穀取引所ニ對シテスラ、
老舖料ト云フモノヲ認メテ之ヲ賠償シテ居
ラナイ、其ノ他色々農林省ヤ商工省ノヤツ
テ居ル政策デモ、此ノ頃國策上一ツノ方針
ヲ行ヒマス上ニ於テ老舖料ト云フモノヲ大
體認メテ居ラスノガ原則デアルト思フ、而
モ是ハ普通ノ場合ニ於テモ老舖料ヲ認メル
筋合ノモノデアラナイト吾々ハ思フテ居ルガ、
特ニ最近ニ於ケル農林省ナリ商工省ナリ、
政府ノ斯ウ云フコトニ對スル方針ニ鑑ミテ

根本的ニドウ云フヤウニ考ヘテ居ラレ
カ、此ノ點、地方ノ問題ヲ言フヤウデアリ
マスガ、是ハ全國ニ關係スルト思ヒマスノ
デ、此ノ際政府ノ方針ヲ承ツテ置キマス
○牧政府委員 一般的ニ老舖料ノ御尋デア
リマスガ、御尋ノアリマシタ米穀會社等ニ
於キマシテ、多年ノ商業上ノ權利ト申シマ
スカ、利益ヲ、法律ノ改正ニ依ツテ失フ
云フコトニナツタノデアリマスガ、其ノ善
後措置ト致シマシテ、之ニ何等カノ老舖料
ヲ認メルト云フヤウナ結果ハナイノデアリ
マス、併シナガラ長ク米穀ヲ扱ヒマシテヤ
ツテ居リマシタ從來ノ權利ト申シマスガ、
利益ト申シマスガ、サウ云フモノニ對シマ
シテハ救済ノ方法ヲ講ジテヤラナクテハナ
ラナイト云フ趣旨ヲ以テマシテ、前ノ議會
ニ御協賛ヲ得マシタ配給統制法ニ依ツテ色々
ナ所謂救済ノ意味ヲ持ツ善後措置ヲ講
ジタ譯デゴザイマス、此ノ市場ニ於キマシ
テハ、各地ノ卸賣問屋等ノ商賣ヲ中央市場
等ニ收容致シマス場合ニ、色々ナ方法ヲ執
ツタノデアリマスガ、從來ノ例ニ依リマス
ト、ヤハリ多年ソレニ依ツテ商賣ヲシテ居
ツタ所ノ利益ヲ何等カノ形式ニ於キマシテ
認メルト云フコトニナツテ居ルノデアリマ
ス、下關ノ場合ハ西川サンノ仰シキル通り
デアリマス、其ノ年限ハ甚ダ少イノデア
リマスガ、政府ヲ從來考ヘテ居リマス考
ヲ以テ致シマシテモ、全然之ヲ無視シタ措
置ヲ講ズルト云フコトハ如何カト考ヘラレ
ルノデアリマス、具體的ノ問題ニ付キマシ
テハ卸賣會社ガ出來マシテ、從來ノ利益ト
申シマスガ、ソレヲ儘カニ二百万圓見當ノ金
ヲ買收スルト云フヤウナコトヲ話ヲ進メテ
居ルノニ對シマシテ、當業者ハ所謂老舖料ト

云フモノヲ持チタイト云フヤウナ希望ガアリ...

マシガ、問屋業ノ市場ヲ出シテ居リマシタ者...

デス、三分アレバ經營ガ十分ニ出來ル市場...

本海ノ鮮魚モ、全部賣捌カレルノデアリ...

○西川委員 一寸待ツテ下サイ、此處ハ...

於キマシテハ一市町村一市場主義ト云フコ...

イノデアリマス、其ノ肥料ノ配給ガ不足シ...

○藤原國務大臣 宮本君ノ御尋ハ御尤モ...

取上テテ居ラナイノデアリマス、色々農林...

於キマシテハ一市町村一市場主義ト云フコ...

イノデアリマス、其ノ肥料ノ配給ガ不足シ...

○藤原國務大臣 宮本君ノ御尋ハ御尤モ...

○原説明員 只今ノ下關ノ市場ノ問題デ...

於キマシテハ一市町村一市場主義ト云フコ...

イノデアリマス、其ノ肥料ノ配給ガ不足シ...

○藤原國務大臣 宮本君ノ御尋ハ御尤モ...

○宮本委員 只今ノ下關ノ市場ノ問題デ...

於キマシテハ一市町村一市場主義ト云フコ...

イノデアリマス、其ノ肥料ノ配給ガ不足シ...

○藤原國務大臣 宮本君ノ御尋ハ御尤モ...

ナクナリハシナイカト考ヘテ居リマス、是ハ工業生産品ニ付テモヤハリ同様ニ存ジテ居リマス

○宮本委員 工業生産品ト農産物トハ生産状況ガ根本ニ於テ少シク違フ點ガアラウト存ジマス、工業品ニ付テハ生産費ヲ少ク致シマスレバ、適正價格ニ比較シテ利潤ガ多クナルコトハ當然デアリマス、所ガ農産品ハ現在ノ事態ニ於テキマシテハ、百姓ガ一生懸命働イテ、經費ヲ掛ケナイヤウニシテ作リ上ゲタモノノマデガ安ク賣ラナケレバナラヌヤウナコトニナリマス

ト致シマシテモ、耐久力ノ無イ結果、結局生活費ハ非常ニ多額ヲ要スルコトニナル、農民ハ自分ノ生産スルモノハ、成ベク經費ハ掛ケナイヤウニ、科學技術ヲ研究シテ働イテ作り上ゲタモノノガ、生産費ガ掛ラナイカラト云フノデ安ク買取ラレル、斯ウ云フコトデハ此ノ時代ト云ク買取ルニ上ニ餘程指導上ニ付テ考ヘナケレバナラヌ問題ト思ヒマス、農産物ノ適正價格ノ決定ニ付テハ御考慮ヲ尙ホ願ヒタイト思ヒマス

餘リ長ク申上ゲルコトハ失禮ト存ジマスカラモウ一點簡單ニ申上ゲマス、ソレハ輸出ノ振興ニ付キマシテハ、各種ノ物産ヲ作り上ゲル上ニ、成ベク海外カラ仰ガナイ原料ヲ求めテ、而シテ需要先ノ状況ヲ調査致シマシテ、斯ウ云フモノヲ作レバ買手ガアル、而モ高價ヲ買フト云フ所ニ輸出振興ノ指導方針ヲ置カレバナラヌト存ジマス、ソコデ具體的ニ申上ゲマセバ、大臣ハ個人ノ御資格ニ於テキマシテ大分茶道ニ御熱心デアリマス、瑞典ノ「ストックホルム」市ニ茶室ヲ御寄附ニナツタコト云フコトデアリマシテハ、是ガ日本ノ茶業ノ貿易關係者ト致シマシテハ、世界ニ對シテ非當ニ宣傳ニモ效果ガアリマシテ、又茶道ノ日本精神ヲ加ヘル所ノ一ツノ精神ヲ外國ニ知ラシメルコト云フコトニ付キマシテモ、結構ナル企デアツタト存ジマス、茶ノ如キハ御承知ノ如ク原料ハ全然外國ニ仰ガナイ、而モ多クハ勤勞力ニ依リマシテ生産ヲ致シマシテ、外國ニ輸出スルコトニナツテ居ルデアリマス、ソコデ技術ヲ研究致シマシテ、色々ナモノヲ作り上ゲマセバ、是マデ出來ナイ物デ大分世界各國ニ需要先キガアルデアリマス、是マデ作り上ゲザルモノニ付テ研究ヲ

致シマシタ生産物ハ、其ノ方面ト致シマシテハ無論是ハ外貨獲得ノ方面ノミデアリマシテ、或ハ北阿弗利カノ「モロコ」、ラチニス、アルゼンチン、アフガニスタン、印度、米國其ノ他大分茶其ノモノニ付キマシテモ、現在此ノ品物ハマダ餘リ生産ガ出來マセスガ、其ノ生産ガ出來ルコトニナリマセバ、少クとも二千万圓以上ノ外貨獲得上、茶ダケニ付キマシテ輸出品ヲ得ルコトガ出來ルデアリマス、斯様ナモノニ付キマシテハ僅ナル資材ノ、鐵ノ配給デアルトカト云フコトニ依リマシテ、之ヲ作り上ゲルコトガ出來ルデアリマスガ、斯ノ如キ農産品ニ付キマシテ、政府トシマシテハ何等カ特別ノ御獎勵ノ御方針ガアリマセウカ、其ノ一點ニ付キマシテ御答辯ヲ願ヒタイト存ジマス

○藤原國務大臣 第一點ノ御答ハ今日現在ノ狀態ニ於テ適正價格ヲ設ケマシテ、サウシテ其ノ後其ノ適正價格以內ニ農民ノ勤勞若クハ精神力ノ爲ニ生産原價ガ安ナリマシテナラバ、ソレハ農民ノ所得ニシテ、サウシテ益、勤勞努力シテ農業ニ從事スルヤウナコトニ致シタイト云フノ友、政府ノ狙ツテ居ル所デアリマスカラ、宮本君ノ御述ニナリマシテコトト全然同一デアラウト存ジマスカラ、其ノ點ハ御安心ヲ願ヒタイト存ジマスカラ、又茶ニ付テ御引下サイマシテ、私個人ノコトマデ御引下サイマシテ大イニ恐縮致シマスガ、私モ歐羅巴、亞米利加ノ最近ニ視察致シマシテ、宮本君ノ今御述ニナリマシタ通りニ、茶ノ如キモノハモウ少シ輸出ヲ獎勵シ、又努力スレバマダ、澤山ノ輸出ガ可能デアルト確信致シテ居ルモノデアリマシテ、其ノ點ハ宮本君ノ御述ニ

トヲ認メテ居リマシテ、サウ云フ場合ニ於テハドウシテモ對策ヲ講ジナケレバナラナイト云フコトハ政府ノ最初カラ考ヘテ居ツタ所デアリマス、唯九一八ヲ以テ敢取ズ物價騰貴ト云フモノノ騰貴ガ恐ロシクナツテ參リマシタカラ、之ヲ敢取ズ抑ヘテ置イテ、ソレカラ直ニ適正ノ價格ヲ拵ヘテ、上ゲナケレバナラヌモノハ上ゲテ、サウシテ引合フヤウニシテ増産ヲシタイ、サウシテ市場カラ品物ガナクナツテ困ルト云フヤウナコトヲ防ギタイト云フ方針ヲ以テ九一八ノ物價停止令ヲ施行致シタノデアリマス、ソレガ不意ニ致シマシテ内閣ノ更迭トカ色々ナ事情ガアリマシテ、停止令ヲ改正スルコトガ出來ナイデ堪ニ至リマシタノデアリマスカ、ソコデ今御指摘ニナリマシタヤウニ、段々物資ガ缺乏シテ來タリ又ハ同ジ品物デモ品質ガ惡クナツテ來タリシテ國民生活ニ非常ニ不便ヲ與ヘルヤウニ相成リマシタノデゴザイマスカ、ソコデ敢取ズソレデハ國民ノ生活上宜シクナイト云フコトハ、是ハ誰モ大イニ憂ヘテ居ル所デアリマスカ、政府ハ今ノ適正價格ト云フモノヲ拵ヘテ、サウシテ生産ノドウシテモ引合ハナイモノ、今ノ御指摘ニナリマシタ通りニ、ドウシテモ是デハ生産ノ引合ハナイト云フヤウナモノハ已ムヲ得ズ値段ヲ上ゲル、即チ適正價格ヲ拵ヘテ値段ヲ上ゲルヤウナコトニ相成ルモノ、モアアラウカト存ジマス、ソレカラ又價值ハ上ゲナイデモ配給機關ナドニ於テ中間ニ相當ナ利益ヲ擧ゲテ居ツタリ何カスルモノハ、其ノ配給機構ヲ改正シテ中間ノ利益ナド少クシテ、消費者ニハ價值ヲ上ゲナイ販賣セシメルト云フヤウナ色々ナ苦心モ今擬シテ居ルデアリマ

何シタイ、只今宮本サンカラ農村ノ物價問題ニ付テ御質問ガアリマシタガ、申スマデモナク農業生産品ト云フモノハ工業生産品ト違ヒマシテ、何トシテモ天候ニ依ルモノデアリマス、ソコデ農産品ハ生産ガ出來ヌヤウナ結果ニナリマシテモ値段ハ上ラヌト云フコトニナルト、事實段々原料ナカナル關係ニ生産ハ出來ヌヤウナツテ來テ居ルモノヲ、物ハナクナツテモ商工省ハ低物價ハ何處マデモ維持シテ行クコト云フ御方針デアリマスルカ、農業生産品ハ工業生産品ト違フテ、何トシテモ自分ノ力ヲ盡シテ、勞働力ヲ行キマセヌ、例ハバ技ニ例ヲ舉ゲレバ卵デアリマス、現ニ飼料ハドウスルコトモ出來ヌニ依ツテ上ゲテ賣ヒタイト云フコトヲ昨午ノ十月頃カラ當業者ハドレダケ訴ヘタカ分リマセヌ、然ルニ低物價ダカラ上ゲラヌト云フコト今日マデ上ゲナイデ居ル裡ニ爲小三分ノ一ニ減ツテシマツタ、ソコデ卵ガ無クナツテシマツタ、現在田舎デア卵ヲ買ハウト思ツテモナイデアリマス、都會ハ色々諸方カラ集ツテ來マス、ソレデモ現在價值ハ變リマセヌ、農産物ト云フモノハ天候ノ加減デ種レナケレバ多少高クスルコトニ依ツテ少シデモ錢ガ取レバ宜イガ、値ヲ低物價ヲ抑ヘラレタラ、高イ肥料ヲナツタラ、不作ニナツタラ、値ハ少シモ上ラヌト云フコトニナルト、農業ヲ拵テ他ノ仕事ニ走ル、國家ノ食糧政策ノ上カラ重大ナ結果ヲ來ス、其ノ結果ヲ來シタ時ニ於テハ、最早一般ノ生活ニ收拾スベカラザル不安ヲ與ヘル處ガアルト思フデアリマス、現在肥料ハ出サズ、サウシテ増産ダトカ何ダカ實ツテ見タ所デ、茲ニ天候ノ一ツモ加ハツテ來タリスルト、全ク是ハ

ス、ソレデ敢取ズ中央物價委員會ト云フモノガアツテ、其ノ中央物價委員會デ以テ物價ヲ決メルト云フコト今日マデナツテ居ルノデスガ、其ノ中央物價委員會ノ機構ヲ改メマシテ、サウシテサウ云フ適正價格ヲ決定シタリ又ハ變更シタリスルコトガ實情ニ即シテ敏捷ニ行ハレバヤウニ中央物價委員會ノ機構ヲ改メテ、サウシテ成ベク今ノ御指摘ニナリマシタヤウナ不便ノナイヤウニ致シタイト、斯ウ云フノデ努力ヲ致シテ居ルデアリマス、特ニ農産品ニ對シマシテハ、水産品モ亦特殊ノ事情ガアリマスカ、レドモ、特ニ農産品ナドニ對シマシテハ特別ノ注意ヲ拂ツテ、サウシテ免ニ角今日ニ於テハ或ハ農業ノ資材ガ缺乏シテ居ルトカ、努力ガ缺乏シテ居ルトカ、肥料ガ足りナイトカ、電力ガ不足シテ居ルトカ云フ色々ナ問題ガゴザイマスカ、肥料ノ如キハ御承知ノヤウニ肥料ヲ上ゲナイデ、モウ少シ多量ニ生産シテ配給ヲモウ少シ圓滿ニシヨウト云フ方針ヲ立テテ努力ヲ致シテ居リマス、ソレカラ電力ノ如キモノモ石炭ヲモウ少シ豊富ニシテ、電力ヲ上ゲナイデ其ノ總テノ生産ヲ圓滑ニセシメルト云フコトニ努力ヲ致シテ居リマス、努力ノコトニ付キマシテモ、厚生省方面デ色々努力ヲ致シテ居リマス、サウ云フ風ニ各方面カラ出來ルダケノ努力ヲ拂ツテ、サウシテ尙且ツ天候其ノ他ノ爲ニ農産品ノ收穫ガ少クナツテ、ソレガ爲ニ適正價格ヲ決定スル時ニ、値ヲドウシテ爲ニ適正價格ヲ決定スル時ニ、値ヲドウシテモ直サナケレバナラヌト思フモノニ對シテハ、已ムヲ得ズ其ノ適正價格ヲ直ス、其ノ直ス場合ニ於テ上ゲル物モアルシ、或ハ雙作デアツテ大變澤山ニ生産サレタト云フヤウナ場合ハ或ハ下ゲル物モ出テ來ルカト思ヒ

マスガ、今日ノ場合ニハ其ノ下ゲル方ハ期
待サレテ居ラヌノデアリマシテ、或ハ適正
價格ヲ設ケル時ニ若干値段ヲ上ゲルト云フ
ヤウナコトニナリ得ルカトモ思ヒマスガ、
併シ茲ニ改メテ申上ゲテ置キマスガ、米ノ
問題ナドニ付キマシテ、各方面カラ米ノ値
段ヲ上ゲル意思ガアルカナイカト云フコト
ヲ度々政府ニ御尋ニナリマスガ、政府ハ低
物價政策ト云フモノハドウシテモ守ツテ行
カナクテハナラヌ、此ノ戰爭ヲ遂行シテ此
ノ時局ヲ突破スルマデハ、如何ナルコトガ
アツテモ低物價政策ヲ行キタイ、ソレニハ
米トカ肥料トカ石炭トカ云フヤウナ低物價
政策ノ根幹ニナルモノハ値ヲ上ゲタクナイ、
斯ウ云フ積リデヤツテ居リマスカラ、其ノ
他ノモノニ付キマシテモ、實際ニ於テドウ
シテモ値ヲ上ゲザルヲ得ナイモノガアレバ、
適正價格ヲ決定スル時ニ能ク考慮シテ値ヲ
上ゲルト云フヤウナコトモアリ得ルト思ヒ
マスガ、之ヲ唯一般ニ政府ハ低物價政策ヲ
捨テテ、物價ヲ引上ゲル方針ヲ執ツテ居ル
ノカト云フヤウナコトモ、新聞紙上ナドニ
時々露ハレテ政府モ大イニ困ツテ居リマス
ガ、政府ハ決シテ其ノ値ヲ上ゲル方針ヲ執
ルノデハナイ、已ムヲ得ズ値ヲ上ゲザルヲ
得ナイ場合ニハ値ヲ上ゲルケレドモ、出來
ルダケハ値ヲ上ゲナイデ低物價政策ヲ行キ
タイ、併シ同時ニ又國民ノ生活上必要ナモ
ノヲ困難セシメルト云フヤウナ狀況ニ置ク
コトハ困ルカラ、生産モ増加セシメテ行キ
タイト云フヤウニ、色々苦心ヲ拂ツテ居ル
狀況デアリマシテ、是ハ度々申上ゲタノデ
スガ、又繰返シテ申上ゲテ置キマス
○補口委員 別ニ御答ヲ願ハウトハ思ヒマ
セヌガ、御答考マデニ申上ゲテ置キタイト

昭和十五年三月十一日印刷

思ヒマスコトハ、低物價政策ノ意味モ分リ
マシタガ、是ハ斯ウ云フコトデゴザイマス、
假ニ一例ヲ卵ニ取ツテモ、ドウシテモ上ゲ
ナケレバナラヌトスレバ上ゲルヤウニモ同
ハマスガ、是ハ工業製造品ノヤウニ、明日
カラ機械ヲ始メテ造ルト云フ譯ニハ行カヌ
ノデゴザイマス、今假ニ値ヲ上ゲテ載ケバ
悪イコトハナイノダガ、サアソレヲ翌日カ
ラソレガ出來ルカト言フト、ドウシテモ一
年ヤソコラハ、減シタモノハ元ニ復スル譯
ニハ行カナイ、ソレカラモウ一ツハ丁度今
飼料ガ無イト云フソレ私ノ所ニハ日ニ五十
本位手紙ガ來テ居リマス、今ノ飼料ヲ増加
シテ賣ヒタイ、斯ウ云フ内ニ卵モ是デハイカ
ニオ上ゲ下サルナラバ斯ウ云フ結果ハ來サ
ナイ、今肥料モ噴シク言ツテ居リマスガ、
ドモ、肥料ガ手ニ入リマスレバ宜シイガ、
是ガ時期ヲ逸シテ來テ、モウ論メテ付ケテ
來タト云フ時ニ肥料ヲオヤリニナツタ所デ
ソレハ出來ヌノデ、工業製造品ト農業生産
品ト遠フ所ハ大イニ茲ニ在ル、政府ガ餘リ
ニ低物價ニ囚ハレテシマツテ、之ヲ上ゲテ
ハ諸物價ガ上ルト云フコトデ、生産ガ出來
ヌヤウニナツタ時ニ惜テ之ヲ如何ニシテ政
府ハヤルカ、石炭問題ノヤウニ一億圓二億
圓出シテモ、此ノ米ノコトニ付テハ追付ク
コトハ出來ナイ、現ニ今年アタリハ此ノ儘
農家ハ皆待ツテ居ルノデアリマス、肥料サ
ヘ出來レバ増産ヲシヨウト思ツテ居ルノダ
ガ、遺憾ナガラ、噴シク言ツテ肥料ヲ與ヘ
テヤレバ宜イガ、若シ肥料ガ渡ラナケレバ
私共ハ國ニ歸ル譯ニハ行カヌノデアリマス、
ソレハ大臣ハ上ゲナケレバナラヌモノハ上
ゲルト仰セニナルケレドモ、マダ中々オイ

昭和十五年三月十三日發行

ソレト云フコトニハ行キハセヌ、或ル機關
ヲ經ルトカ協議ヲスルトカスレバ、其ノ時
ニハ時期ヲ逸シテシマフ、全ク其ノ量ト時ト
ガ一番大切ナモノデゴザイマス、今ノ養雞
ナドハドレ位私共ハ顧シテ行ツタカ分ラヌ、
事情ヲ懸ヘテ行ツタカ分ラヌ、今日ニ至ル
モ、尙ホ斯ウ云フコトニナツテ居ル、モウ
今日ハ專業家ヨリ外飼ツテ居リマセヌ、專
業家ハソレハ見送ヲ付ケテ居ルカラヤツテ
居リマスガ、副業ノ方ハスツカリト云フ位
ヤツテ居リマセヌ、私共ノ方ノ愛知縣ハ一
年三千万羽ノ雞ヲ出スノガ、今ハドウデス
カ、サウ云フヤウナ次第デゴザイマシテ、
農産物ハ結果ヲ見テカラ其ノ對策ヲ講ゼラ
レテハイカヌノデゴザイマスカラ、成ベク
一ツ現狀ニ適シク御處置ヲ願ヒタイト云フ
コトヲ申上ゲテ置キマス
○青木委員長 ソレデハマダ商工大臣及ビ
商工省所管ノ質問ハ通告ガ多數殘ツテ居リ
マスガ、之ヲ保留致シマシテ、明日デモ商
工大臣ニ再ビ御出席ヲ願フベク御都合ヲ附
ケテ載クコトニシテ、本日ハ是ニテ散會ヲ
致シマス
午後零時五十五分散會

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 決算委員會會議錄(速記)第十二回

會議

昭和十五年三月十二日(火曜日)午前十時三十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 青木 精一君

理事 福田次郎君 理事 鹽川 正藏君

理事 今井 新造君 理事 成島 勇君

理事 宮本雄一郎君 理事 井上 良次君

駒井 重次君 古田喜三太君

世耕 弘一君 小野 謙一君

高橋 泰雄君 森 幸太郎君

森下 國雄君 南雲 正朝君

小平 重吉君 田中 源君

宇賀 四郎君 田中 耕君

古島 義英君 愛野時一郎君

中野 治介君 長野 長廣君

米窪 滿亮君 卯尾田毅太郎君

曾和 義次君 加藤 鏡造君

小林 朝治君 松本治一郎君

出席國務大臣左ノ如シ

農工大臣 藤原銀次郎君

出席政府委員左ノ如シ

北海道廳長官 戸塚九一郎君

農林省農務局長 土屋 正三君

農林省水産局長 栗屋 仙吉君

馬政局長官 村上富士太郎君

馬政局次長 石本 寅三君

農工省纖維局長 辻 謹吾君

農工省監理局長 牧 楢雄君

農工省振興部長 妹川 武人君

農工書記官 山本 茂君

商工書記官 椎名悦三郎君

特許局長官 大貝 晴彦君

燃料局長官 東 榮二君

燃料局事務官 柳原 博光君

貿易局長官 小島 新一君

貿易局部長 菱沼 勇君

貿易局次長 新倉 利廣君

物價局次長 新倉 利廣君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三

年度各特別會計歳入歳出決算

昭和十三年度國有財産増減總計算書

青木委員長 是ヨリ開會致シマス

南雲正朝君

○南雲委員 農工大臣ニ極々簡單ナコトデ

スガ、併シ難シイ問題カモ知ラズノデスガ、

一言御尋致シマス、實ハ私ハ公定價格ノ設

定ニ付テ、非常ニ是ハ難シイコトデアリマ

スガ、同時ニ非常ニ矛盾ガアリハセスカト

云フ氣ガスルノデアリマス、特ニ價格等ノ

統制令關係ノコトデアリマスガ、此ノ統制

令ノ第二條ノ第一項關係、或ハ其ノ他ニ付

テノ許可權限方何レニアリナト云フコトハ、

非常ニ疑問ヲ持ツテ居ルノデアリマス、特

ニ私ガ此ノ際御尋シタイコトハ、我國ノ相

當重要ナ輸出品デアリマス所ノ薄荷デアリ

マス、此ノ薄荷ニ付テノ統制令第二條第一

項但書ニ依ル許可權限ハ、農工省ニ歸屬シ

テ居ルノカ、ソレトモ農林省ノ關係ニナツ

テ居リマスガ、此ノ點ヲ先ツ御尋シタイト

思ヒマス

○藤原國務大臣 今ノコトハ後刻政府委員

ヨリ御答ヲ申上ゲマス

○南雲委員 ソレデハ後ニ御答辯ヲ裁クコ

トニ致シマス、實ハ之ニ付テ私ノ調査シタ

範圍ニ於キマシテハ非常ニ矛盾ガアルノデ

ス、是ハ御聽取ダケヲ願ヒタイ、昭和十四

年ノ十二月十八日附申請ニ依ル小林桂助商

店外三名ニ對シマシテ、十四年十二月二十

八日ニ農林省ニ於テ許可ヲ與ヘテ居ル、ソ

レト殆ド前後シテ十四年十二月八日ニ申請

シ、同年十二月二十七日ニ商工省ニ於テモ

本件ニ對シテ許可ヲ與ヘテ居ル、而モ其ノ

買受價值ハ大體同様デアリマスガ、賣渡價

段ハ大變違フノデアリマス、農林省ニ於キ

マシテハ薄荷ノ方ガ二十五圓、薄荷油ノ方

ガ八圓、商工省ニ於キマシテハ薄荷ノ方

ガ二十一圓五十錢、薄荷油ノ方ガ八圓五十錢、

通算シマスト農林省ニ於テハ三十三圓、商

工省ニ於テハ三十三圓實價ヲ得ルキウナ

許可ヲ殆ド一日宛前後シテ與ヘテ居ル、斯

ク云フ事實ガアルノデアリマス、實ハ此ノ

薄荷問題ニ付キマシテハ、北海道ノ北見ニ

於キマシテ非常ニ暴騰シタ結果、自由ニ

取引ヲシテ九・一八停止令ニ違反シタト云フ

ノテ檢事局ノ捜査方行ハレマシタ、相當多

數ガ未決ニ收容サレ大問題ヲ惹起シタ、其

ノ後公定價ガ設定サレタノデアリマスガ、

其ノ設定ニ付キマシテモ斯様ナ矛盾ガアリ

マス、檢事局ニ於キマシテハ此ノ間ノ種々

ノ事情ヲ考慮サレマシテ、結局起訴猶豫ニ

ナリマシタケレドモ、非常ニ問題ヲ惹起シ

タノデアリマス、ソコデ斯ウシタコトニ付

キマシテハ、特ニ當局ニ於キマシテモ前以

テ公定價ノ設定ニ付テ善處ヲ願ハナケレバ

ナラスノデアリマス、ソコデ此ノ薄荷ノ問

題デアリマスガ、私ハ貿易關係ニ色々ノ支

障ガアルト云フコトヲ當局カラ聽イテ居リ

マスノデ、貿易ニ支障ノアル部分ニ付キマ

シテハ御答辯ハ裁カナクテモ結構デアリマ

ス、又若シ私ガ獨レタ數字ニ付キマシテ支

障ガアリマスナラバ、適當ニ速記録ヲ削除

サレテモ勿論異存ハアリマセス、特ニ此ノ

點ニ付テ少シク御尋シテ置キタイと思

マスコトハ、此ノ薄荷ハ商工省關係ニ屬ス

ル立場カラ考ヘテ見マス、非常ニ相場ノ

變動スルモノデアリマス、而モ其ノ相場ノ

變動ニ付テ私ノ所見ヲ申上ゲマス、我國

ニ於ケル薄荷ノ取引ハ、極々僅カナ十數名

ノ大手筋ガヤツテ居ルノデアリマス、而モ

生産品ノ約九割ハ輸出品トシテ世界ノ市場

ヲ動カス位ノ産額ヲ持ツテ居ルノデス、併

シ大手筋ノ殆ド自由ナ相場ノ昂上等ニ放任

サレテ居リマシテ、非常ニ相場ガ變動スル、

場合ニ依リマスト生産「コスト」ヲ非常ニ割

サウカト思ヒマスト大變儲カルコトガアル、

サウ云フヤウナコトデ農民ハ常ニ不安定

ナ立場ニ於テ此ノ栽培ヲ致シテ居ル、ソレ

ニシマシテモ「コスト」ヲ割ツタ場合ガアツ

テモ、非常ニ利益ノアル場合ガアルカラシ

テ、耕作ヲ續ケテ居ルノデアリマス、場合

ニ依ルトソレハ相當利益ガアルト云フ、ソ

レヲ樂シミニシテヤツテ居ル、所ガ偶々相

場ガ暴騰シタ場合ニ、例ノ物價停止令ニ依

故障ノ爲ニ産業ノ發展モ出來ナイト云フヤウナコトガ山ノ如ク重ツテ居ルノデアリマスカラ、今日ハ理論ナドニ餘リ拘泥シナイデ、兎モ角モ實際上ニ直チニ效能ノアルヤウナコトノ政策ヲ先以テシテ、サウシテソレカラ先ニ根本的ナ問題ハ徐々ニヤウツテ然レベキモノデアリナカト云フデアリマス、石炭増産計畫案ナドヲ提出シタノモ、ヤハリ第一付イタウナ問題ヲ取敢ズ解決シヨウ、サウシテ先ハ、石炭ヲ國家管理ニスルトカ國營ニスルトカ云フヤウナ議論モ昨日ノ本會議ニ於テ度々出マシタケレドモ、ソレハ理想カラ言ツタナラバ國家管理ニシタリ國營ニシタリスルトカ宜イト云フ議論モ無論アリマス、又宜イカモ知レマセヌ、私ニ反對政シマセヌガ、ソナコトヲシテ二年モ三年モ經濟界ヲ混亂セシメテ居ル間ニ貿易ノ振興モ止マレバ、國家ノ産業モゴトクシテ發展ヲ妨ゲタリ、國民ノ生活モ亦再ビ電力ノ飢饉トカ云フヤウナコトデ、國民ニ迷惑ヲ掛ケルト云フヤウナコトガ起ルト思フカラ、サウ云フヤウナコトヲ今日繰返ス時デアリナイ、今日ハ兎モ角モ現實ノ、議論チヤナイ實際問題ヲ解決シテ、サウシテソレカラ後ニユツクリト、サウ云フ革新ノ政策トカ云フヤウナモノハ手ニ取ツテ實行シタ方良クハナイカ、斯ウ云フノガ私ノ担ヒ所デアリマス、サウ云フ考ヲ以テ總テノ問題ヲ處理シテ居ルノデアリマスカラ、國民モ段々ニサウ云フコトヲ諒解シテ參ツテ居リマスノデ、統制ヲ強化シテ、今マデ五十年モ七十年モ自由主義經濟デヤウツテ來タモノヲ、一朝ニシテ廻レ右デ九十度ノ轉廻ニスルト云フコトハ、經濟界ニ於テ私ハ良クナイト思フツテ居ル、サウ云フコ

トハスベキモノデアリナイ、若シ統制經濟デ以テ實際ニ之ヲシヨウト思フツテモ、徐々ニサウ云フ工合ニ變化セシメテ、徐々ニ持ツテ行カナケレバ色々ナ故障ガ起ツテ運用ガ滑カニ行カナク、是ハ經濟ノコトハ御承知ノ通り總テサウデアアル、ダカラ私ナドハ今マデ自由主義經濟デ行ツタノヲ、直チ統制デ以テ廻レ右デ九十度ニ之ヲ變革スルト云フヤウナコトハ成ベク避ケテ、徐々ニ持ツテ行キタイ、斯ウ云フ考デ實際ニ即シテ徐々ニサウ云フ政策ハ實行スベキモノデアアル、斯ウ考ヘテ居リマス、ダカラ總テサウ云フ理想の理論的ニ考ヘルト如何ニモ手續イヤウデ、又徹底シテ居ラスヤウニ御考ニナルカモ知レヌケレドモ、併シ其ノ方ガ實際ハ效果のデアツテ、實際ノ效果ハ其ノ方ガ少クツテ、國民ノ苦痛ハ却ツテ其ノ方ガ少クフナラバ、昔カラ言フ急ガバ廻レノ方ガ却ツテ效果ガアリハシナイカ、ソナハ風ニ考ヘテ居リマス。

○小野委員 私人質疑ノ前段ノ將來ノ日本ハヤハリ統制經濟主義デ行カナケレバイカスト云フ商工大臣ノ御見透シニ付キマシテハ、私モ贊成ヲ表シマシテ、此ノ點ハハキリナリマシテ、隨テ生産力擴張ニ對シテモ重工業方面モ事變デモ解決ヲシタリ、又歐羅巴ノ戰爭ガ比較的早ク済ムト、折角今マデ擴張シタ此ノ重工業方面、生産ノ擱口ニ因ルト云フ心配ガ大分或ル方面ニハアウツサウデアリマスガ、將來日滿支ヲ「ブロッグ」トシタ所ノ此ノ廣イ地域ニ日本ノ重工業ガ發展シ、更ニ南洋其ノ他ノ方面ニモ日本ノ力ガ及ブト云フコトデアアルト、現

在ヤウツテ居リマス所ノ重工業方面ノ擴張ニ對シテモ、少シノ心配ナシニ是カラ益、此ノ方面ヘ行ケルト云フヤウナコトニナルト私ハ思フノデアリマシテ、商工大臣ノ此ノ御見透シニ對シテ私ハ敬意ヲ表シマス、唯念激ナル變化ニ産業革命ト申シマシテハ適當デナイカ知リマセヌガ、現ニ此ノ經濟政策ニハ一大轉換ガ來テ居ルノデアリマシテ、商工大臣モ好ムト好マザルトニ拘ラス、現下ノ日本ハドウシテモ統制經濟ヲ強化シナケレバナラズト斯ウ思ツテ居ルノデアリマスガ、唯五十年モ七十年モ今マデ自由主義ノ經濟、利潤追求ノ頭デ來タ是等ノ財界人ニ對シテ、無論九十度ノ轉換ヲセヨト云フコトハ無理ダト云フ商工大臣ノ御考ヘ方モ私ハ御尤モダト思ヒマス、其ノ貴重ナル御體論ニ依ツテ現在ノ時局ニ善處サレヨウト云フ此ノ御考ニ對シテハ多大ノ敬意ヲ表スルモノデアリマスガ、併シ私ハ漸次ニ統制經濟ニ國民ノ思想ヲ移行サシテ行クノニシマシテモ、ヤハリソコニ一ツノ指導精神ト云フモノヲ確立シ、此ノ方針ヲ再教育ヲ必要トスルト思フノデアリマス、唯段々ト慢然ト申シマシテモ、ソレヲヤラナケレバ、ヤハリドウツチノ力ガ強イカト申シマス、三十年、五十年、八十年ヤウツテ來タノデアリマスガ、少シデモ間隙ガアレバ、少シデモ統制經濟強化ニ對スル政府ノ力ガ弛メバ、元ニ引返ラウ、自由主義ノ經濟ニ還元シヨウト云フヤウナ考ヘ方ノ方ガ私ハ強イト思フノデアリマス、之ヲ政府ノ力デ、政府ノ意圖シテ居ル所ノ統制經濟ノ方ニ來付ケルニハ、ヤハリソコニ私ハ一ツノハツキリトシタ目標ヲ掲ゲテ、サ

コトデスカラ端折ツテ申上ゲマスガ、私モ最近外國ヲ廻ツテ歸ツテ來タ者デアリマス、何處ニ行ツテ見マシテモ、日本人ハ忠君愛國デ舉國一致能ク今日ノ時局ヲ乘切ツテ居ル、日本ノ經濟ガ少シモ混亂シナイデ、統制經濟ナドモ著々ト實行セラレテ居ル、是ハ全ク日本人ノ忠君愛國トカ云フ非常ニ高尚ナル、世界ノ各人種ニ優レタ一ツノ理想ヲ持ツテ居ル、其ノ事ガ今日日本ヲシテ斯ノ如ク立派ニ時局ヲ乘切ラシメルノデアアルト云フコトヲ何處ノ外國人デモ皆言ツテ居ル、ダカラ外國人カラ見ルト日本ノ今日ノ統制經濟ナドノ運用ハ、日本國民ガ一致シテ政府ヲ助ケテ、時局ヲ非常ニ能ク乘切ツテ居ル、斯ウ云フ風ニ皆見テ居ル、英吉利人デモ、亞米利加人デモ、遠方カラ見レバ、オ五ニ國ノ中ニ居ルト、何ンダコナコトデ怪シカラヌデアリナカト云ツテ色々議論シテ居ルケレドモ、外國ノ方カラ見ルト中心感心シテ日本ヲ見テ居ル、ソレガ實際ノ狀況デアリマスガ、日本人ガ英吉利ニ行ツテ英吉利ノ狀況ヲ見テ感服シ、獨逸ニ行ツテ獨逸ノ事情ヲ見テ感服シ、又亞米利加ニ行ツテ亞米利加ノ事情ヲ見テ感服スル、私ナドハ瑞典ニ行ツテ見テ、内閣ガ十年モ續イテ居ルノハドウモ偉イ、總理大臣ガ九尺二間ノ長屋カラ通ツテ居ル、奥サンハ女中ヲ使ハナイデ一人デ家ヲ切廻シテ居ル、ドウモ偉イト感心シテ歸ツテ來ル、ナアソソコトハ向フノ人ニ言ハセレバ當リ前ダ、サウ云フヤウナモノデアリマシテ、必ズシモ外國人ガ見タ通りニベカリニモ考ヘラレナイト思フノデアリマス、サウ云フ譯デアリマスノデ、日本ノ今日ノ狀況ハ、吾々日本人同志デアルト實ニ驚愕イヤウナコトガ多イ

ケレドモ、併シ是ハ前ニ申上ゲタ通りニ七十年モヤウツテ來タ自由主義ノ經濟ガ統制主義ニ變ルノダカラ、其ノ際ニ於テノ間誤ツキヤ頓珍漢ナコトガアルト云フコトハオ五ニ已ムヲ得ヌコトダ、ソコデ私ノ心持ヲ率直ニ申セバ、餘リ斯ウ云フコトニ悲觀シテハイカス、餘リ眞摯シテモイケン、併シナガラ兎ニ角斯ウ云フ際ニハ實際ノ運用ヲ上手ニシテ、皆ク之ヲ移リ變テセルト云フコトガ一番必要ナノデ、其ダ不肖ナガラ私ハ自分デ此ノ局ニ當ツタ以上ハ、兎ニ角出來ルダケ摩撻ヲ少クシテ移リ變ツテ行タト云フコトガ、私ニ課セラレタ一大使命ダ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス、ソレデアリマスカラ色々物足りナク御考ニナルカモ知レマセヌシ、不徹底ノヤウニ御考ニナルカモ知レナイケレドモ、併シナガラ兎ニ角ココヲ乘切ルノニハ、ドウシテモ實際ノ事ヲ知ツテ居ル、色々ナ苦勞ヲシタコトナラバ、此處ヲ叩ケバ斯ウナル、此處ヲ突ケバ斯ウナル、マア其ノ位ノコトハ分ツテ居ルノデアリマスガ、一方ニ統制經濟ノ斯ウ云フ立案ヲシテ、之ヲ是非ヤラナクチヤナラス、之ヲ立案シテ一番缺點ノナイヤウニ都合好ク實行スルノニハドウ云フ風ニシタラ宜イカ、ソレデアリマスガ、ソレニシテ、色々少シツツノ所ヲ滑カニシテ、アウツテモコソツチニモ油ヲ差シテ滑カニシテ、之ヲ運用シテ行カウト云フコトニ非常ニ努力ヲ拂ツテ居ル譯デアリマス、例ヘバ昨日ノ本會議ニ於テモ問題ガアリマシタシ、毎回各委員等デ國策會社ノ運用ガ宜シクナイ、政府デヤウツテ居ル國策會社ハ皆宜クナイト云フヤウナ御議論ガアツテ、相當ニ小野君カラモ過日其ノ御話ヲ承リマシタ、能

ク記憶シテ居リマス、アア云フヤウナ御説ハドノ委員會ヘ行キマシテモ出マシテ、其ノ御質問ハ御尤モデスケレドモ、私カラ申シマスト國策會社必ズシモ理想ハ惡クナイ、惡クナイケレドモ其ノ運用ガ宜シキヲ得ナイ、ダカラシテソレガ爲ニ今日ノヤウナ問題ヲ起シタノデスカラ、又小野君カラモ運用ニ付テ色々御議論ガアツタノデアリマスカ、兎モ角モ總テノ問題ニ於テ、國策會社ノミニ限ラズ統制經濟ノコトニ於キマシテモ、總テ運用ト云フコトガ滑カニ行ツテ居ナイ、詰リ才道具立テハ出來テ居ルケレドモ、何ト言ヒマスカ機械ハ整備シタガ油ガ差シテナイ、油差シノ方法ガ完備シテ居ナイ、斯ウ云フ風ニ私ハ見テ居ル、デアリマスカラ先達テ商工省デシナ話ヲシタコトガアルガ、機械ガ精密ニナレバナラ程油差シト云フコトハ困難ダ、普通ノ昔ノ蒸氣機關ナドハ一日油ヲ差セバ二日ヤ三日差サスデモ獨リデ廻ツテ居ル、チツトモ壞ハレス、ケレドモ今日ノ發電機トカ何トカ云フ電氣機械ハ、精密デ一分間ニ何千回轉スルヤウナモノハ、油ヲ差スノニ非常ニ困難デス、而上等ノ油ヲ壓力デ機械ノ中ニ押込マナケレバナラズ、サウシナイト機械ガ機テシマフ、ソレデアリマスガ、機械ガ精密ニナレバナラ程油差シト云フモノハ骨ガ折レル、其ノ油差シ專門ノ機械ガ出來テ、油差シノ良イ機械ガ發明サレテ、良イ油ヲ注込ムカラ機械ガ何千回轉シテモ機テナイ、サウ云フモノデアリマスガ自由主義經濟ト云フモノハ昔ノ簡單ナ蒸氣機關ノヤウナモノデ、油ナド一週間油差サナクテモ機テハシナイ、番人モ何モ付イテ居ラスデモ獨リデゴトシテ動イテ行ク、ケレドモ統制經

跡ヲ大臣ハドウ御考ニナルカ、此ノ點ヲ伺
ツテ置キマス

モ角今後ハ利潤ハ之ヲ眼中ニ置カスノダト
カ云フヤウナ、サウ云フ新ナ旗ヲ振ツテ、
サウシテ徒ニ一徒ニト云フ言葉ハ諸君ガ

我ニ具體的ナ事實ヲ擧ゲテ追究スルコトハ
止メマス、止メマスガ少クトモ一ツノ想像

デハナシニ、公定價格ニ依ツテ決メラレタ
物資ヲ配給スルノデゴザイマスカラ、其ノ

御話ガゴザイマシタ小賣商ノ免許制度ニ依
ツテ中小商工業者ノ犠牲者ヲ出シマス、現

鮮食料品ヲ配給致シタイ、斯ウ云フ積リ
テ立案ヲ致シテ次第アリマス

デアリマス、其處カラ「パイプ」ニ依ツテ船
ニ送リマスガ、其ノ「パイプ」ノ埋設モ許サ

ノヲ與ヘタカト云フ詳細ナルコトハ後カラ
文書ヲ御出シテ御ヒタイと思ヒマスガ、商

時ニハ備ヘナケレバナラス問題ト固ク信ジテ居リマス、詳細ノコトハ政府委員ヨリ御答申上ゲマス

スルコトニ付テ有ユル手段ヲ講ジテ、物價ノ騰貴ヲ抑制シナケレバナラスト云フ考ヲ以テマシテ、大蔵大臣ト種々折衝シテ、大蔵大臣モ全然同意ニシテ、兩大臣共出来ル限ニ審議ヲ盡クシテ、新手段ニ色々ナコトヲ考ヘテ、通貨ノ膨脹ヲ防グコトヲ極力努力シテ居ルノデアリマス、其ノ詳細ハヤハリ大蔵大臣ノ管轄デアリマス、大蔵大臣ヨリ御答申上ゲテ、御答申上ルニ付テ、是ダケ私カラ御答申上

承知ヲ願ヒタイノデアリマス、ソレカラ、ルブルハ、商工省ガ中心デアリマス、許サスハ、拓務省デアリマス、ケレドモ、商工省ガ、維維局其ノ他ガ中心ヲナサレル所ノ組織工業ヲ掌ラレル上ニ於テ、其ノ資料ヲドウスルヲウケルコト云フコトハ、アノ省此ノ省デアリマス、内閣全體カラ御考ニナラナケレバナラス、内閣全體カラ御考ニナラナケレバナラス、商工省ガ自發的、自主的ニ發動ナサレテ、斯ウ云フ不自然ヲ是正シテ行カナケレバナラスノデアリマス、ト云フコトヲ、若シ拓務大臣ガ拒ムナラ、其ノ位御主張ニナルノガ今日ノ國務大臣ノ職務デアリマス、

ヲ舉ゲルト云フコトハ困難デアリマス、本官デストラ特別ニ任用ナサラウト云フ商工大臣ノ御答申此ノ間アツタノデアリマス、況ヤ斯ウ云フ委員會ハ、樞密院トカ何トカ、隱居サレテ居ル人ヲ果シテ云フコトハ餘程考ヘモノデス、活キタ仕事スルノデスカラ、唯形式ヲ整ヘルニアラズシテ、實際ノ國民生活ト非常時認識トドウシヨウカト云フ、眼ノ前ニ掛ツテ來マシタコトヲ快刀亂麻ノ政策ニ於キマシテ解決シテ行カナケレバナラス、之ヲ優柔不斷ニ、唯集リマシテ議論シテ人ノ説ヲ聽イテ、洵ニサウダ、隨テ政府委員ノ説明デ、アアサウデスカ、異議ナシ、斯ウ云フヤウナ委員會ハモウ効果ハナイ、ソレデアリマス、商工大臣ハ折角實際カラ御出ニナリマシタノダカラ、若シハ非常ニ御期待申上ゲテ居ルノデスカ、過般ノ本會議ニ於テ場合ニ依リマシテハ特別任用ヲシナケレバナラナイトイフ位ノ御意見モアツタヤウニ、私ハ記憶致シテ居リマス、是等ノ委員會ノ改組ニ付テ併セテ大臣ノ御答申願ツテ置キタイト思ヒマス

○藤原國務大臣 大體ニ於テ藤原君ノ御説ハ御尤モト考ヘマス、今回商工省ニ於キマシテモ物價ノ機構ヲ改善サヘタイト云フガ爲ニ、委員會ヲ設ケルト云フコトニナツテ居ルコトハ、福田君モ御承知ノ通りデアリマス、之ニ付キマシテ申上ゲマスガ、是ハ今日ノ時局ニ於テ最モ必要ナル委員會デアリマス、詰リ從來ハ中央物價委員會ト云フモノガアリマシテ、ソレニ依ツテ物價ヲ取扱ツテ居リマシタケレドモ、今回ハ其ノ中央物

價委員會ヲ三ツニ分ケマシテ、サウシテ一ツヲ専門委員會トシテ、實際ノ局ニ當ツテ居ル所ノ商工業ノ方ニ、其ノ委員ニナツテ設キテ、實情ニ即シテ御協議ヲシテ、其ノ大ニハ連絡部會トモ申シマス、各省部會ニ五ニ配合セテ物價ヲ決メナケレバナリマセスカラ、サウ云フ部會ノヤウナモノヲ設ケマシテ、サウシテ少シ専門家を以テハ商工業ノ實際ニ通ジタ人ヲ以テ組織致シマシテ、サウシテ連絡ヲ圖ツテ、ソレダケヲ商工省ニ於キマシテ、商工大臣ガ自ラ其ノ會長ニナツテ、迅速ニ決定シテ、當業者ノ聲ヲ十分ニ採入シテ、迅速ニ裁キテ行キタイ、斯ウ云フ積リデアリマス、ソレカラモウ一ツノ大キナ方ハ、今マデノ中央物價委員會ノ一番頭ヲ切ツテシマウタノデアリマシテ、其ノ頭ダケヲ内閣ヘ持つテ行キマシテ、是ハ今御指摘ニナリマシタヤウニ、物價ノコトナドヲ知ラナクテモ、經濟ノコトナリ、サウ云フ諸般ノ我國ノ大局ノ政治經濟ノコトナドニ通ジタ方ニ御願シテ、サウシテ其ノ方ハ今御指摘ニナリマシタヤウナ御指點ガ物價ニ影響スルノデアリマシタカ、之ニ對シテドウスルカ、斯ウ云フヤウナ大キナ問題ハ、ヤハリサウ云フ大キナ人ガ適當ダラウト思ヒマス、其ノ大キナ問題ノミヨリ内閣ノ委員會ニ掛ケテ、サウシテ内閣決定シテ行カウ、ソレハ何トナレバ通貨膨脹ノ如キ問題ハ、商工省ノミデモイケナイ、又大蔵大臣ノミデモイケナイカラ、各省ニ跨ツテ居ル、サウ云フ國家ノ大キナ問題ダカラ、成ベク大キナ人物デ、サウ云フコトニ經驗ノアル方ニ御願シテ、サウシテ審議シテ裁キテ、其ノ意見ヲ聽イテ上デ内閣ノ之ヲ是ナリトシタラバ、内閣ノ責任

ニ於テ實行スル、コンナヤウナ工合ニシタナラバ、今ノ時勢ニ最モ適當シタ良イ委員會ガ出來ルノデアリマシタノコトヲ云フヤウナ積リデ、今委員會ヲヤツテ居ル譯デアリマシタマシテ、能ク世間カラ言ハレマスガ、委員會ヲ拵ヘテ、政府ガ責任ヲ通レルノダトカ、宜イ加減ニ人ヲ集メテ、宜イ加減ノコトヲシテ居ルノダラウト云フヤウナ、色々ナコトガゴザイマス、今回商工省ニ於テ、内閣ニ於テ計畫シテ居ル所ノ委員會ナドハ、サウ云フヤウナ積リハ毛頭ナイノデアリマシテ、責任ハ内閣ガ持チ、商工大臣ガ持つヤツテ見ヨウ、斯ウ云フ實際カラ考ヘ出シタ一ツノ政策上必要ナル委員會ヲ作ツテヤラウト云フ熱心ヲ以テ計畫シテ居ルノデアリマシタマシテ、念ノ爲ニ申上ゲテ置キマス

○福田委員 大臣ニ對シマス、私ノ質問ハ、御急ギノヤウデアリマス、他日ニ留保致シテ置キマシテ、是デ打切りマスガ、唯モウ一ツ御考シテ置キマス、ハ、昨年モ問題ニナツタノデアリマスガ、各省ヲ通ジテ委員會ヲ御設ケニナリマスニ付テ、現職ナリ、其ノ他所謂休職ノ方々ガ委員ニオナリニナリマス、所ガ中ニハ五ツモ六ツモ委員ヲ兼テ居リマシテ、自分ノ本職モ申シ共ノ人デ出來ヌ位デアリマス、七ツモ八ツモ、中ニハ十モ十五モ委員ヲ兼テ居ルコト云フコトハ、是ハモウ形式ニ流レテ、實際ニハ效果ガ半ガラスト思ヒマス、ソレデ名前ヲ連ネテ居ルト云フ形式ハ宜シイカ、實際ニ於テサウ云フコトヲサレタノデアリ、次官ナラ次官一ツノ仕事ダケデモ、人ニ會見シタリ、其ノ他決裁シタリ、スルダケデ中々容易ナモノデアリ、ソ

レガ數十ノ委員ヲ兼ネルト云フコトハ、是ハ能率ノ増進ノ上カラ云ツテモ人物經濟力ヲ云ツテモ不能デモアリ、面白クナイト思ヒマス、ソレデ斯ウ云フ弊風ヲ一ツ御一掃ヲ願ヒタイト云フコトト、ソレカラ凡ソ三ツ以上ノ手當ハ、昨年モ問題ニナリマシタガ、總テノ委員ヲ兼テ居ルト、下ノ方ノ勤任官ナカノ役人ノ方ガ却テ國務大臣ヨリ遙ニ給料モ多イ、斯ウ云フコトガ民間デハ大問題ニナツテ居リマス、斯ウ云フコトモ大臣ハ相當ニ御改革ニナリタイ、只今委員會ノ組織ニ付テハ御意見ヲ拜聽致シマシテ私共洵ニ喜ブノデアリマスガ、モウ一ツ百尺竿頭一歩ヲ進メテ、サウ云フヤウナ出來ナイコトト、名前ダケノ委員ト云フコトヲ御考ヘニナルト同時ニ、凡ソ幾ラマデ手當ヲ出スカ、ソレ以上ハ兎ニ角名譽デヤツテ貰フコト云フヤウナコトヲナサルコトガ國民ノ總テニ對シマスル感シモ宜イノデアリマス、是レ一ツダケ御同致シマシテ他日ニ留保シテ、國務大臣ニ對スル質問ハ、打切り、後ハ政府委員ヨリ御答申ヲ願ヒタイ

○藤原國務大臣 私人責任ヲ通レル譯デアリマセマスガ、實際ノ問題、サウ云フヤウナ内情ニ付テマダ十分研究ヲ致シテ居リマセスカラ、是ハ本當ニ研究ヲ致シテ置キマス、能ク調査ヲ致シマシテ、其ノ上ニ適當ニ取計ラヒタイト思ヒマス

テ、永ク其ノ資源ヲ維持スルニキリ...

シ漁撈條件ヲ一掃ニ申上テ...

動スルト云フコトニナリ...

實的ニ會社側ガ直轄シタリ...

○南雲委員 能ク了承致シ...

○要屋政府委員 先程御述...

○南雲委員 段々申上...

御話ガアリマシタヤウニ...

付テ絶對ニ有利ナ地位ニアル...

點ヲ會社モ心配シテ居リ...

スル者デアリマス...

御話ガアリマシタヤウニ...

テ宜イカドウカト云フヤウナ點ニ付テハ、相當私共モ考慮シヨウト思フテ居リマス、又競馬會ハ益發達シテ居リマスガ、馬主ガ經濟的ニ惠マレテ居ラナイト云フコトハ確ニ私モソレヲ認メテ居リマス、而シテ今後ノ競馬ニ付キマシテハ、競馬會ト馬主ト此ノ兩方共存共榮ヲ行カサレバナラズ、隨テ馬主ノ經濟的ニ惠マレナイモノニ付テ、何カノ方策ヲ以テ此ノ負擔ヲ輕減スルコトニ付テハ、私モ同意デアリマス

○古島委員 サウ云フヤウニ親切ニ御答下サレバ私モ聲ヲ大キクシナイ、實際日本競馬會モ馬主モ調教師モ騎手モ共存共榮ヲ行カサレバナラズト云フナラバモウ少シ親切ナル御答方出來タコトデアラウト思フデアリマス、ソコデ私ハ承ルノデアリマスガ、ドウモ日本競馬會ガ日本競馬會馬施行規程ナルモノヲ設ケテヤツテ居ル、此ノ規程ハ法律ノ結果サウ云フモノヲ設ケサセラレルノデアリマスカラハ、致シ方ナクデアリマスガ、其ノ規程ト云フモノハ、斯様ナコトデ日本競馬會ガ獨自ノ立場カラ拵ヘタ規程デアリマスノデ、勢ノ赴ク所ドウモ日本競馬會ノ利益ヲ爲ノミ書イテアル、如何ニモ自分ノ方ノ團體拵ヘタ規程ナルガ故ニ馬ノ所有者デアルトカ、或ハ調教師或ハ騎手、馬丁ト云フ方面ハ餘リ考慮ニ入レテナイノデアリマス、其ノ爲ニ競馬會ニ非常ナ紛争ガ起ル、此ノ紛争ガ容易ナラズ所マデ發展シテ參リマス、其ノ紛争ノ起ツタ時ノ制裁ヲドウスルカト云ヘバ、同じ此ノ規定ノ中ニ制裁ト云フ箇所ガアツテ、其ノ制裁規程ニ基イテ制裁ヲ受ケテシマフ、斯ウ云フコトニナルノデアリカラ私ハ別ノ場所デアリマスガ、其ノ方ニハ是ノ調停法

ヲ拵ヘタラドウカト云フ建議ヲ出シテ置キマシタ、是ハ農林省カラ見マシタラ斯ウ云フ此ノ規程ノ儘デアナクノ仰シタル共存共榮方出來ルモノト思フカ、是デハ不十分デアリ、之ヲ改正サセルカ若クハ之ヲ救済スル所ノ何カノ法規ヲ作ル必要ガアルノデアリカト私ハ思ヒマスガ、アナタノ御考ハドウデアリマスカ

○村上政府委員 此ノ競馬會ノ施行規程等ハ改正スベキ必要ガアル所ハ今後モドシド改正シテ宜シイノデアリマス、唯調停ノ爲ニ特ニ法律ヲ設ケルコト云フコトハ今ノ所私共ハ考ヘテ居リマセス

○古島委員 調停法ヲ設ケナレバ調停出來ヌノデアリマス、ソレハナゼサウ云フカト云ヘバ、此ノ日本競馬會ノ施行規程ニ依ル制裁ハ、是ハ百七十八條以下ガ其ノ規定ヲ停止スルコト云フヤウナ規定ガアリマス、或ハ二百四以下ノ過意金、是ハ罰金デアリマス、斯ウナルト、三年モ出場ヲ禁止サレタリ、或ハ二百四以下ノ過意金ヲ取ラレト云フヤウナコトハ、私ハ若シ農林大臣ガオイデナラバ、是ハ憲法違反ダト申上ゲタイ、憲法二十三條ニハ何ト書イテアルカト云ヘバ「日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁刑罰受クルコトナシ」ト斯ウ書イテアル、而モ「司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ」左様ナコトニシテ日本ノ臣民ノ權利ト云フモノハ保護サレテ居ルノデアリマス、一團體、一法人デアテ居ルノ日本競馬會ナルモノガ、斯ノ如キ三年間モ出場ヲ禁止スルヤウナ或ハ二百四ノ罰金ヲ取レルヤウナ、斯ウ云フ規定ヲ拵ヘテ、是ガ日本臣民ノ純然タル權利ノ規定ト

テアリマス、是ハ大變問題ニナル、競馬ニ與テ罰金ヲ使フコトハ出來ヌト斯ウナツテ居リマスカラ、無論ノコト與テ罰金ヲ使フヤウナコトガアツタラバ、其ノ馬ヲ検査スル、血液ノ検査モ出來レバ、其ノ他ノ處置モ出來ルコトニナツテ居リマス、其ノ結果ハドウデアルカト云フト、馬ノ走ツテ參リマシタ其ノ第一著ノ馬ニ向ツテハ、口ノ中ニ、ガゼヲ入レテ唾液ヲ採リマス、或ハ吐ク方ノ息ヲ吸テ採リマス、之ヲ検査シマシレバ、其ノ中ニ「アルコール」分ヲ含ンデ居ルト判定受ケ、若クハ之ニ「カフェイン」ヲ含ンデ居ルト云フコトノ判定受ケマス、此ノ判定ヲスルノハ、誰ダト云フト、日本競馬會カラ帝國大學ノ農學部ニ此ノ鑑定ヲ願フテ、サウシテ田中花雄教授ガ之ヲ判定ヲ致シテ、コウチニ來ルト其ノ鑑定結果ニ決メラレルノデアリマス、ソコニ異議ガアツタ時ニ、是レヲ救済スル方法ガ何處ニアルカ、實際カラ言フナラバ、「アルコール」分ハ餘リ牧草ノ中ニハ入ツテ居リマス、現在ノ學術的經驗カラ言フナラバ、「アルコール」ハ牧草ノ中カラ抽出スルコトハ困難デアアルガ、「カフェイン」ダケハ牧草ノ中ニ含ンデ居ルノデアルト云フコトガ學者ノ定説ニナツテ居ル、而モ「カフェイン」ガ抽出ダケノコトニ依ツテ、出走ヲ停止スルコトモ出來レバ、賞金ヲ沒收スルコトモ出來ル、此ノ賞金ヲ取上ゲラレタモノガココ數年ノ間ニ五十八頭カラアル、五十八頭デ八万圓アル、而モ其ノ一頭ノ馬ニハ、馬ノ所有者ガアリマス、調教師ガアリマス、騎手ガアリマス、馬丁ガアリマス、斯ウ云フモノヲ計算スルト、百二十何名ト云フ者ハ是ガ爲ニ犧牲ニナツテ居ル、斯ウ云フ拵方

兩立スルカドウカ、憲法違反ナルガ故ニ、斯様ナモノハ寧ろ法律ノ規定ニ依ツベキモノデアル、若シ法律ノ規定ニ依ツベキモノナルガ故ニ法律ノ規定ヲ改正スルマデノ過渡的ノ規定デアルト云フナラバ、是レ調停法ヲ設ケル必要ガアル、調停自體ノコトハ何デアツテモ宜イ、アナタモ御承知デアリマセウ、人事調停法ト云フモノヲ拵ヘタ、夫結婚等モ宜カラウ、或ハソコノ家ノ親族ノ間ノ貸借ノ問題モ宜カラウ、家屋ノ問題モ宜カラウ、親族間其ノ他一家内ニ於ケル家庭爭議ト云フモノハ何デモ此ノ調停法ニ依ツテ調停スルコト云フ法律マデ拵マシタ、而モ人事調停法ノ如キハ今日大分評判ヲ好クシテ居ルノデアリマス、此ノ中ニ御覽ノ如ク辯護士ノ方モ居リマスガ、辯護士ガ僅ニ反對ヲシタ位デ、是レ施行ヲシテ見ルト、案外成績ガ好イノデアリマス、斯ウ云フ日本競馬會ト云フヤウナ強力ナル法人ト稱キ馬丁デアルトカ、或ハ騎手デアルトカ、或ハ調教師デアルトカ、斯ウ云フ者ノ紛争ヲ如何様ニシテ調停スルカ、仲裁スルカト云フ爲ニハ、一ツノ單行法ヲ設ケレバ出來ルノデアルカドウカ、設ケルコトハ必要ガナイト云フノデアルカ、ソレマデノ手數ヲセズデモ、何カノ仲裁ヲスル方法ガアルト云フ意味デ言フノカ、其ノ點ヲハツキリ御答ヲ願ヒタイ

○村上政府委員 是ハ競馬會ノ内部ノコトデアリマスカラ、例ヘバ過意金ト云フモノハ御承知ノ通り此ノ頃色々ナ組合等ニモ過意金ヲ科スル、過意金ヲ科シタ場合ニ於テ、ソレハ必ずソレデ拵フカドウカ、是ハ結局其ノ紛争ハ民事裁判ニ持ツテ行カナレバナラズ、隨テ此ノ競馬會ダケノコトニ付キ

マシテ、特ニ單行法ヲ設ケル必要ハナイト私ハ考ヘテ居リマス、但シ色々騎手或ハ馬丁、サウ云フモノト競馬會トノ間ニ紛争ヲ來スト云フコトハ、是ハ好マシイコトデナイ、又競馬會モ從來ヨリ一層此ノ點ニ付キマシテハ注意致シマシテ、例ヘバ馬丁ノ生活ノ安定等ニ付キマシテハ、此ノ度相當ノ施設ヲシテ居リマス、尙ホ騎手其ノ他ニ對シマシテモ、唯高壓ヲ以テ向フ云フヤウナコトデハ、是ハハイケナイノデアリマシテ、是等ノ點ニ付キマシテ、必要トアルナラバ、此ノ競馬法ノ第三十二條ニ依リマシテ、色々吾々ノ方カラ命令ヲ出シ得ルコトニナツテ居リマス、左様ナ次第デアリマシテ、然ラバ從來此ノ過意金ナリ或ハ制裁ガ相當重イデハナイカト云フ御話ハ、是ハ元來此ノ競馬ト云フモノガ公正ニ行ハレナケレバナラズ、ソコデ公正ニ行ハレニハ、相當嚴格ガ規定ヲ以テ公正ヲ維持シテ行カウト云フ趣旨カラ斯ウ云フ風ニ出テ居リマス、併シナガラ次第ニ此ノ競馬モ日本競馬會ニ統一セラレ、而シテ馬主等モ、今ハ皆立派ナ紳士ガ馬ノ所有者デアリ、騎手其ノ他ノ人格モ向上シツツアルノデアリマスカラ、將來ニ於キマシテハ、成ベク斯ウ云フコトハ次第ニ緩和シテ行クコト云フ方向ニ進マシテ行キタイト思ヒマス、唯法律ヲ作ルト云フコトハ、法律ヲ作ツテモ、法律ニ基イテ又五ニ調停裁判ト云フコトデ争ツテハ何ニモナラナイノデアリ、法律ニ依ラズシテサウ云フコトハ解決シテ行キタイト思ヒマス

○古島委員 サウ云フヤウニ親切ニ御答下サレバ私モ聲ヲ大キクシナイ、實際日本競馬會モ馬主モ調教師モ騎手モ共存共榮ヲ行カサレバナラズト云フナラバモウ少シ親切ナル御答方出來タコトデアラウト思フデアリマス、ソコデ私ハ承ルノデアリマスガ、ドウモ日本競馬會ガ日本競馬會馬施行規程ナルモノヲ設ケテヤツテ居ル、此ノ規程ハ法律ノ結果サウ云フモノヲ設ケサセラレルノデアリマスカラハ、致シ方ナクデアリマスガ、其ノ規程ト云フモノハ、斯様ナコトデ日本競馬會ガ獨自ノ立場カラ拵ヘタ規程デアリマスノデ、勢ノ赴ク所ドウモ日本競馬會ノ利益ヲ爲ノミ書イテアル、如何ニモ自分ノ方ノ團體拵ヘタ規程ナルガ故ニ馬ノ所有者デアルトカ、或ハ調教師或ハ騎手、馬丁ト云フ方面ハ餘リ考慮ニ入レテナイノデアリマス、其ノ爲ニ競馬會ニ非常ナ紛争ガ起ル、此ノ紛争ガ容易ナラズ所マデ發展シテ參リマス、其ノ紛争ノ起ツタ時ノ制裁ヲドウスルカト云ヘバ、同じ此ノ規定ノ中ニ制裁ト云フ箇所ガアツテ、其ノ制裁規程ニ基イテ制裁ヲ受ケテシマフ、斯ウ云フコトニナルノデアリカラ私ハ別ノ場所デアリマスガ、其ノ方ニハ是ノ調停法ヲ拵ヘタラドウカト云フ建議ヲ出シテ置キマシタ、是ハ農林省カラ見マシタラ斯ウ云フ此ノ規程ノ儘デアナクノ仰シタル共存共榮方出來ルモノト思フカ、是デハ不十分デアリ、之ヲ改正サセルカ若クハ之ヲ救済スル所ノ何カノ法規ヲ作ル必要ガアルノデアリカト私ハ思ヒマスガ、アナタノ御考ハドウデアリマスカ

連中ト相談シテハ駄目デアリマス、馬ノ方ノ係ト相談シテハ馬ニナルカ...

カ國家ハ收入ガアリマセス、十四年ニナツテ漸ク四百七十六圓ノ收入ガアツタ...

員ヲ幾人、寄附ヲ受ケタ物品ハドレダケノ藥ヲドレダケ受ケテ居ルト云フコトヲ明細ニ...

室ノ御賞典ガ頂戴出來ルノデアリマス、カニ、競馬界ニ於ケル無上ノ榮譽デア...

スノデアリマス、是ダケハ特ニ重キヲ置イテヤラネバナラスノデアリマス、日本競馬...

ガ、競馬ノ施行ニ當リマシテハ開進ノナイヤウニ十分ニ監督ヲシテ居リマス、尙ホ其...

的ナコトニ向ツテハ返事ガ出來ナイト云フニ決ツテ居リマスガ、私ハ開進ガアツテカ...

ガ參ツタノデアリマス、サウシテ其ノ結果「アレジュア」號ト云フ、是ハ中々有力ナ馬...

前ニ出立登録ヲ受ケテ、其ノ直前ニ又再ビ登録検査ヲスルト云フガ如キ町重ナル手續...

○古島委員 長官ハモウ少シ落着イテ私ノ言フコトヲ聽イテ下サイ、私ハ番組ノ印刷...

○古島委員 重々輕微ト云フコトノ區別ハ出來マス、事ハ昨年ノ春期ノ阪神競馬デアリ...

途申デヤラレテハ話ヲ折ラレルウデ、洵ハ私ノ言フノ如クハ、其ノ一著ニナツタコ...

カヲハ御承知ノ通り海外外仕事ヲ致シマ
ス關係上、向フノ勞働法ニ依ツテヤラナケ
レバナラス、又向フニ於テハ色々ノ施設ニ
付テ相當要求スル、又生産方面ニ於テハ壓
迫スルト云フヤウナ状態デアリマシテ、會
社自體トシテハ、自分ノ營業ノ状態ハ成
立ツテ行カスト云フヤウナ状態ニナツテ居
ルノデアリマス、斯ルガ故ニ此ノ石油資源
ノ重要ナルモノハドウシテモ確保シナケレ
バナラスト云フ意味ニ於キマシテ、政府ハ助
成シテ行カケレバナラス、斯ウ云フヤウ
ナ次第デアリマシテ、昨年ニ於テモ助成
ヲシテ參テアリスガ、此ノ強度ナ
ル壓迫ハ十二年度カラ起ツテ參テ居ル
デアリマス、隨テ政府ト致シマシテハ、此
ノ重要ナル石油資源、殊ニ最近ノ國際情勢
ニ於キマシテハ、其ノ重要性ハ益々加ハツ
テ居ルト感ズルノデアリマス、斯ルガ故ニ
政府ハ出來ルダケノ補助ヲシテ此ノ事業ヲ
確保シテ行クト云フ信念ヲ以テマシテヤツ
テ居ル次第デアリマス

○福田委員 此ノコトガ始マリマスル昭和
十三年度ノ豫算總會ニ於テ私ノ言ウク意味
ハ、今アナタノ仰セニナリマシタヤウニ、
非常ニ壓迫ガゴザイマスカラ、是ダケノ金
ヲ使ツテモ到底事業ノ遂行ハ出來ナイ、確
保ハシナケレバナラスガ、向フテ仕事ノ出
來ナイノニ、國家ガ十三年度三百萬圓、十
四年度四百萬圓、十五年度二百何千圓
ト云フヤウニ出シテモ意味ガナイ、斯ウ言
フノデス、從來相當貢獻シテ居ルカラは位
ノ損害ハ仕方ガナイト云フヤウニ聞エマセ
ヌガ、私共サウ云フコトハ受取リ難イ、此ノ
利權ヲ確保スルコトハ何人モ死力ヲ盡サネ
バナラス、當時ノ外務大臣ハ實力ニ訴ヘテ

ナイ、併シ會社ガ可哀相ダカラ會社ヲ助ケ
テヤラウ、斯ウ云フヤウニ言ハレルナラバ
言ハレルデ、豫算ノ編成ノ仕方モ變ツテ來
ルト思フ、今マデ貢獻ガアツタカ云フノ
デハナイ、十二年、十三年、十四年、十五
年ニ互ツテ斯カル莫大金ヲ出シテモ、其
ノ石油ヲ確保スルコトガ出來ナイ、カタン
グリノ方澤山出ル、是ハ結構デアラガ、ソレ
ヲ日本ニ送ルコトハ出來ナイ、サウ
云フモノニ金ヲ出スカドウカ、其ノコトヲ
御尋シテ居ルノデアリマスカラ、其ノ邊御
覽承ノ上御答ヲ願ヒマス

○福田委員 是ハ餘程重大問題デアリマシ
テ、設備ガ要ル、準備費ガ要ルト云フガ、
是ハモウ十三年度ノ決算前ニ皆準備ハ出來
テ居ルノデス、石油ヲ波上ゲテ、カタン
マデ出來テ、ソレカラ「パイプ」ヲ送ラウト
云フ計畫ヲシタノデスガ、其ノ「パイプ」ノ
埋設其ノ他ヲ許サナイモノデアリマス、カ
ラ、ソレデ十二年ノ末カラバツタリ止ツテ
居ルノデス、是カラナラバ準備ガ要ルノデ
アリマスケレドモ、「オハ」ノ方ハモウ石油
ガ少クナツテ來テ居ル、ソレデ「カタングリ」
ト云フノハ非常ニ不便ナ所ニアリマスガ、
試掘ノ結果ハ非常ニ良好デ、準備ガ出來ル
ヤウニ數年間金ガヤツテアル、サウシテ工
場モ出來、「パイプ」モ出來テ、後ハ唯波出
シテソレラドシノ内地ニ送ツテ來ルト云
フダケニナツテ居ル、準備ハ要ラスノデス、
ソレニ付テハ「石」ニ付テ幾ラト云フヤ
ウニ、國ガ補助シテヤルト云フ所カラ此ノ
計畫ガ出テ居ル譯ナラズ、準備ハ宜イ加減
ソコヲ明ニサラスト、決算デハ宜イ加減
ナコトヲ默認シテ置ク譯ニハイカナイ、ア
ナタハ石油ヲ有效ニ搬出スル爲ニ、ソレカ
ラ増産スル爲ニ之ヲヤルノダ、其ノ爲ノ補
助ガ、斯ウ仰シタルガ、所ガ増産モ何モシ
ナイ、石油ヲ持ツテ來ナカツタモノニ對シ
テ、斯ウ云フ全ク行使サレル、ソレガ十三
年ダケナラ宜シイガ、十四年度ハ一層殖ニ

マシ、十五年度、十六年度、皆續クノデス、
會社ガ仕事ガ出來ナイデ、此ノ儘會社ヲ潰
スノハ可哀相ダカラ、其ノ補助金トシテ、
詰リ救助費トシテ出スノダト云フナラ、茲
ニ款項ガ違ツテ來ナケレバナラナイ、ソレ
ヲ言フノデス、現在ノ北澤石油會社ト云
フモノハ、仕事モ何モ出來ナイ立ツテ行
カスカラ、役員モ入ツテ居ルコトデアリシ、
又何カノ時機ニハ露西亞ヲ屈伏サセテ大イ
ニ仕事ヲサセルカラ、政府ニ於テソレマデ
ノ間ヲ維持スル爲ニ補助金ガ必要ダ、斯ウ
云フコトナラ吾々モ必要ダと思フノデス、
併シ會社ヲ維持スルダケナラ是ダケノ金ハ
要ラス、其ノ點ヲ御尋シテ居ルノデス

○榎原政府委員 先程申上ゲマシタ設備費
ト云フノハ設備ノ費用デハナクシテ、設備
ナリ其ノ他準備シテ掛ル、サウスルト其ノ
設備ニ依ツテ油ヲ出サナケレバナラス、所
ガ油ガ出ナイト其ノ設備ト云フモノハ非常
ニ負擔ニナルノデアリマス、昭和十一年度
マデハ設備ノ費用モ掛ケマス、油モ出ル、
ソレデ所謂設備ノ完全ナル價却モシテ行ツ
タ譯デアリマスガ、昨年ニ於キマシテ設備
其ノ他ハ準備シマスガ、油ガソレニ相應シ
テ出ナイト云フコトデ、其ノ負擔ト云フモ
ノハ壓迫ニナツテ來ルノデアリマス、カタ
ングリハ鐵管敷設ニ付テ交渉シテ居リマ
スガ、之ヲ許サレナケレバ已ムヲ得ズ相當
ノ經費ヲ以テ、カタングリカラ船運ビマス、
私モ先年「オハ」カタングリニ參リマシテ能
ク實情ヲ見テ參リマシタガ、鐵管ヲ敷設シ
テ參リマスルナラバ、經費モソレ程掛ラナ
イデ行ク譯デアリマスガ、「カタングリ」カ
ラ「オハ」ニ油ヲ運バナケレバナラス、又其
ノ他ノ搬出ニ付テモ、内地ト違ツテ非常ナ

困難ヲ伴ツテ居ル、ソレガ豫定通り遂行出
來ナイト云フコトニナリマス、ソレ等ノ
資源ヲ維持確保シテ行カケレバナラスト
云フ點ニ付キマシテ會社ガ仕事ヲシテ居
リマスカラ、ナハリ會社ノ負擔ト云フ點ハ
政府ガ之ヲ見テヤラナケレバナラス、サウ
云フ點デアリマス

○福田委員 此ノ上ハ議論ハ致シマセ
ヌガ、然ラバ十三年十四年ニ於キマシテ幾
應ノ生産ガゴザイマシタカ、「カタングリ」
カラ「オハ」マデ送ルト云フコトハ、陸上交
通モナイノデアリマス、又船運出シマシテ
モ其ノ附近ニハ港モナク中々容易デハナイ
ガ、アナタノ御話デハ「カタングリ」カラ
「オハ」ニ持ツテ行ツテ、此處カラ内地ニ持
ツテ來テ居ルト云フヤウナ御意向ダラウト
思ヒマスガ、サウスルト、十三年十四年ニ
ハ幾應ノ産出ガアツタノデゴザイマス、サ
ウソレヲ御伺シテ見タイ

又道路ノ開鑿モ妨害シテ居ル、サウスレバ
何處カラ「オハ」マデ持ツテ參リマス、サウ
云フ點カラ、今マデ政府ガ非常ニ金ヲ掛ケ
タ「カタングリ」ト云フモノハ、モウ殆ド利
用スル餘地ガナイ、ソレデアリマスカラ、仕
事ヲシナイモノニ是ダケノ金ヲ出ス、是ハ
數百萬圓カ出ルト云フ豫定ノ下ニヤツタ
デアルカラ、出ナクトモ此ノ豫算ヲ消化ス
ルト云フコトハ、議會トシテハ餘程困難デ
アル、ソレヲ申上ゲルノデス、ダカラ數量ヲ
御申シニナラスト云フコトハ、何モ御申
シニナツタカト云フテモ少シモ構ハナイノ
デスガ、申セナイノダラウト思フ、餘リ出
テ居ナイカラ、ソレデハ幾百圓出ルト
云フコトヲ豫定シテ出シタ所ノ金額ハ、何
モ出ナイデ唯職員ヲ減ラシテ整居シテ居ル
ノダカラ、非常ニ減少シテ來ナケレバナラ
ス、三分ノ一ニモ少ナリ得ルノデアリマ
スカラ、ソレヲソレデ宜シイカラ、三分
ノ一ニ減ジテ、サウシテ、是ダケノ會社ヲ
助ケテヤツテ居ル、何レ機ヲ見テ捲土重來
ヲ期スルノダト云フナラ、ソレデ宜シイ、
此ノ儘デハ大變ナ問題ダラウト思フ、一體
議會ハ今日マデ豫算ノ執行ニ付テハ國民ニ
對シテハ非常ニ中譯ナイコトガ多イノデス、
併シソレハ兎ニ角今日ノ議會組織デハ本當
ノ調査ガ出來ナイ、ダカラ政府ハソレニ立
籠ツテ一層斯ウ云フコトガアルノデアリマ
スガ、吾々ハ是ト思付イタ所ハ、國民代表
ト致シマシテ何處マデモ忠實ニ其ノ本務ヲ
完ウセナケレバナラス責任ガアルノデアリ
マスカラ、吾々ガ數年間此ノ決算委員會ニ
立籠リマシテ縁ノ下ノ力ヲ致シマスル所
以ノモノモ其處ニアル、此ノ金ハ國民ノ膏血
デアツテ容易ナラザル國民ノ血ト脂ノ結晶

御意見ヲ承テ置キマス

○撫原政府委員 北構太ノ石油ニ付キマシテ、根本ノ重要性ハ先程申上ゲタ通りデアリマス、只今ナハリ油ノ出マスルノハ「オハ」カラ相當出マス、ソレカラ其ノ輸ノ「エハ」ト云フ所モゴザイマス、「エハ」モ可ナリ優良ナル鑛區デアリマスガ、折角試掘ヲシ、探掘鑛區ニ編入シ得ル價値ガアリマスガ、露西亞側ハ之ヲ許サスト云フヤウナ狀況デアリマシテ、ソレ等ノ費用モ投ジテ居リマスガ、探掘鑛區ニ編入出来ナイケレド油出セナイト云フヤウナ狀況デアリマシテ、先程御説ノ通り十分ナ油ハ出テ居リマセス、併シ十分ナル油ガ出マスレバ會社ノ維持ト云フモノハ容易デアラウト思ヒマスガ、其ノ油ノ出マセスト云フノハ、先程申上ゲマシタ通りニ出ス準備ヲシテ掛ラナケレバナラス、所ガ壓迫ノ爲ニ出ナイト云フコトニナリマシテ、ソコデ會社ノ負擔ガ多クナル譯デアリマス、是ハ細カイ點ニ互リマスガ、色々ノ施設モゴザイマス、又物資ヲ運シテ參リマスト、向フデハ先ヅ壓迫ノ爲ニ此ノ品物ハイカスト言ツテ又送り返シマスト云フヤウナ點モアリマス、ソレカラ人ヲ送ラナケレバナラスト云フノニ、查證モ延々ニナツテ、サウシテ八月ノ終ニ許サレテ行ク、併シ人ハ準備シテ置カナケレバナラスト云フヤウナコトモゴザイマスシ、作業ノ遂行上ソレ等ノ點ニ付テハ極力排除シテ參ラナケレバナラスト思ツテ居リマス、結局ソレ等ノ點ガ排除致サレマスレバ、只今ノヤウナ事業體系デハナイト思ツテ居ルノデアリマスガ、遺憾ナガラ過去ニ於テサウ云フ狀況デアリマシタ爲ニ、政府ニ於テモ助成シテ行カナケレバナラス、今後ニ付キマシテ

ハ吾々當局ハ此ノ事業ヲ遂行スル上ニ於テ、其ノ問題ノ重要性ニ鑑ミマシテ十分遂行シ得ル信念ヲ以テ益々努力シテ行キタイト思ツテ居リマス

○福田委員 此ノ事ニ付キマシテノ質問ハ打切リマシテ、今物價局長其ノ他次長モオ居デニナリマセヌカラ、質問ヲ留保致シテ置キマシテ、私ハ是デ終リマス

○塩川委員 一寸資料ノ追加ヲ御願シタイト思ヒマス、ソレハ産業組合中央會、全販聯、全購聯及ビ日本競馬協會、帝國農會、商工會議所、其ノ他是ト性質ヲ同ジウスル團體ノ役員ノ手當、旅費、退職慰勞金等ノ最近五箇年間ノ金額ヲ調査シテ、其ノ書類ヲ戴キタウゴザイマス

○青木委員長 ソレデハ商工省所管ニ關スル殘餘ノ質疑ヲ留保致シマシテ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス
午後五時二十分散會

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 決算委員會會議錄(速記)第十三回

(三三三)

會 議 昭和十五年三月十三日(水曜日)午前十時三十七分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 青木 精一君
- 理事 福田次郎君 理事 鹽川 正藏君
- 理事 今井 新造君 理事 成島 勇君
- 理事 宮本雄一君 理事 井上 良次君
- 駒井 重次君 世耕 弘一君
- 小野 謙一君 森下 國雄君
- 南雲 正朝君 小平 重吉君
- 田中 源君 宇賀 四郎君
- 今成留之助君 田中 耕君
- 古島 義英君 愛野時一郎君
- 中野 治介君 長野 長廣君
- 西田 郁平君 米窪 滿亮君
- 卯尾田藏太郎君 仲西 三良君
- 會和 義次君 加藤 鏡造君
- 土田 莊助君

出席國務大臣左ノ如シ

- 大藏大臣 櫻内 幸雄君
- 陸軍大臣 畑 俊六君
- 農林大臣 島田 俊雄君

出席政府委員左ノ如シ

- 北海道廳長官 戸塚九一郎君
- 大藏政務次官 木村 正義君
- 大藏參事官 松田 正一君
- 大藏省主計局長 谷口 恒二君
- 大藏省主稅局長 大矢半次郎君
- 大藏省理財局長 相田 岩夫君
- 大藏省銀行局長 入間野武雄君

大藏書記官 永井 勻君

大藏書記官 植木庚子郎君

大藏書記官 氏家 武君

大藏書記官 湯地謙爾郎君

陸軍主計中將 石川半三郎君

陸軍主計大佐 森田 親三君

馬政局長官 村上富士太郎君

商工省鐵鋼局長 塩谷野野吉君

商工省化學局長 永田彦太郎君

商工省纖維局長 辻 謹吾君

商工省振興部長 妹川 武人君

商工書記官 山本 茂君

特許局長官 大貝 晴彦君

燃料局事務官 柳原 博光君

物價局長官 新倉 利廣君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算

昭和十三年度國有財産増減總計算書

○青木委員長 開會致シマス

○山本政府委員 昨日福田委員カラ御答ガアリマシタ點ニ付テ、御答ガ殘ツテ居ル分ヲ私カラ御答致シタト思ヒマス、ソレハ工業獎勵費、産業獎勵費ナドニ付キマス、補助金ヨリモ俸給事務費ノ方ガ相當餘計アルデハナイカト云フ御答デアツタヤウニ思ヒマス、是ハ決算書ノ方カラ見マスルト、多分工業獎勵費ニ付テ仰シヤツタノデハナイカト思ヒマス、工業獎勵費ハ約百五十二万圓ゴザイマスルガ、其ノ内補助金ガ約百

万圓デ、アトガ事業費俸給ト云フコトニナツテ居リマスルノデ、其ノ點ヲ主トシテ御指摘ニナツタノデヤナイカト思ヒマスガ、此ノ俸給及ビ事業費ノ内容ニ付テ御説明シマス、自然御分リガ行クノデヤナイカト存ジマスガ、此ノ人件費及ビ事業費デアツテ居リマスルコトハ此ノ補助費ヲ交付スルダケノ仕事ヲヤツテ居ル譯デアリマセヌノデ、此ノ工業獎勵費デアツテ居リマスル仕事ハ、自動車工業ノ助成デアリマスルカ、重工業ノ助成デアリマスルカ、或ハ機械工ノ養成デアリマスルカ、或ハ工業研究ノ獎勵デアリマスルカ、或ハ工作機械ノ助成デアリマスルカ、色々ナ仕事ヲヤツテ居ルノデアリマス、補助金ノ交付ト云フコトハ極ク一部分デアリマシテ、此ノ工業研究獎勵金、或ハ工業獎勵費ノ助成金ト云ツタヤウナモノノ爲ニ、特ニ人ハ採ツテ居リマセヌノデ、自動車工業ノ助成、重要工業ノ助成、或ハ機械工ノ養成ト云ツタヤウナモノノ、主トシテ人ハ事業費ニ向ケラレテ居ル譯デアリマス、殊ニ事業費ノ關係ニ相當ノ金額ガ盛ツデアリマスガ、是ハ大部分ハ機械工業養成ノ費用デアリマシテ、國立ノ機械工業養成ノ方東京ト愛知ト大阪ニアリマシテ、其ノ費用ガ約三十七万圓アル譯デアリマス、補助金ノ方ノ機械工業養成補助ト云フモノガアリマスルガ、是ガ府縣ニナラシテ居ル補助金、或ハ市デヤラシテ居ルモノ、或ハ工業組合デヤラシテ居ルモノ、斯ウ云ツタヤウナモノニ對スル補助金ナノデア

リマス、ソレ以外ノ産業獎勵費或ハ製鐵業獎勵費ト云ツタヤウナモノヲ見マシテモ、人件費ノ方、或ハ事務費ノ方ハ極ク僅カデ、御指摘ニナツタヤウナ點ハナイカト思ヒマス、例ハ此ノ産業獎勵費ノ中デモ産金獎勵費ヲ見マスルト、是ハ約四百四十三万圓デアリマシテ、此ノ中補助金或ハ機械ヲ買ツテ貸スト云フヤウナモノガ約四百十七万圓デアリマシテ、人件費或ハ事務費ト云ツタヤウナモノハ僅カデアリマス、尤モ此ノ人件費或ハ事務費ト云フヤウナモノ、此ノ補助金ヲ交付スルダケノ費途デアリマセヌノデ、中小ノ金山ニ對スル現地ノ指導ヲヤリマスルカ、或ハ産金ノ増産策ヲ立テルトカ、或ハ産金ノ鑛床調査ヲヤルト云ツタヤウナ費途ガアルノデアリマシテ、補助金ヲ交付スルダケノ費途ト云フ譯デアリマシテ、補助金ヲ交付スル以外ニ色々ナ仕事ヲヤツテ居ル譯デアリマス、斯ウ云ツタ點ヲ昨日御答スルノガ落チテ居リマシタカラ、御答シテ置キマス

○福田委員 昨日要求致シテ置キマシタ、書面デ御出シヲ願フト云フコトハ、速記録ニ載ツテ居リマスカラ、ソレヲ御覽ニナツテ御出シニナツタカドウカ、ソレヲ見マスレバ分ルノデアリマスガ、補助金若クハ獎勵金ト云フモノガ、例ハ中小工業ノ獎勵費、振興費ト云フヤウナモノガドウモ效果ガ舉ツテ居ラス、或ル組合ニハ相當サウ云フモノノ效果ノアル所モアリマシタレドモ、一番必要ナヤウナ所ニハドウモ及ンデ居ラ

展方非常ニ各方面ヲ論議サレ、且ツ政府當局ハ此ノ方面ニ積極的ナ援助ヲ與ヘテ居ラレ、本年度ノ豫算ニモ儘力ニ合成護謨其ノ他ニ相當多額ノ補助金ヲ出シテ居リマスガ、此ノ合成護謨其ノ他合成化學ノ最近特ニ工業化サレルモノ及ビソレニ對スル補助ノ現狀ト云フモノヲ、此ノ際承ツテ置キタイト思ヒマス。

○永田政府委員 來年度ノ豫算ニ於キマシテ百萬元ノ補助金ヲ計上致シマシテ、合成護謨ノ試驗研究ノ設備ニ對シテ八十三萬圓、ソレカラ合成「トルオール」ノ製造ニ對シマシテ十七萬圓、此ノ補助金ヲ出スコトヲ計上シテアル次第デアリマス、此ノ合成「トルオール」ノ方ハ昨年中ニ日本「カーバイド」工業株式會社ニ合成「トルオール」ノ年産百噸ノ能力アル試驗工場ヲ出來マシテ、ソレカラ大體百噸ノ「トルオール」ガ出來テ參リマスノデ、其ノ合成ニ依ツテ出來マシタモノト從來ノモノトノ市價ノ開キ一應ニ付約千七百圓、之ヲ補助スルコトヲ致シマシタ、ソレカラ護謨ノ方ハ大阪ノ工業試驗所ガ試驗ヲ完成致シマシタ「ブチエン」系ノ合成護謨ニ付、日本化成工業株式會社デ試驗工場ヲ建テルコトニナリマシテ、大體日産一噸位ノ「パイロト・ブランチ」ヲ作ル計畫ニナツテ居リマス、ソレカラ「クロロブレン」系ノ合成護謨ニ付キマシテハ「ブリヂ・ストーン・タイヤ」株式會社ニ於キマシテハ「パイロト・ブランチ」ヲ計畫シテ居リマス、是モ明年中ニ工場ガ出來ルヤウニナレバ或ル程度ノ補助金ヲ出シタイト考ヘテ居リマス、差當リ此ノ二ツヲ目標トシテ居ルノデアリマスガ、尙ホ此ノ外ニ合成護謨

ニ付キマシテ各方面ヲ研究サレテ居リマシテ、相當成果ヲ得テ居ルモノモゴザイマスカラ、ソレ等ガ試驗工場ヲ建テル場合ニハヤハリ補助ヲ致シテ行キタイト考ヘテ居リマス、尙ホ此ノ合成護謨ニ對シマシテハ從來カラ補助金ヲ出シテ居リマスノデ、唯今全部ハ記憶致シテ居リマセウガ、昭和十三年度ニ於キマシテハ「ブリヂ・ストーン・タイヤ」ノ「クロロブレン」系ノ合成護謨ノ試驗ニ對シテ三萬五千圓、東京電氣株式會社ノ「ヤハリ」ノ「クロロブレン」系ノ合成護謨ノ研究ニ對シテ五千圓、モウ一人大内ト云フ人ノ「チオコール」系ノ合成護謨ニ對シテ六千五百圓、昭和十四年度ニ於キマシテハ日本化成工業株式會社ノ「ブチエン」系ノ合成護謨、是ハ先程申シマシタ大阪ノ工業試驗所ガ研究ヲ致シタノデアリマスガ、日本化成此ノ技術ヲ傳授ヲ受ケマシテ、之ヲ完成スル目的デ、此ノ日本化成大阪ノ工業試驗所ト一緒ニナツテ研究ヲ致シテ居リマス、之ニ對シテ二萬圓補助金ヲ交付シテ居ルノデゴザイマス。

致シマシテモ色々ノ方面ニ付テ業者ト連絡致シテ努力致シテ居リマスガ、其ノ一ツノ方法ト致シマシテ、現在「ステイブル・ファイバ」ニ付テ公道價格ガ決メラレテ居リマスガ、公道價格ノ決メ方ニ付キマシテハ一定ノ標準品ヲ取ツテ、基礎的價格ヲ決メルノデスガ、標準品ガ或ハ品質的ニ上廻ルモノモアリ、又品質的ニ下ナルモノモアリ、其ノ上ニナルカ下ニナルカニ依リマシテ價格ヲ致シテ居リマスガ、格付ヲ決メマシテハ「ステイブル・ファイバ」ノ品質ノ際ニハ、主トシテ標準トシテ決メテ居リマス、其ノ品質ノ決定ノ方法ト致シマシテハ、政府ノ國立纖維工業試驗所ニ於キマシテ、各社ノ製品ヲ一々試驗ヲ致シマシテ、品質ノ檢定ヲシテ居リマス、仲度及ビ強度等ニ互ツテ品質ノ檢査ヲシテ居リマスガ、其ノ檢査ノ結果ニ依リマス、大體毎月一回之ヲ實行シテ居リマスケレドモ、實施以降ノ成績ヲ見マス、強度等ニ於キマシテモ、漸次改善ノ實ヲ示シテ居ル實情デゴザイマス、具體的ナ數字ハ若シ必要ガゴザイスレバ、書面ニ依ツテ差上ゲタイト思ヒマス、ソレカラモウ一ツノ方法トシマシテハ、「ステイブル・ファイバ」ノ織物ノ規格ヲ決メテ居リマシテ、規格ニ付キマシテノ種類ヲ出來ルダケ單純化致シマシテ、其ノ種類以外ノモノハ、原則トシテ製造サセナイヤウニ致シテ居リマス、又製造スルコトヲ認メラレテ居ルモノニ付キマシテモ、一定ノ規格ヲ決メテ、其ノ規格ニ合フカ否カト云フコトヲ一定ノ機關デ檢査ヲサセルノデアリマス、檢査ニ合格シタモノハ公道價格ヨリモ、安イ値段デ賣ルコトヲ云フヤウナ方法ヲ執ツテ居ルノ

デアリマス、勿論現在執ツテ居リマス方法ガ、「ステイブル・ファイバ」ノ品質改善ニ付テ、全部ノ方法トハ考ヘラレマセウノデ、今後ト致シマシテハ、現在實行シテ居リマス方法以外ニ、各般ノ點ニ付テ尙ホ篤ト努力ヲ續ケテ行キタイト考ヘテ居リマス。

○井上委員 今日國民ガ強制的ニ使用サセラレテ居ルトルオール、諸弊ガアルカモ分リセウガ、棉花ヤ綿絲ノ輸入ヲ止メテシマツテ、殆ド「ステイブル・ファイバ」ニ依ツテ、之ヲ代用サスト云フ現狀ニナツテ居リマス、併シソレガ木綿ト比較シテ、非常ニ品質ノ低下或ハ其ノ耐久力ノ相違ト云フヤウナコトカラ考ヘテ、値段ガ殆ド同一デアラウト云フコトデ、此ノ間モ大分議論ヲシタノデスケレドモ、中々是ハサウ簡單ニハ行カヌラシイノデス、併シ如何ナルモノデアリマセウカ、此ノ原料ノ色々ナ改良ノ結果、茲數年ノ中ニ大體ノ見透シト致シマシテ、相當代用シ得ルマデノ耐久力ヲ持つ製品ガ出來ルト云フ確信ヲ、御持チデゴザイマセウカ、是ハ重要ナコトデスカラ一應承ツテ置キマス。

ノ如キ困難ナ情勢ノ下ニ於キマシテ、品質ノ改善ヲ致シマス云フコトハ、一面ニ於キマシテハ相當容易ナラザル事柄デアルト考ヘラレ、他ノデアリマス、併シ同時ニ一面ニ於キマシテハ、御示シノ通り一般消費者ニ對シマシテ、半バ強制的ニ使用セシメテ居ルト云フ實情モゴザイマスノデ、出來得ル限り各種ノ困難ヲ排除致シマシテ、品質ノ改善ニ向ツテ努力ヲ進メタイト考ヘルノデアリマス、舊スニ相當ノ時日ヲ以テ致シマスレバ、現狀ノ程度以上ニ相當ノ改善ノ實ガ望ガルト考ヘラレ、他ノデアリマス、同時ニ現在ノ「スフ」ニ對シマシテハ、見様ニ依リマシテハ餘リ多クノ要求ヲ負擔セシメラレテ居ル、或ハ綿ノ代リ或ハ毛ノ代リ、色々ナル方面ニ向ツテ是ガ代用ヲ要請セラレテ居ル實情デゴザイマスノデ、「スフ」本來ノ品質ニ適合スルト云フ方面ノミナラズ、本來「スフ」デハドウシテモ困難デアルト云フ方面ニマデ、使用ヲサセテ居ルト云フ實情デゴザイマス、斯ウ云フ點ニ付キマシテハ出來得ル限り、出來レバ用途ヲ整理スルト云フコトガ、必要デアラウト思ハレ、他ノデアリマシテ、從來度々此ノ議會デモ御意見ガアリマシタ所謂綿織物ノ範圍ノ擴張ト云フコトモ、此ノ用途ノ整理ノ一ツノ方法ト考ヘルノデアリマス、勿論此ノ點ニ付キマシテハ、爲替資金ノ關係國際貸借ノ狀況等カラ制約サレマスノデ、必ズシモ吾々ノ希望通り結果ガ、得ラレルコトトモ思ハレマセウノデアリマスガ、出來ル限りサウ云フ用途上ノ整理ト云フ方面ニ付テモ、特ニ考慮ヲ廻ラシタイト考ヘルノデアリマス。

○井上委員 現在ノ綿ニ關スル方針ト致シマシテハ、輸出ノ關係ニ於キマシテハ所謂「リンク」制デ以テ、原料ノ棉花ガ輸出ノ輸出品ニ「リンク」サレテ居ルノデアリマス、之ニ反シマシテ輸出ノ關係デナイ國內ノ關係、詰リ軍需品トシテカ所屬特種品、之ニ付キマシテハ出來得ル限り爲替ノ掛ラナイ圓「ブロック」ヨリノ棉花ヲ以テ、代用スルト云フコトノ方針ノ下ニ取扱ハレテ居ルノデアリマス、殊ニ軍需品ニ關係ヲ致シマシテハ、軍ノ作業特別會計ニ依リマシテ、支那綿ヲ輸入シテ、ソレニ依リマシテ軍需品ヲ製造スルト云フコトニナツテ居リマス、支那綿輸入ノ數字等ニ付キマシテハ、軍特別會計ノ關係モゴザイマスノデ、詳細ナコトヲ申上ゲル自由ガゴザイマセウガ、昨年ヨリモ入ツテ居リマス、唯是ガ色々ノ事情ニ依リマシテ、例ヘバ彼ノ地ニ於キマスル早魃ノ關係、或ハ治安ノ關係、又價格ノ關係等カラ致シマシテ、必ズシモ出廻リガ良好デナカツタト云フ事情カラ致シマシテ、當初ノ豫定程ニハ入ツテ居ラナイカト存ジマス、又今後ノ見透シニ付キマシテハ、是ハ見透シノ問題デアリマスガ、必ズシモ業ヲ許サナイト云フヤウナ情勢ニアルヤウデゴザイマシテ、出來得ル限り軍部其ノ他ノ關係當局トモ連絡ヲ致シマシテ、支那綿ノ問題ニ付テモ十分考慮致シタイト思ヒマ

シマスガ、特免サレテ居リマス民需向キノ本綿ニ付テハ、今後相當ノ見透シヲ以テ供給ガ確保サレマセウカ、伺ツテ置キマス。

○辻政府委員 特免ニ付キマシテモ、一定ノ具體的數字ニ依ツテ目下企業院其ノ他關係當局ト折角研究中デアリマス。

○井上委員 モウ一點燃料局ノ問題ニ付テ伺ツテ置キタイ、事變始マリマシテ以來、液體燃料ノ増産ニ對シテ政府ハ相當積極的ナ努力ヲ重ネテ、是ガ爲ニ新シイ豫算ヲ毎年增加シテ來テ居リマスガ、最近ノ石油及低溫乾溜或ハ糖蜜ニ依ル「アルコール」ト云ヒマスガ、斯ウ云フ方面ニ於ケル増産ノ現狀ヲ、大體簡單ニ御説明ヒタイ。

○柳原政府委員 石油ノ資源開發ニ付キマシテハ、昭和二年以來、政府ハ助成シテ開發ニ努メテ居ルノデアリマス、ソレデ能ク試掘ノ場合ニハ、何本油ガ出ル井戸ニ當ルカト云フ問題ガ起ルノデアリマスガ、數年前ハ六十本ニ一本當ルト云フヤウナコトヲ言ハレ、又事實其ノ當時ハサウ云フヤウナ現狀デアツタノデアリマス、併シ其ノ後開發ニハドウシテモ地質調査ト云フコトガ基礎的ノ條件ニナリマスノデ、大體地質ノ調査ハ完了シタノデアリマスガ、其ノ後尙ホ地質ノ精査ト云フコトガ必要ナル關係上、物理探査ヲ致シマシテ、尙ホ地質ノ狀況十分ニ確メ、而シテ其ノ試掘ニ向ヒマシテ出來ルダケ精査ヲ良クシテ行カウト云フ方針ヲ執ツテ參ツタ結果、最近デハ、殆ド從來ノ三分ノ一或ハソレ以上ノ率ニナツテ井戸ガ當ツテ居ルノデアリマス、隨テ近年ニ於キマシテハ、國內ニ於テモ相當有望ナ油田ガ發見サレツアル狀況デアリマス、隨テ是等ニ對スル情勢ハ、當初サウ云フ風

ニ考ヘマシタ結果ガ段々ト現ハレツツアル狀況デアリマシテ、非常ニ好イ結果ヲ齎シテ居リマス、低溫乾溜ニ付キマシテハ御承知ノ通り、人造石油ノ部類ニ屬シマスガ、是ハ著々事業ヲヤツテ居リマシテ、只今人造石油トシテ實際出テ居リマスノハ、一部朝鮮デヤツテ居ルノハ既ニ運轉シテ油ヲ出シテ居リマスガ、一方低溫乾溜ノ方ハ樺太ニ於ケル内幌ノ工業、或ハ宇部ノ工業等著々人造石油ノ振興計畫ニ則リマシテ、既ニ出テ居ルモノモアレバ、又建設中ノモノモアリマス、是ハ初メ振興計畫ヲ議會デ御説明申上ゲタイ通り著々實施シテ居リマス、糖蜜カラ採ル「アルコール」ハ、是ハ臺灣ノ方デヤツテ居ル問題デアリマスガ、要スルニ「アルコール」ノ方ハドウカト云フ御趣意ヲラウト思ヒマス、「アルコール」ハ從來是ハ御承知ノ通り大藏省デ專賣ニ致シテ居リマシテ、現在「ガソリン」ニモ「アルコール」ヲ一〇%加ヘテ居リマスノデ、燃料政策上是等ノ有効利用ノ方面ニ於テ十分活用シテ居リマス、サウ云フ狀況デゴザイマシテ、最近ニ於キマシテハ燃料ノ問題ニ付キマシテハ、從來ノ狀況トハ一新致シマシテ、今申上ゲタヤウナ狀況デアリマスガ、尙ホ當局ト致シマシテハ、現下ノ情勢ニ鑑ミマシテ、其ノ後燃料ノ政策竝ニ實施ニ付テハ、出來ルダケノ努力ヲ信念ヲ以テヤツテ居ル次第デアリマス。

○井上委員 振興部長サンノ度々呼出シテ御迷惑デアリマスカラ、此ノ機會ニ簡單ニ質問シテ終リタイト思ヒマス、是ハ昨日田氏カラモ御質問ガゴザイマシタガ、政府ハ今日ノ時局下ニ重壓ヲ受ケテ苦シンデ居リマス中小商工業者ノ救済振興ノ爲ニ、非

○井上委員 北支、中支ノ棉花ヲ今マデ印

○井上委員 大體軍需ノ方ハソレダケト致

○井上委員 大體軍需ノ方ハソレダケト致

○井上委員 大體軍需ノ方ハソレダケト致

常ニ細カキ經費ヲ各方面ニ配シテ居リマス、併シ國家ノ方針ニ從フ根本原則ノ上ニ是ガ...

○井上委員 大體諒承シタノデアリマスガ、私ハ斯ウ考ヘルノデス、此ノ事變ノ前途ノ...

○井上委員 是デシマヒマスガ、此ノ轉業對策ノ中ニ今問題ニナツテ居リマスノハ、...

○井上委員 只今御指摘ノ點ニ付キマシテモ、國家ノ大キナ立場カラ調整シ...

夕戰時下ノ問題デゴザイマスカラ、色々不慣レノ點モアリ行届カヌ點モアラウト存ジ...

○井上委員 只今御詳ニナリマシタ點、且ツ色々御意見ヲ御聴カセ願ヒマシ...

○井上委員 是デシマヒマスガ、此ノ轉業對策ノ中ニ今問題ニナツテ居リマスノハ、...

○井上委員 只今御指摘ノ點ニ付キマシテモ、國家ノ大キナ立場カラ調整シ...

居住考へハスルガ、是ヲモ現下ノ情勢ニシテ...

ナ考カラ、私共ノ係官ノ方デ研究ヲ致シテ...

○辻政府委員 「ス・フ」ニ關スル問題ニ付キ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 ソレカラ「ス・フ」混入ノ綿織物...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○小野委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○山本政府委員 昨日商工省ノ自動車ガ一...

○山本政府委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○井上委員 ソレニ關聯シマシテ一寸御尋...

○井上委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○山本政府委員 場所ハ巷間傳ヘラレテ居...

○山本政府委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○青木委員 休憩前ニ引續キテ再開致シ...

○青木委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○青木委員 休憩致シマス、午後一時...

○青木委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○青木委員 休憩致シマス、午後一時...

○青木委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○青木委員 休憩致シマス、午後一時...

○青木委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

○青木委員 休憩致シマス、午後一時...

○青木委員 整理ト云フノハ、整理ト云フ...

致シマシテモ仕事ハアリマセズ、然レニ門戸ヲ張ツテ居ル爲ニ前年通り取ラレ、大工ハ建築シヨウト思フテモ資材何處ニ求メルカ、釘何處ニ求メルカ、又建築シヨウトナラバ莫大ナ税金ヲ課ケルシ、又大建築ノ如キハ停止スルコトニナツテ居ルカラ國民モ遠慮シテ建築致シマセズ、併シ門戸ヲ張ツテ居ルト前年度々々取ラレテシマフ、斯ウ云フヤウナ所ニ非常ナ苦痛ガアルノデアリマス、又小賣商ニ致シマシテモサウデアリマス、地方ニ依リマスト米一升ガ四十六錢七厘トナルベキモノニ四十六錢五厘デアリマス、斯ウ云フコトニナツテ居ルノデアリマス、商人ハ御得意先ヲ維持スル爲ニ莫大ナル損ヲシテ行カナケレバナラズ、酒ニ致シマシテモ然リデアル、ソレデアリマスカラ斯ウ云フ方面ノ營業収益ハ非常ニ減收スルコトヲ前提トシテ御立テテ願ヒマセスト、ソコニ非常ナ無理ガ生ジテ來ル、私共ノ所ニ來テ居ル手紙ヲ見テモ、實ニ今日ノ國民精神ト云フモノハ恐レベキモノデス、隨テ其ノ點ヲ考ヘテ實ヒタイ、ソレカラ一方ノ都市ニ於テ是ダケ大キナ納稅ガ出來テ居ルノニ、一方ニ於テハ出來ナイト云フコトニナルト、稅務官吏ノ勤意ニ關係スルコト云フノ、無理ニ取ラウトスル傾向ガアリマス、重工業地帯ニ於ケルモノト、平和産業地帯ニ於ケルモノトハ自然ソコニ課稅ノ度ガ變ツテ來ルコトヲ前提トシテ戴キマセスト、アソコハ何割上ツテ居ルノニ、コチヲ方ハ上ラナイ、斯ウ云フヤウナコトガドウモ稅務官吏ノ感情ノ上ニ於テアルヤウニ思ヒマス、私共モ數年間大藏大臣ニサウ云フコトヲ要望致シテ居リマスガ、中々ソレガ慶ラナイノデゴザイマス、只今大藏

大臣ハ是カラ色々ノ方法ヲ設ケテ、サウ云フコトノナイヤウニスルト云フ御言葉デゴザイマスカラ、之ヲ信賴致シマスカレドモ、例ヘバ大阪ト京都、或ハ京都ト滋賀縣ト云フコトニナリマス、其ノ附近ノ一番課稅率ノ高イ所ヲ標準ニスルト云フ頭ニ稅務官吏ガナル、隨テ無理ニ之ヲ取上ゲヨウトスル、今年ハ前年度ヨリ多クノ稅ヲ擧ゲタト云フコトガ、稅務官吏ノ非常ナ手柄デアルト云フ頭ガ非常ニ支配シテ居リマス、是等ニ對シテ御改善ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、次ニハ物價問題デゴザイマス、簡單ニ申上ゲマスガ、私共決算ノ跡ヲ見マス、豫算ヲ御取リニナツテ居リマスケレドモ、實際ニ於テハ行使スルコト能ハザル金額ガ相當殘ツテ居リマス、ソレハ何デアルカト云フト、一ツハ資材ノ排底ガ主デゴザイマス、併シ資材ノ潤滑或ハ減少スルコトハ豫メ御考ノ上、一年間ノ豫算ヲ御立テニナルベキモノデゴザイマスカラ、ソレガ實際ニ取ツテ見テ、殊ニ地方ノ土木費ノ如キハ急遽ニ完成シナケレバナラズモノガ多クニ拘ラズ、幾百萬圓ト云フ金ガ行使サレズニ翌年度ニ持越サレル、斯ウ云フコトニナリマスレバ、豫算ヲ御取リニナリマシテモ結局行使出來ナイ、十三年度ニ於テ然リデアリマスカラ、十四年度、十五年度トナリマス、ソレガ一層深クナリマシテ、當ニ土木費ダケデナク、豫算ヲ御取リニナツテモ行使出來ナイモノガ非常ニ多數ニ上ルノデハナイカ、是等ノ點ニ付テハ如何様ノ方法ヲ御執リニナラウト致スコトデアリマスカ、今後豫算編成ニハ、其ノ見込ガナイモノナラバ之ヲ差控ヘラレタ方ガ宜シイノデハナイカト考ヘテ居ルノデア

マセズ、今マデモサウ云フ例ガアルガ、憲法上何處ニ根據ガアルカト申シマシタ、慣例ト云フ、併シ慣例デ憲法ヲ左右スルコトハ出來ナイ、法律ヲ以テ憲法ヲ左右スルコトハ出來ナイト同一ノ是ハ重大問題デアリマス、ソコデ然ラバ其ノ結果カラ見マシテ前白クナイト私共ハ考ヘルノデアリマス、ソコデ此ノヤウナ何年掛ルカ分リマセヌ此ノ事變デゴザイマスカラ、百數億ニナラウカ分リマセヌ豫算ト云フモノヲ一會計年度ニスルト云フコトハ、是ハ繼續事業費デモゴザイマセズ、ドウモ法ノ根據、會計法ニ據ル所モゴザイマセズ、議會ガ之ヲ協賛致シタト云フコトハ既ニ違憲デアリマシテ、違法デアリマス、違法デアルガ其ノ違法ヲ永久ニ是ハ慣例ナリトシテ認メルコトハ餘程考ヘモノデハナイカ、此ノ點ニ於キマシテ私ハ色々内容ハ承ツテ居リマス、ドウモ軍事行動ノ途中ニ於テ滿洲或ハ北支、中支、南支ニ於テ行動スル、是等ノ如キハ一々報告出來ナイ、其ノ點ハ御察申上ゲテ居リマス、デアリマスカラ私共ハ若シ是ガ方便的政治的ニ斯ウナサツタト致シマスルナラバ、豫算ノ執行ニ付テモヤハリ政治的ニ御解決ガ付ケ得ルト思フ、例ヘバ十一年度、十二年度ノモノガ十三年ニ出來マセヌ場合ニハ、十四年度ニハ大體完結シテ報告ハ來ル筈デア、ソコニ於テ會計検査院ニ送ル、サウシテ議會ニ御提出ニナツテ審議ヲ御受ケニナルト云フノガ是ガ道ダト思フ、是等ノ點ニ對シマシテ、是ハ憲法上ノ論議ヲ致シマスレバ切りガアリマセズ、ドウモ私ハ政府ニ於カレマシテモ憲法ノ第六十四條ト云フモノノ解釋ハ、斷ジテ他ニハナイト思フノデゴザイマスガ、大藏

大臣ナリ陸軍大臣ハ是ガ政治的ノ御解決ノ方法ハ、何カ御持チニナツテ居ルノデアリマスカ、尙ホ大藏大臣ノ憲法第六十四條ニ關シマスル御所見ト併セテ御伺出來レバ結構デゴザイマス。 ○櫻内國務大臣 憲法ノ第三章ニ依リマシテ、毎年豫算ヲ計上シテ議會ノ監督ヲ經ベキコトハ、是レ當然デゴザイマス、唯支那事業費ヲ一會計年度ト致シテ、一本ノ計算ニ致シテ居リマスコトハ、恐ラク福川君モ能ク御承知ノ如ク、又他ノ政府委員等モ御答辯申上ゲタコトト思ヒマスガ、之ヲキチント分ケテ、一般ノ會計ノヤウニ年々ソレヲ組ンデ行クコトノ出來ナイ狀態ニアリマス、是ハ一會計年度トシテ取扱フト云フコトニ相成リマシテ、而シテヤハリ年々其ノ豫算ヲ計上シテ、大凡ソ豫算ト云フモノニ付キマシテハ議會ニ提案致シテ、議會ノ御協賛ヲ願フテ居ルヤウナ譯デアリマス、唯決算ガ區分的ニ決算ノ出來ヌト云フ事柄ハ、是ハ事實問題トシテ取扱ヒ上決算ヲ致スコトガ不可能デアリマス、今日一會計年度トナツテ居ルノデアリマシテ、是ハマセズガ、實際問題ト致シマシテハ是ハ已ムヲ得ザル取扱ヒニ出デタモノデアルト考ヘテ居リマス、憲法論其ノ他ニ付キマシテハ私共ダ不得手デアリマシテ、ソレノ專門ノ係リカラ御答辯申上ゲマスガ、私共ハ必ズシモ是ハ違法デアルト云フ風ナ考ハ持ツテ居リマス、今回之ヲ一會計年度トシテ取扱フト云フコトハ已ムヲ得ザルモノニ出デタモノトス様ニ考ヘテ居ルノデアリマス。 ○福田委員 私ヨリ斯ウ云フコトヲ申上ゲ

ノ範圍内ニ於テ出來ルガケ實行致シテ參リ
 タイト思ヒマス、若シドウシテモ目的ヲ達
 成スル爲ニ不足ヲ生ズルガ如キ場合ガ起リ
 マシタラバ、ソレニ對シマシテハ或ハ豫
 備金ノ支出ノ方法モゴザイマスシ、更ニソ
 レガ不足スル場合ニ於テハ他ニ適當ナル處
 置ヲ執リタイト思ヒマス、現ニ此ノ物價
 ノ昂騰ト云フモノハドウシテモ防ガナケレ
 バ相成リマセヌノデ、此ノ點ニ付テハ最モ
 カヲ致ス所存デアリマスガ、此ノ物價ノ騰
 貴ガ通貨ノ膨脹ニ伴フテ來ル部分ガ多イト
 云フコトハ全ク同感デアリマスシテ、即チ通
 貨收縮ニ對シマシテ有ユル方法ヲ以テ縮小
 シテ行クコト云フ事柄ハ、爲サナケレバナラ
 スコトデアリマスシテ、政府ト致シマシテハ
 一面ニ於テ消費ノ節約ヲ圖ツテ、ソレニ伴
 ツテ通貨ノ縮小ヲ致シマスコトト、ソレカ
 ラ貯蓄獎勵ヲ致シマシテ、此ノ貯蓄獎勵
 モ幾多ノ方法ニ依ツテ貯蓄獎勵ヲ致シマシ
 テ、サウシテ通貨ノ縮小ヲ圖ルコトカ、又資
 金統制其ノ他ニ依リマシテ、是ガ不意ノ事
 業等ニ投資セラレルコトヲ止メマシテ、出
 來ルガケガ即チ公債消化ノ資源トナルヤ
 ウナ風ニ取ツテ參ツテ居ルヤウナ譯デア
 リマス、隨ヒマシテ今日マデハ或ハ銀行預
 金ガ増加シ、郵便貯金ガ増加シ、サウシテ
 是ガ國債トナリ或ハ適當ナル生産資金トナ
 ツテ、ドウナリ斯ウナリ大ナル騰貴ヲ見ズ
 ニ參ツテ居ルノデアリマスガ、更ニ一層此
 ノ點ニ付キマシテハ留意ヲ致シマシテ適切
 ナル方法ヲ講ジタイト思フテ居リマス、資
 金大方面ニ流レテ居ルカラシテ大衆方
 面ノ資金ヲ吸收スルヤウナ策ヲ探レト云フ
 御話デアリマスガ、全ク同感デアリマス、
 即チ此ノ度報國債券ヲ發行致スノモ其一

ツノ手段デアリマスガ、更ニ進ンデ最モ小
 サイ金額ヲ集メル方法ヲ講ジロト云フ御話
 デアリマスガ、此ノ點ニ付キマシテモ現ニ
 研究ヲ致シテ居ルノデアリマスガ、未ダ具
 體ノ案ヲ得マセヌノデ、ソレニ付キマシ
 テハ之ヲ發表スル時期ニハ至ツテ居リマセ
 ス、併シナガラ十分慎重ニ研究ヲ致シテ參
 リタイト思ヒマス、或ハ又強制貯蓄等ノ制
 度ヲ設ケマシテ是等ノ資金ヲ吸收スルノ途
 モ亦考ヘラレルコトデアリマスガ、此ノ點
 ニ付キマシテハ所謂臨時措置法ニ於ケル所
 ノ給與令等ニ於キマシテ今日モ半バ強制制
 ニヤツテ居リマスガ、更ニ必要ガ起リマシ
 タ場合ニ於テハ十分考究ノ上強制貯蓄ノ如
 キ問題モ起ルカモ知レマセヌガ、今日ハ左
 様ナコトハ考ヘテ居リマセヌ、産金ノ問題
 ニ對シテハ御話デアリマスシテ、此ノ産金
 ノ問題ハ御話ノ如ク日本ト致シマシテハ最
 モ大切ナコトデアリマスノデ、私モ之ニハ
 非常ノ關心ヲ以テ考究シテ居リマス、御話
 ノ如ク今日「ブロック」内ニ於キマシテモ
 是ガ非常ニ高ク、詰リ日本ノ買上價格ト相
 違シタ價格ヲ以テ取引ヲ致シテ居ル部分ガ
 アリマスノデ密輸出ガアリマスコトモ私ハ
 全然否認ハ致シマセヌ、隨ヒマシテ或ハ買
 上價格ヲ上ゲルト云フ事柄モ今日相當多ク
 ノ人カラ考ヘラレテ居リマスケレドモ、併
 シナガラ金ノ買上價格ヲ變ヘルト云フ事柄
 ニ付キマシテハ、實ハ研究ノ結果今左様ナ
 考ハ持ツテ居ラナイノデアリマス、單ニ金
 ノ買上價格ノ引上ヲ致シタト云フダケデ私
 ハ増産ハ出來ナイト思フ、此ノ増産ガ今日
 思フヤウニ參ツテ居リマセヌノハ、所謂資
 材ノ關係ガ第一デアリマス、次ニ努力ノ關
 係デアリマス、次ニハ運輸ノ關係デアリマ

シテヤラナケレバナラヌノデハナイカト云
 フ風ナ、第一點ノ御考デゴザイマシタガ、
 勿論今日マデノ實際ノ貿易上ノ状態カラ申
 シマシテモ、或ハ日本ノ不足セル資材ヲ輸
 入スル場合カラ申シマシテモ、英國並ニ亞
 米利加ノ部分ニ多ク依存シテ居ツコトハ
 事實デアリマス、現在ニ於キマシテモ、貿
 易ニ於テモ英米ニ一多ク關係ヲ持ツテ居
 ルノデアリマス、ソレデ今日ノ國際情勢カ
 ラ考ヘテ見マシテ、此ノ英米依存ト云フコ
 トハ適當デアルカナイカハ存ジマセヌガ、
 最モ密接ナ關係ヲ一變致シテ日滿支ノ間ニ
 於テ完全ナル經濟「ブロック」ヲ形成シテ、
 綜合的計畫ノ下ニ之ヲ實行致シテ行クト云
 フ事柄ハ、是ハ洵ニ適切ナ方法デアリマス、
 今日日本ガ日支ノ間ニ於テ經濟提携ヲ致
 シ、經濟合作ヲ致ス、是ガ兩國國民ノ幸福
 アリ、又東亞新秩序ノ中ノ一大目標デア
 リト云フ事柄ハ申マデモナイコトデアリマ
 シテ、此ノ點ニ付キマシテハ三國間ニ於テ
 完全ナル經濟「ブロック」ヲ作ツテ、其ノ生
 産品ガ各ノ間ニ於テ適當ニ配分サレテ、國
 民生活ノ安定ヲ圖ルト云フコトニナリマス
 コトハ望マシイコトデアリマス、唯今日ノ
 過渡期ニ於キマシテ、尙ホ相當ノ其ノ間ニ
 期間ヲ要シマスコトハ、是ハ全ク已ムヲ得
 ギル所デアリマス、其ノ間ニ於テ或ハ英米
 ト言ヒ、或ハ獨逸ト言フガ、ドウノ國カラ
 モ不足シタル所、ドウシテモナクテハナ
 ラス所ノ資材ハ、之ヲ仰ガナケレバナラヌ
 關係ニアリノデアリマス、私ハ何モ故ラニ
 英國ヲ敵トシテ或ハ亞米利加ヲ敵トシテ爭
 ヲ起ス必要ハナイト思フノデアリマスシテ、
 先方ト日本トノ間ニ於テ圓滿ナル取引關係
 ハ行レト云フコトニ對シマシテハ、何モ否

認スルコトハナイト思ヒマスガ、併シナガ
 ラ日滿支ノ間ニ完全ナル經濟上ノ分作ガ出
 來テ、而シテソコニ純然タル自給自足ノ出
 來マスコトニ對シマシテ最大ノ努力ヲ致ス
 ト云フ事柄ハ、當然爲サナケレバナラヌコ
 トト存スルノデアリマス、ソレニ附加致シ
 マシテ、御話ノ日支經濟提携ヲ如實ニ現ハ
 シテ、サウ云フヤウニ發達ヲ圖ツテ雙方
 ツテ居ル所ノ興亞院ノ問題ニ付テハ御話
 アリマスガ、興亞院ガ斯ウ云フ風ナ人的
 其ノ他ノ組織デアリマスガ、私共左様ニハ思
 フノデアリマスシテ、私ハ興亞院ノ機構ヲ更
 ニ擴大強化ヲ致シマシテ、是ガ十分ナル働
 キノ出來ルヤウニスルコトガ今日必要ダト
 思ヒマス、即チ興亞院ノ機構ヲ擴大強化シ、
 又其ノ缺點ガアルト致シマセヌナラバ、其ノ
 缺點ヲ補充シテ行クト云フヤウナ方法ヲ執
 ルニ付キマシテハ、最モ研究ヲ致シマシテ
 細心ノ注意ヲ以テ實行致サナケレバナラヌ
 必要トシテ考ヘテ居ルヤウナ譯デアリマス
 ○世耕委員 大體御説明ニ依ツテ諒解シ致
 シタガ、私ノ申上ゲタノハ、興亞院廢止
 ト云フ議論ハナカウツ、所謂興亞院ノ今
 日ノ現狀ニ於テ満足シテ居ルカドウカ、若
 シ露骨ニ申シマスナラバ、現在ノ組織ハ
 駄目デハナイカ、若シ擴大強化スルナラバ
 此ノ際擴大強化スル範圍ヲドノ程度ニ爲シ
 テ行クカ、或ハ興亞省トスルカ、或ハ現在
 ノ通り其ノ儘院トシテ更ニ擴大方針ヲ決定
 スルカ、尙ホ露骨ニ申シマス、今ノ興亞
 院ノ組織ハ、外廓カラ見マシテモ中心ハ軍
 入デアリマス、此ノ經濟開發ノ中心ヲ成ス

デナク、財界ノ人モ其ノ他ノ人モ總テ此ノ... 興亞院ノ中ニ入ツテ働イテ賞ヲ得...

マシテハ、私ハソレハ御尤モト思ヒマス、... 此ノ點ニ付キマシテハ今日デモ多少ノ助成...

實績ノ方針ヲ以テ編成サレテ居リマセウカ、... 吾々豫算編成ト云フモノハ從來アリマシタ...

手當ヲ七十圓以下ノ者ニ渡スト云フヤウナ... コトデ、七十圓以上ノ者ハ全然戰時諸物價...

成サレルナナタ方カ胡麻化シノ豫算ヲ議會... 提案ヲサレテ、ソレデ事ヲ済マサウナド...

リマシテ、固ヨリ一定ノ俸給額ガアリマシ... テ、ソレニ對シテ只今井上サンノ御同情...

果セルト云フ役所モアツテ、繁閑必ズシ... 莫クニ一ナラズ云フ意味ニ於キマシテ、...

テ居ツタヤウナ狀況デアリマスカラ、只今... 井上サンノ言ハレルヤウナ、所謂前年來ノ...

事ノ場合ニハ直チニ是ハ第一線ニ立ツテ兵ト共ニ活躍シナケレバナラヌモノデアリマス...

○中野委員 村ノ質問ノ仕方モ徹底シナカ...

○村ノ上政府委員 隨テ馬ノ種類ガ重大ニナ...

○中野委員 今ノ御説ニ依リマス...

○村ノ上政府委員 馬政ノ事務ハ色々變遷ガ...

イノデ、斯ウ云フコトヲ申スノハ少シ言ヒ...

○中野委員 今ノ御説ニ依リマス...

○村ノ上政府委員 馬政ノ事務ハ色々變遷ガ...

○中野委員 今ノ御説ニ依リマス...

○村ノ上政府委員 別ニ法規ニ於テハ新設ノ...

ヤウナ態度デヤツテ居ラレドデアリマス...

○中野委員 法ニ依リマス...

下思ヒマスガ、是マデノ實績カラ御所見ヲ伺ヒタイノデアリマスガ、實ハ是マデノ競馬ノ景況、如何ト云フコトト、馬ノ數、其ノ關係ヲ各府縣別ニ材料ガ得テカウツテテ居ルノデ發表ガ出來ナイト云フコト、故ニ知ルコトガ出來マセスコトヲ遺憾ト致シマス、併シナガラ數ハ明示ハ出來スト致シマスモ、其ノ比例ハ、此處デ御言明ハ出來ヤウト思ヒマスカラ、其ノ比率ヲ御伺シタイノデアリマス、東京、大阪、京都ト云ツタヤウナ大都市ハ固ヨリ、之ニ次グ都會ハ競馬施行ニ依ツテ水揚ゲハ多イト思ヒマスガ、サウシテ都會ハ水揚ゲガ良イ、水揚ゲノ良イ所ハ馬ノ數ガ反比例ニ少イ、是ガ實際ノ事實デハゴザイマセスカ、ソレカラ都會ノ馬ノ數ハ殖エテ居ラナイ、水揚ゲハ人口ノ増加ニ從ツテ漸次殖エテ參ツテ居リマス、併シナガラ馬ノ數ハ殆ド殖エテ居ナイ、是ガ事實デハゴザイマセスカ、サウ云フ點ニ關シマシテノ御所見ヲ伺ヒタイ

シテハ言ハレナカウツノデアリマスガ、併シナガラ小月トチャント決メ込メテ居ルコト云フ事實タケハ違ヒナイ、是ハ責任ノアル縣會議員ナリ、私ナリ、市長其ノ他ガ數回會見致シタ時ニ、山口ト小月ガ問題ニナツテ居リマスガ、チャント決メ込メテ居ラレルト云フコトハ、此ノ談話ノ中ニ分ル、意思ノ發表ハ申スマデモナク明示ノ發表モアリマスシ、暗黙ノ發表モアル、目デ物ヲ言フ、目デ意思ヲ表示スルコトモ出來ル、有ユル角度ニ於テ縣ハ小月ト決定セラレテ居ラレト云フコトガ明瞭デアル、ノミナラズ是ハモウ一ツ最後ニ私ガ聴キタイコトト關係スル點デアリマスガ、今日マデ使ツテ居ラレト所ノ馬場ニ對スル補償問題、此ノ補償問題ハ組合ガ自分ノ馬場トセンケレバ補償ハ出來ヌモノデアル、此ノ解釋モ縣ト吾々トハ違フノデアリマスガ、縣ハサウ云フ風ニ解釋シテ居ル、此ノ法ノ有效ニナル其ノ時ニ、組合ガ馬場ヲ持ツテ居ラナケレバ補償スルコトハ出來ヌ、斯ウ云フ見解ヲ持ツテ居リマシテ、小月ニハ間髪ヲ入レヌ期間ニ於テ之ヲ買ハシテ居ル、ソレニハ縣ノ役人ガ介在シテ居ル、是ハ事實ナシデアル、所ガ縣廳ノ膝元ノ山口ハサウ云フコトハナイ、ソレガ何モノヲ物語ツテ居ルカト云フコトハ、此ノ一事ヲ以テモ明カデアル、ソレハ決メテ居ラレト云フコトヲ判斷スル一ツノ材料デアル、材料ハソレ一ツチヤナイ、吾々モ分ツテ居ルシ、外ノ人モ知ツテ居ル、有ユル角度カラ小月ト決メテ居ラレトハ明瞭デアル、局長ハ此處サウ云フコトハナイト仰シヤイマセケレドモ、吾々責任者ハ皆サウ判斷シテ居ル、其ノ判斷ハ莫然タル判斷デナクシテ根據ガアル、ソコデサウ

強權ヲ發動セシムル、政府ガ最後ニハサウ考ヘルト云フヤウナコトニ付キマシテハ、此ノ際私トシテ御答スルコトヲ差控ヘテ置キタイノデアリマス、先ツ其ノ必要ハナイ、斯ウ云フ風ニ自分ハ考ヘテ居ルト云フコトダケヲ申上ゲテ置キマス

○井上委員 非常ニ安心ヲ與ヘテ戴ク答辯ヲ戴キマシタガ、問題ハ現實ニ於テ米ノ不足ヲ來シマシテ外米ヲ食ツテ居ルヤウナ譯デアリマスカラ、今大臣ガ御答辯ヲサレマシタコトヲ是非、私モ國民ニ徹底ヲサセマスケレドモ、政府トシテ、特ニ米ノ責任者デアル農林大臣ト致シマシテハ、此ノ際單ニ議會ヲ通シテダケデハナシニ、第一線ニ出ラレテ、例ヘバ「ラヂオ」ヲ通シテ、或ハ又ハ講演ヲ通シテ、實際米ノ状態ハ斯ウナシテ、買溜ヲシタリ或ハ賣惜ヲシタツテ何ニモナラヌト云フコトヲ、所謂消費ト供給トノ兩方面ニ對シテ、本當ニアナクガ確信ノアル自信ノアル御意見ヲ徹底サスコトガ、私ハ必要チヤナイカト思ヒマスガ、サウ云フコトヲ御考ニナツテ居リマスカドウカ、此ノ際伺ツテ置キマス

○島田國務大臣 只今ノ井上君ノ御意見ハ御尤モダト思ヒマス、能ク考ヘテ見マシテ、此ノ政府ノ考ハ自分ハ議會ヲ通シテ國民ニ徹底スルモノト、斯様ニ考ヘテ居リマシタガ、尙ホ進ミマシテ、或ル機會ニ於キマシテハ、只今御示ノヤウナ手段ヲ執ツテ見ルコトヲ考ヘテ見ルヤウニ致シタイト思ヒマス

○井上委員 是非一ツ、米ニ對シマシテハ一番重要ナ時期デ、一番重大ナ問題デアリマスノデ大臣ニ於カレマシテモ、總テノ點ヲ考慮サレテ善處サレンコトヲ切ニ御願致シマシテ、米ニ對スル私ノ大臣ニ對スル質問

ハ是デ打切りマス

○青木委員長 是ニテ質問ハ終了シマシタ、本日ハ是ニテ散會シマス、次會ハ公報ヲ以テ御知ラセ致シマス
午後五時三十分散會

昭和十五年三月十三日印刷

昭和十五年三月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 決算委員會會議錄(速記)第十四回

(三四二)

會議

昭和十五年三月十四日(木曜日)午後一時四十分開議

出席委員左ノ如シ
委員長 青木 精一君
理事 福田 大郎君 理事 鹽川 正藏君
理事 今井 新造君 理事 成島 勇君
理事 宮本 雄一郎君

古田 喜三太君 世耕 弘一君
小野 謙一君 高橋 泰雄君
森 幸太郎君 小平 重吉君
田中 源君 宇賀 四郎君
今成留之助君 古島 義英君
愛野 時一郎君 中野 治介君
長野 長廣君 西田 郁平君
米窪 滿亮君 卯尾 田毅太郎君
仲西 三良君 曾和 義次君
加藤 鏡造君 土田 莊助君

出席國務大臣左ノ如シ
大藏大臣 櫻内 幸雄君
商工大臣 藤原 銀次郎君

出席政府委員左ノ如シ
大藏省主計局長 松田 正一君
大藏省主計局員 谷口 恒二君
大藏書記官 永井 勻君
大藏書記官 植木 庚子郎君
大藏書記官 氏家 武君
大藏書記官 前田 克巳君
大藏書記官 湯地 謙爾郎君
海軍政務次官 松山 常次郎君
海軍主計中將 武井 大助君

海軍主計大佐 爲本 博篤君
文部省普通學務局長 中野 善教君
文部省實業學務局長 岩松 五良君
文部省圖書局長 近藤 壽治君
文部書記官 永井 浩君
商工省機械局長 鈴木 英雄君
樺太廳長官 棟居 俊一君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算
昭和十三年度國有財産増減總計算書

○青木委員長 是ヨリ開會致シマス、本日ハ昨日マデノ各省所管ニ關スル殘餘ノ質疑ノ議事ヲ進行スルコトトナツテ居リマス、隨テ發言ノ順序等モ不同ノ場合ノアルコトヲ免レナイコトヲ御承知ヲ願フテ置キマス、殊ニ又大臣出席ノ場合ハ議事進行上大臣以外ノ質疑發言中ト雖モ一時中止シテ戴イテ、大臣ニ對シ質疑ヲ集中スルヤウニ致シタイト存ジマス、別ニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○青木委員長 然ラバ左様ニ決定致シマス、小平重吉君
○小平委員 此ハ此ノ機會ニ燃料問題ノ將來ニ付キマシテ商工大臣ニ質問致シタイト思ヒマス、我國ノ燃料問題ノ解決ハ實ニ國家的ノ大キナ問題デアリマシテ、是ガ解決如何ハ産業上國防上至大ナル影響ヲ持ツコトハ勿論デアリマス、我國ノ燃料ノ狀況ヲ見マス、御承知ノ通り現在ハ八割ヲ外國ニ依存シテ居ルト云フヤウナ現狀デアツテ、二割

内外シカ國內カラノ產出ガナイデアリマシテ、燃料ニ付テハ窮乏ニ瀕シテ居リマス、政府ハ是ガ打開ノ爲ニハ石炭液化ノ方法ニ非常ナ力ヲ致サレマシテヤツテ居ルコトモ私ハ承知ヲシテ居リマス、尙又油田ニ對シテハ直接非常ナ力ヲ入レマシテ、油田開發ニ御盡力ヲサツテ居ルコトモ分ツテ居リマス、尙ホ代用燃料トシテ十五年度ニ於キマシテハ昨年ニ倍加スル所ノ約九千萬貫ノ木炭ヲ生産セシメテ、之ヲ代用燃料トシヨウト云フヤウナ計畫ヲ承知シテ居リマスガ、併シ此ノ長期戰ニ對處スル爲ニ根本的ニ左様ナ姑息ノ手段デナク、是ガ解決ノ爲ニハ何カ一ツ重點ヲ置イテ將來ノ解決ヲ考ヘナケレバナラヌト考ヘテ居ルデアリマスガ、一體商工大臣ハドウ云フ風ヲ將來ニ對スル御考ヲ御持ニナツテ居リマスガ、此ノ儘ニ進ミマシタナラバ殆ド年々自動車ノ増加ニ依リマシテ、石油ハ外貨支拂ノ關係上買フコトハ出來ナイデアリマスカラ、木炭ヲ殖スト云フコトヨリ外ニナイヤウニ考ヘマ

スガ、サウナリマスト山林ハ恐ラク荒廢ニ歸シマシテ、洪水等ノ憂ガ非常ニ多クナツテ參リマス、サウ云フコトヲ考ヘマシテ、此ノ機會ニ、政府ハ此ノ燃料問題ニ付テドウ云フ御考ヲ持ツテ居ラレカ、御所見ヲ承ツテ置キタイト思ヒマス

○藤原國務大臣 小平君ノ御質問ニ對シマシテ御答致シマス、御趣旨ハ如何ニモ御尤モデアリマシテ、我國ノヤウニ石油ノ燃料資源ノ乏シイ國情ニ於キマシテハ、現在ノ

ヤウニ、或ハ石油、或ハ木炭等ノ自動車ヲ用ヒルコトハ無論當然ノコトデアリマスガ、其ノ他ニ「ディーゼル・エンジン」ヲ持ツテ居リマス「ディーゼル」自動車ノ普及ヲ大イニ奨勵致シタイト云フ積リテ居リマス、此ノ點ニ付キマシテハ御説ノ通りデアリマシテ、又諸外國ニ於キマスル實例ヲ調べテ見マシテモ、「ディーゼル・エンジン」ト申シマスモノハ今日ニ於テハ非常ニ發達致シテ居リマスノデ、政府ニ於テモ此ノ點ニ付テハ從來ヨリ色々ナ研究ヲ進メテ參ツタノデアリマス、即チ昭和十年頃カラ「ディーゼル・エンジン」ノ主要部分デアリマス所ノ燃料ノ「ポンプ」ト「カ」ノツツルト云フヤウナ物ノ試作ニ付キマシテ獎勵補助金ヲ交付致シテ之ヲ助成シタヤウナ經過モアリ、關係方面トモ協議ヲ致シテ參ツタノデアリマシテ、現在ニ是ガ製作ニ熱心ニ研究ヲ進メテ居ラレル所ノ事業會社モ相當數アルノデアリマシテ、是ガ種々ノ事情ニ依リマシテ未ダ十分普及シテ居ラナイデアリマスガ、將來ハ其ノ必要性ニ鑑ミマシテ燃料計畫ノ全體ト配合ハセテ、軍時平時ニ於ケル自動車ノ保有計畫トヲ能ク配合セマシテ、相當程度ノ「ディーゼル・エンジン」ヲ保有シテ之ヲ發達セシメルヤウニ各方面ヨリ十分ニ考究シタイト考ヘテ居ルデアリマス、此ノ「ディーゼル」自動車ノ發達ト云フモノガ我國ニ於テ木炭自動車共ノ他ノ自動車ノ發達ト共ニ最も必要ナモノト政府ニ於テモ考ヘテ居リマス次第デアリマス

○小平委員 商工大臣ハ「ディーゼル・エンジン

第二類第一號 決算委員會會議錄 第十四回 昭和十五年三月十四日 二六九

審議中デアリマス、尙ホ今議會ニ御協賛ヲ御願シテアルノデアリマスガ、今アル機...

○近藤政府委員 只今ノ御質問御尤モナコトデアリマシテ、文部省ニ於キマシテモサ...

○今井委員 當局ノ御所見ヲ承リマシテ欣快ト致ス者デアリマス、ソコ此ノ際承リ...

○近藤政府委員 只今ノ御質問御尤モナコトデアリマシテ、文部省ニ於キマシテモサ...

○今井委員 當局ノ御所見ヲ承リマシテ欣快ト致ス者デアリマス、ソコ此ノ際承リ...

○近藤政府委員 只今ノ御質問御尤モナコトデアリマシテ、文部省ニ於キマシテモサ...

○今井委員 當局ノ御所見ヲ承リマシテ欣快ト致ス者デアリマス、ソコ此ノ際承リ...

○近藤政府委員 只今ノ御質問御尤モナコトデアリマシテ、文部省ニ於キマシテモサ...

ル項中ニ、篠内式部山縣大貳ナド出デテ...

○近藤政府委員 御尋ノ點正ニ其ノ通りデアリマシテ、昭和十年ノ改訂版ニハソレガ...

○今井委員 一應文部當局ノ御考ハ分リマシテ、今ノ御話デスト、高等小學校テ十分...

○今井委員 大藏大臣ノ極メテ誠意アル率直ノ御答辯ヲ感キマシテ、私ハ満足致シマ...

○今井委員 大藏大臣ノ極メテ誠意アル率直ノ御答辯ヲ感キマシテ、私ハ満足致シマ...

○今井委員 大藏大臣ノ極メテ誠意アル率直ノ御答辯ヲ感キマシテ、私ハ満足致シマ...

○今井委員 大藏大臣ノ極メテ誠意アル率直ノ御答辯ヲ感キマシテ、私ハ満足致シマ...

○今井委員 大藏大臣ノ極メテ誠意アル率直ノ御答辯ヲ感キマシテ、私ハ満足致シマ...

云フコトハ商工省ニ對スル「マシ」デアアル、全
然サウ云フコトハナインノダ、私ノ言フコト
ヲドウカ信用シテ貫キタイ、斯ウ云フ御話
ガアツタノデアリマスガ、決算委員トシテノ
吾々ノ立場ノ吾々ノ責任上カラ商工大臣ガ
左様ナコトヲ申サレマシテモ、ソレノミヲ
以テシテハ國民ノ之ニ對スル懸念ガ晴レテ
居ラナイ、デアルカラ金ヲ受取レバ受取ラ
出スダラウ、受取ハ會計検査院ノ方ヘ行ッ
テ居ルトシテモ、寫ハアルダラウ、其ノ寫
百ノ議論ヨリモソレサヘ見レバソレガ事實
ナリヤ、或ハ「マシ」ナリヤ、直ハツツキリ
ルチヤナイカト云フノデ、決算委員全體ノ
意思トシテ政府ニ此ノ受取ノ寫ヲ提出ヲ求
メタ、斯ル場合私ハ政府トシテハ當然其ノ
求メニ應ジナケレバナルヲ筋合デアラウ
ト思フ、尙モ憲法附屬ノ大典デアラク議院法
ノ七十四條ニ審査ノ爲必要トシテ議會ガ報
告又ハ文書ヲ求メタ場合ニハ秘密ニ涉ラザ
ル限り、政府ハ此ノ求メニ應ズベシト炳平
トシテ條文ガアルノデアリマスカラ、決算
委員會テ政府ニ寫ヲ提出ヲ迫ツタ場合ニハ
其ノ求メニ應ジナケレバナルヲ筋合デア
ラウト思フ、然レニ決算委員會ガ終ルマデ
遂ニ言ヲ左右ニ託シテ、商工省當局ハ此ノ證
據書類ヲ提出ヲ拒ンダラウトデアリマス、私ハ
是ハ實ニ重大問題ダラウト思フ、尙モ此ノ戰
時下ニアツテ、ドンナニ忙ガシカウツカ知
リマセヌガ、事務次官ガ一萬五千圓ノ賞與、
高等官ガ七十割カラ百五十割ノ賞與ヲ取ル
ト云フヤウナコトハ、前線ニ働イテ居ル將
兵ノ勞苦ト云フコトヲ考ヘテモ許スベカラ
ザルコトデアアル、ウースンクリークノ中デ
二日モ三日モ水浸シニナツタ將兵ニ年末賞

與ガアリマスガ、五日間モ飯ヲ食ハズ戰
タ兵士ニ年末賞與ガアリマスガ、商工大臣
ガ辯明シタ通り、斯ウ云フヤウナ高等ノ賞
與ヲ取ツテ居ラヌト云フナラバ、コトヲカ
ラ求メナクテモ、進ニ證書書類ヲ提出シ
テ、此ノ通りデス、アナタ方ノ仰シキルヤウ
ニソシナ高率ノ賞與ハ取ツテ居リマセヌト
云フ態度ニ出ルコトコソ當局トシテ當然ノ
態度デアレバナラヌト思フニ拘ラズ、議
院法ニ從ツテ決算委員會ガ政府ニ之ヲ求メ
モゾレニ應ジナイ、私ハ額ノ多イ少イナ
云フコトモ問題デアレケレドモ、議會ニ與
ヘラレタル正當ノ權利、職責ヲ無視シテ、
議會ノ審議ヲ妨害スルヤウナ態度ヲ政府ガ
執ツタ其ノコト自體ガ重大問題ト思フ、
アナタ此ノ點ニ付テドウ云フヤウナ御所
見ヲ御持チテアルカ、一應此ノ機會ニ大藏
大臣ノ御所見ヲ伺ツテ置キタイ
○櫻内國務大臣 昨年御話ノ如キ問題ガ本
院ニ於テ起ツタコトハ私承知シテ居リマス
ガ、今御話ノ百五十割ト云フ、一萬五千圓ヲ
事務次官ガ取ツタカ云フヤウナ事情ハ、
私ハ左様ナ金額ガ支出サレタトハ存ジテ居
リマセヌ、或ハ普通ノ賞與金ヨリ多イ巨額
ノ賞與金ヲ取ツタ人ガナイトハ申シマセヌ
ガ、今御話ノ如キ金額ノ事柄ハナイデアラ
ウト考ヘテ居リマス、併シナガラ今日ノ如
キ戰時下ニ於テ、官吏ガ晝夜働カントハ當然
デアアルデアリマス、多少事務ガ忙ガシイ
カラト云ツテ、左様ナ巨額ノ賞與金ヲ取ル
ト云フ事柄ハ、私ハ穩當ヲ缺イテ居ルト思フ、
私共サウ申シテハ恐縮デアリマスケレドモ、
殆ド毎晩徹夜スルヤウナ状態デアリマス
ガ、ソレデモサウ云フ風ナ手當ヲ支給スル
ヤウナコトハナイデアリマス、商工省ニ

ス、日本全土ノ約三分ノ二トモ言ハルベキ
北陸、東北、北海道ニ互リマシテハ、最早
九月ノ末ニナリマスレバ屋外ノ工事ナシト
云フモノハ絕對ニ出來ナイト云フヤウナ時
期ニナツテ參リマシテ、漸ク政府ノ諸般ノ
準備ガ出來マシテ、是ヨリ仕事ニ掛ルト云
フノデアリマスカラ、日ハ短クナリマシテ、
屋外ノ仕事ガ出來ナイヤウニナツテ、漸ク
豫算ガ遂行サレルト云フヤウナコトハ、非
常不利ヲ齎シテ居ルノデアリマス、現
ニ昭和十三年度ノ歳入歳出豫算ヲ見マシ
テモ、三十二款災害費ノ如キハ當初豫算ガ
千五百十八萬圓ニナツテ居リマス、然ルニ
此ノ工事ガ出來ナイ爲ニ翌年度ニ繰越シタ
豫算ハ、五百二十六萬圓ト云フ繰越ヲ持ツ
テ居リマシテ、約其ノ三分ノ二ト云フモノ
ハ災害費ヲ達ニ回復出來ナイデシマフト云
フヤウナ事情ニナツテ居リマス、又第五款ノ
中小河川改良助成費ノ如キモ其ノ通りデア
リマシテ、當初豫算ガ三百三十八萬圓ニナ
ツテ居ルノニ、翌年度ニ繰越シタモノガ百
二十二萬圓ト云フ、是又三分ノ一ト云フ仕
事ガ翌年ニ繰越サレテ居ルト云フヤウナコ
トハ、全ク會計年度ノ弊害ガ斯様ナ結果ニ
ナルモノト思フノデ、災害復舊ノ如キ極メ
テ迅速ニ仕事ヲシナケレバ、國民ノ生活ニ
重大ナル影響ヲ及ボスト云フヤウナ仕事ガ、
現ニ斯様ナコトニナツテ居ルノデアリマス、
是ハ議會ノ問題ヤ、或ハ政府ノ稅收入等ノ
關係上、四月カラ開始スルコトニナツタノ
デゴザイマスケレドモ、是等ノ各般ノ事情
ヲ參照シテスルナラバ、私ハ寧ろ議會ハ
秋御開キニナツタ方宜イト考ヘルノデア
リマス、ソレハ正月ノ休ミヲ利用致シマシ
テ、議會ハ三月ノ憲法上ノ會期ガ、一

於キマシテ今ノヤウナ事情ガアツタトハ存
ジマセヌガ、併シナガラ尙ホ此ノ點ニ付キマ
シテハ他者ノコトデアリマスカラ、十分吾
等ト致シマシテモ取調ベマシテ、ソレニ對
シテアルトシマスレバ將來ニ對シテ十分ナ
注意ヲシナケレバナラヌト思フノデアリ
マス、次ニ議會ニ於テ必要ナル所ノ書類ヲ
要求致サレマシタ場合ニ於テ、ソレガ秘密
ニ涉ラザル際ニ於キマシテハ、其ノ書類ヲ
提出スルコト云フ事柄ハ、今御話ノ通り條文
ニ於テ明記セラレテ居ルノデアリマシテ、
是ハ尊重致スベキコトハ勿論デアリマス、
併シナガラ其ノ書類ヲ出シマシタ結果トシ
テ、他ニ及ボス所ノ影響ガ非常ニ惡イト云フ
ヤウナ場合ガアリト致シマスレバ、ソレハ
御諒解ヲ得テ出サヌヤウニスルコトモアル
ト思ヒマス、只今ノヤウナ場合ニ於キマシ
テハ私ハ此ノ點ニ付テハ斯ウダト云フコト
ヲハツキリ申上ゲテ、サウシテ諒解ヲ得ラ
ルル途ガアツタデアラウト考ヘテ居リマス、
何レニセモ議會ノ權威ニ關シテ當然與ヘラ
レタル所ノ議會ノ權能ト云フモノニ對シマ
シテハ、絕對的ニ是ハ尊重致スベキモノト
斯様ニ私ハ考ヘテ居リマス
○今井委員 大藏大臣ノ御答辯ヲ得マシテ
大體諒承致シマシタガ、私ノ主トシテ申上
ゲマシタノハ、大藏大臣ガ後段ニ於テ御述
ニナリマシタヤウナ、政府ノ態度ト云フコト
ヲ私ハ申上ゲテ居ル、秘密ニ互ルモノデモ
ナシ、當然議會ノ要求ニ應ジテ提出シナケ
レバナラヌモノニ對シテ提出シナカウツカ、
其ノ態度ハ議會ヲ無視スル態度デハナイカ、
斯ウ云フコトヲ私ハ申上ゲテ、賞與ノ證據
書類ヲコトラへ御提出ニナリマシテモ、決
算委員ハ役人ノ何ト云フ者ガ幾ヲ貫ツタト

イノハ半年位學校ノ先生ノ俸給ガ賚ヘナクテ、非常ニ苦シクシテ居テ實例ガアルノデアリマス、斯ウ云フ點ニ鑑ミマシテモ、教員俸給ノ府縣支辨ト云フコトハ非常ニ宜シイコトト考ヘテ居リマス、唯物質的ニ考ヘテ學校ノ先生ノ初任給ト云フモノガ非常ニ低イ、御承知ノヤウニ新様ノ物質價値ノ時代ニナリマス、小學校ノ先生ニシテモ警察官ニシテモ、生活ガ非常ニ苦シカラウト思フ、大急ギテ之ニ對シテ何トカ當局ガ善處ナサラスト、恐ラク小學校ノ先生ノ如キハ、志望者ガ非常ニ減ルデアラウ、警察官モ亦然リデアリマス、サウ云フ風ニナツタ場合ノ國民教育ニ對スル影響ヲ考ヘルト、至ク深憂ニ堪ヘナイ、此ノ點ニ對シテドウ云フ御考ヲ持テ居リマス、一應承リタイ

○中野政府委員、只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、各委員等ニ於テモ度々御質問ガ出マシテ、ソレニ對シテ文部大臣カラ答辯サレテ居リマス、ソレト同ジヤウナコトヲ申サヤウニナルカト思ヒマスガ、私カラ申上ガテ置キマス、只今ノ御質問ノ點、小學校教員ノ優遇ト云フコトニ付テハ、無論精神的ノ優遇モ考ヘナケレバナリマスガ、同時ニ生活ノ安定ヲ得サセマス爲ニ、經濟的ノ優遇ト云フコトモ考ヘナケレバナラスト思ヒマス、色々研究ハ致シテ居リマス、唯直チニ斯ウ云フ風デ大イニ生活ノ安定ヲ得ラレルト云フ程度ニマデ達シテ居リマスガ、只今御承知ノヤウニマシヤウニ、小學校教員ノ俸給ハ先ツ道府縣ノ負擔ニシマス、サウシテ其ノ經費ノ中デ尋常小學校ノ教員ノ俸給ニ要スル經費ノ半額ヲ國庫ガ又負擔ヲスル、只今議會ニ提案サレテ居リ

マシ義務教育費國庫負擔法デアリマスガ、之ニ付テモ先ツ優遇ニ向ツテ進ム第一ノ段階デアルト、斯ウ御考ヲ願フテ宜イト思ヒマス、吾々モサウ考ヘテ居リマス、ソレカラ是ハ金額ヲ申シマス、餘リ多額ナモノデハゴザイマセウガ、小學校教員ノ年功加俸ニ對シテ國庫カラ補助ヲ致シテ居リマスガ、其ノ補助ノ金額ヲ來年度ニ於テ増額致シタイト思ヒマス、是ハハハハ今議會ニ提案サレテ居ルノデアリマス、文部省トシテハ此ノ二ツノ事情ニ依ツテ、小學校教員ノ經濟的優遇ト云フコトガ十分デアルトハ決シテ考ヘテ居リマス、先ツ之ニ依ツテ今後何トカ方法ヲ考ヘタイト云フ風ニ、目下研究ヲ致シテ居ル次第デアリマス

○今井委員、ドウカ其ノ點ニ對シテハ、將來トモ十分善處セラレンコトヲ希望致シマス、ソレカラ私共多年希望シテ居リマシタ日本古來ノ武道ヲ小學校ノ正科トシテ法定セラレマシテ、昨年カラ實施ニナリマシタコトハ、青少年ノ心身ノ鍛鍊上、國家ノ爲ニ私ハ欣快ニ堪ヘナイト存ジテ居リマス、然ルニ其ノ後開キマス、非常ニ熱心ニ實施シテ居ル學校モアリ、所ニ依リマス、ソレヲ實地ニシテ居ラナイ所モアルト云フコトヲ屬、耳ニ致スノデアリマス、サウ云フ點ニ付テハ當局ノ方ノ御調査ハドンナコトニナツテ居リマス、一應伺ヒマス

○中野政府委員、只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、先頃新聞ヲ見マス、厚生省ノ方デサウ云フヤウナ考ヲ此ノ頃持ツテ居ルト新聞ニ見エタノデアリマス、事實ナラバ國家ノため欣快ニ堪ヘナイ、此ノ點ニ付テハ今後、厚生省ノ當局ト文部省ノ當局ニ打合せテセラレマシテ、吾々ノ希望ヲ一日モ早ク達成セラレラヤウニ御取計ヒテ願ヒタイト思フノデアリマス

○中野委員、四點ニ付テ御伺シタイノデアリマスガ、其ノ第一點ハ只今御質問ニナリマシタ教員優遇ニ關スルコトデアリマス、外地ノ小學校ノ先生ニ對スル優遇デアリマス、其ノ二ハ内地ノ小學校教員ノ優遇デアリマス、ソレカラ第三ハ、高等農林學校ヲ増設スル御意思ハナイカト云フコト、特ニ山口縣ニ高等農林學校ヲ設立シタイト云フ希望ヲ持ツテ居リマス、之ニ對スル御意見、其ノ次ハ、山口高等商業學校ニ支那語ノ一講座ヲ設ケテ教員ヲ云フ點デアリマシタ、第一點ノ外地ノ小學校ノ先生デアリマス、是ハ百聞一見ニ如カズ、現地ニ行ツテ見マス、此ノ悲惨ノ狀況ハ實ニ同情スルニ餘リアル次第デアリマス、大陸政策ト云ヒ南方政策ト叫バレテ居ルノ

○中野委員、只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、先頃新聞ヲ見マス、厚生省ノ方デサウ云フヤウナ考ヲ此ノ頃持ツテ居ルト新聞ニ見エタノデアリマス、事實ナラバ國家ノため欣快ニ堪ヘナイ、此ノ點ニ付テハ今後、厚生省ノ當局ト文部省ノ當局ニ打合せテセラレマシテ、吾々ノ希望ヲ一日モ早ク達成セラレラヤウニ御取計ヒテ願ヒタイト思フノデアリマス

○中野委員、只今ノ御質問ノ點デアリマスガ、先頃新聞ヲ見マス、厚生省ノ方デサウ云フヤウナ考ヲ此ノ頃持ツテ居ルト新聞ニ見エタノデアリマス、事實ナラバ國家ノため欣快ニ堪ヘナイ、此ノ點ニ付テハ今後、厚生省ノ當局ト文部省ノ當局ニ打合せテセラレマシテ、吾々ノ希望ヲ一日モ早ク達成セラレラヤウニ御取計ヒテ願ヒタイト思フノデアリマス

適切ナル方法ヲ考究致シタイト云フ心持デアリマス、森林ノ利用及ビ造成、兩方面カ...

○長野委員 能ク分リマシタ、私ハ是デ終リマシタ...

○青木委員長 ソレデハ一言委員長トシテ申上ゲマス、總會ノ質疑ハ一、二留保セラ...

○長野委員 能ク分リマシタ、私ハ是デ終リマシタ...

之ヲ小範圍ニスルト云フコトハ我國ノ今日ノ資源ノ開發ト云フコト、又外貨ノ獲得ト...

ル状態デアリマス、昭和八年以來所謂林政改革ガ實施セラレマシテカラ、若干左様ナ...

其ノ處分ニ際シテ、民間側ヲ出來ル限リモウ少シ擴大スルト云フコトハ實際上ノ運...

Table with 4 columns: 第一分科 (大藏省所管), 第二分科 (外務省、内務省、司法部、文部省及厚生省所管), 第三分科 (陸軍省、海軍省、農林省及商工省所管), 第四分科 (逓信省、鐵道省及拓務省所管). Lists names of members and their respective departments.

第七十五回帝國議會院 決算委員會會議錄(速記)第十五回

會議

昭和十五年三月二十一日(木曜日)午前十時
二十六分開議

出席委員左ノ如シ

- 委員長 青木 精一君
- 理事 福田 次郎君 理事 鹽川 正藏君
- 理事 今井 新造君 理事 成島 勇君
- 理事 宮本 雄一郎君 理事 井上 良次君
- 駒井 重次君 古田 喜三太君
- 世耕 弘一君 小野 謙一君
- 土屋 寬君 高橋 泰雄君
- 森 幸太郎君 伊禮 肇君
- 森下 國雄君 南雲 正朝君
- 小平 重吉君 田中 源君
- 宇賀 四郎君 今成 留之助君
- 田中 耕君 山田 順策君
- 愛野 時一郎君 長野 長廣君
- 西田 郁平君 木村 作次郎君
- 國光 五郎君 米津 滿亮君
- 卯尾 田毅太郎君 仲西 三良君
- 濱地 文平君 加藤 敏造君
- 曾木 重貴君 土田 莊助君
- 塚本 三君 小林 絹治君
- 豐田 收君 松本 治一郎君

三月十四日委員曾和義式君辭任ニ付其ノ補
關トシテ同月十五日濱地文平君當選セリ同
月二十日委員古島義英君辭任ニ付其ノ補
トシテ同月二十一日山田順策君當選セリ
三月十四日第二分科所屬曾和義式君委員辭
任ニ付其ノ補關トシテ同月十五日濱地文平

第一類第一號 決算委員會會議錄 第十五回 昭和十五年三月二十一日

君當選シ同分科所屬ト爲リタリ

出席政府委員左ノ如シ

- 外務事務次官 小山 谷藏君
- 外務省參事官 小高 長三郎君
- 外務省東亞局長 堀内 干城君
- 大藏省參事官 松田 正一君
- 大藏省主計局長 谷口 恒二君
- 大藏省書記官 永井 均君
- 大藏省書記官 植木 庚子郎君
- 大藏省書記官 氏家 武君
- 大藏省書記官 湯地 謙爾郎君
- 營繕管理局理事 松隈 秀雄君
- 陸軍主計中將 石川 半三郎君
- 陸軍少將 武藤 章君
- 陸軍主計大佐 森田 親三君
- 海軍政務次官 松山 常次郎君
- 海軍主計中將 武井 大助君
- 海軍主計大佐 爲本 博篤君
- 司法書記官 石田 壽君
- 文部政務次官 子爵 舟橋 清賢君
- 農林書記官 岡本 直人君
- 農林書記官 山本 茂君
- 商工書記官 山本 茂君
- 運信省經理局長 手島 榮君
- 鐵道省經理局長 池井 啓次君
- 拓務省參事官 男爵 加藤 成之君
- 拓務省管理局長 副島 勝君
- 拓務書記官 森重 千夫君
- 朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
- 臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
- 厚生書記官 川村 秀文君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三
年度各特別會計歳入歳出決算
昭和十三年度國有財産増減總計算書
○青木委員長 是ヨリ開會致シマス——今
井新造君
○今井委員 今日ノ委員會ハ、天津問題ニ
伴フ日英會談ノ從來ノ經過並ニ今後ノ見透
シニ付キマシテ、外務當局カラ秘密會ニ於
テ詳細御説明ヲ願フコトニナツテ居ルノデ
アリマスガ、此ノ問題ハ昨年以來國民ノ重
大關心ヲ持ツテ居ル事件デアリマスカラ、
當時現地ニ居ラレマシテ直接此ノ問題ニ付
テ關係セラレタ軍務局長ニ、或ハ御出席ヲ御
願シマシテ、私ヨリ二三簡單ニ御講致シタ
イト思フノデアリマス、只今申上ゲマシタ
ヤウニ、此ノ日英會談ニ付テハ、今日尙ホ
國民ガ非常ニ關心ヲ持ツテ居ル、同時ニ從
來ノ經過ニ付テモ、國民ニ了解シテ居ル
幾多ノ疑點ノアルコトハ事實デアリマス、
ソコデ私ハ私自身ノ了解シテ居ル點ニ付テ、
軍務局長ニ御尋テ致シテ見タイト思フノデ
アリマス

此ノ新秩序ノ建設ニ妨害ヲ與ヘテ居ル外國
租界ニ對シテハ、當然之ヲ接收スベキデハ
ナイカ、回收スベキデハナイカト云フ考
ヲ、私共事變勃發以來持ツテ居ツタノデア
リマス、偶ニ天津ニ於ケル英國租界ノ問題ハ、
軍ガ實力ヲ行使シテ、之ヲ斷行スルニ絶好
ノ機會デアツタト私共ハ信ジマス、隨テ當
然アノ際軍ハ此ノ舉ニ出デララウ
ト、大ナル期待ヲ國民ハ持ツテ居ツタノデ
アリマス、然ルニ其ノ事ナクシテ、問題
ハ日英會談ト云フヤウナコトニ移ツタノデ
アリマスガ、ソコデ御同致シタイノハ、ア
ノ時軍ハ實力ヲ行使シテ、租界ヲ回收スル
御意思ガアツタノカドウカ、或ハサウ云フ
意思ハアツタケレドモ、何等カノ事情デ其ノ
事ガ斷行出來ナカツタノカ、若シサウデア
トスルナラバ、其ノ間ノ事情等ニ付テ一應御
説明ヲ願ヒタイ、斯ウ云フノデアリマス
ソレカラ第二ニ御尋致シタイノハ、私共
是ハ今以テ諒解出來ナイ點デアリマスガ、
愈、日英會談トナリマシテ、有田「クレイギー」
ノ交渉ニ依ツテ原則論ガ取決メラレタ、
其ノ取決メテ原則論ナルモノハ、當時新聞
ニ依ツテ之ヲ見マス、有田外務大臣ノ話
ニ依リマシテモ、平沼總理大臣ノ談話ニ依
リマシテモ、少クとも此ノ原則論ニ於テ英
國ハ對支政策ヲ變ヘタノダ、英國ノ授意政
策ハ此ノ事ヲ機會ニ變更シタノダ、斯ウ云
フヤウニ御話ガアツタト私共記憶致シテ居
リマス、所ガ一方「クレイギー」ノ聲明、新
聞記者ニ對スル談話、英國ノ下院ニ於ケル

The 75th Session of the Imperial Diet,
House of Parliament Committee Meetings
Proceedings Record, No. 2 — Account Settlement,
Petition, Discipline, Motion.

Account Settlement Committee Meeting Proceedings
Record (Stenographic), No. 15.

Pp. 284-5, Government Delegate MUTO; BRITISH
Settlement in TIENTSIN & the JAP. Army.

Account Settlement Committee, 1st, 2nd, 3rd
& 4th Sub-Committees Joint Meeting Proceedings
Record (Stenographic), No. 4.

Pp. 51-2, Government Delegate MUTO; Relationship
between the Military & the Political Parties.

3209
A

「チエンパレン」首相ノ議員ニ對スル答辯等
ニ依ツテ見マス、サウデハナイ、アノ根
本原則取決メニ依ツテ、英國ノ對支政策ト
云フモノハ何等變更シタノデハナイノダ、
斯ウ云フコトヲハツキリト言明致シテ居ル
ノデアリマスガ、當時日本ノ國民ハ、有田
「クレイギー」ノ根本原則取決メガ、如何ニ
モ日英會談ノ大成功デアル、外交ノ大成功
デアル、之ニ依ツテ英國ノ授蔣政策ト云フ
モノハ、全ク拋棄セラレラデアラウト、我
ガ外務當局ノ談ノミヲ信ジテ、國民ハ歡喜
シテ居ツタ、所ガ事實ハ私ガ只今申上ゲタ
ナウニ、「クレイギー」ニシテモ、「チエン
パレン」ニシテモ、是ト全ク反對ノコトヲ
ハツキリ聲明シテ居ル、而モ是ハ爾來事
實ガ證明致シテ居ルノデアリマスガ、
英國ノ支那ニ對スル授蔣行爲ト云フモノハ、
何等其ノ後改ツテ居ラナイ、シテ見ルト當
時アノ根本原則ヲ協定シタコトガ、英國ノ
對支政策一變デアリヤウニ聲明シタ有田外
務大臣、平沼總理大臣ノ談話ナルモノハ、
故意ニ事實ト相違シタコトヲ發表致シタノ
デアルト、斯ウ云フヤウニ私共ハ今日解釋
セザルヲ得ナイノデアリマスガ、當時直接
御關係ニナツテ居ツタ軍務局長ハ、之ニ對
シテドウ云フヤウナ御所見ヲ持タレテ居ツ
タノデアルカ、此ノ點ヲ御説明願ヒタイト
思ヒマス。

ソレカラ第三ハ、東亞ノ新秩序ヲ建設ス
ルト云フコトハ、申スマデモナク支那ヲ獨
立ノ國家ニスルト云フコトガ、先ヅ根本テ
ナケレバナラス、然ラバ獨立ノ國家ニ治外
法權デアルトカ、外國租界デアルトカ云フ
ヤウナ、屈辱的ナ不合理ナモノガ存在スル
コトハ斷ジテ許サレナイ、隨テ日本ノ方針

トシテハ、新政府ヲ認ムル以上ハ、適當ノ
機會ニ事先シテ租界ヲ新政府ニ返還スルト
云フ意思アルコトハ、是ハ既ニ明瞭デアリ
マスガ、若シ英國ナリ米國ナリガ、租界返
還ニ日本ト同ジ歩調ヲ取リナカッタ場合ハ、
日本ハドウスル、此ノ問題ハ私ハ實ニ重大
デアラウト思フ、昨日アタリノ新聞ヲ見マ
シテ、有田「クレイギー」會見ガ行ハレマシ
テ、天津ノ銀問題ニ付テモ、更ニ交渉ヲ
進メルヤウニ承ツテ居リマス、吾々ノ間ク
所ニ依ルト、英國デハ今度生レル新政府ハ
承認シナイ、承認シナイケレドモ、サリト
テ否認モシナイ、斯ウ云フヤウナ相變ラズ
老練ナル態度ヲ執ツテ居ルラシク思ハレル
ケレドモ、一方米國ハ、ハツキリ新政府ハ
認メナイト云フ意思表示ヲ致シテ居ルヤウ
ニモ承ツテ居リマス、サウ云フコトニナル
ト、從來ノ近衛聲明カラスルモ、東亞ノ新
秩序建設ニ協力シテ、新支那ニ理解ノアル
第三國ノ權益ハ尊重スルケレドモ、之ニ協
力シナイ第三國ノ權益ハ、勢ヒ支那トシテ
モ、又支那ヲ指導スル日本トシテモ、之ヲ
認メルコトハ出來ナイ、隨テ今後容易ナラ
ザル事態ニ立至ルダラウト覺悟スル必要ア
リト私ハ考ヘテ居リマスガ、是等ノ諸點ニ
付テ忌憚ナキ御所見ヲ承リタイト思フノデ
デアリマス。

○武蔵政府委員 御尋ノ第一ハ、天津ノ英
國租界ヲ實力ヲ以テ回收スル意思ガアツタ
カドウト云フ點デゴザイマスルガ、當時出
先軍ト致シマシテハ、實力ヲ以テ天津租界
ヲ回收スル意思ハナカッタノデゴザイマス、
此ノ點ニ付キマシテハ、再三新聞等ニ於キ
マシテ、現地ノ警備司令官カラモ發表致シ
マシタ如ク、當時北支ニ於キマシテハ、

是ハ先般井上君ノ御質問ニ對シテモ御答シ
タノデゴザイマスルガ、一方山西省方面ノ
共產軍ノ武力ノ根據ト天津ニ於キマスル知
能ト申シマスルカ、或ハ武器彈藥ノ補給基地ト
申シマスルカ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、
申シマスルカ、斯ウ云フ意味ニ於キマシテ、
天津ノ租界ト云フモノガ、治安作戦上極メ
テ有害ナモノデアウツタノデゴザイマス、デ
アリマスルノデ、數次ニ互リ交渉シタニモ
拘ラズ、ドウシテモ天津租界ガ其ノ敵性ヲ
拋棄シナイ、是ガ爲ニ軍ハ自衛上其ノ外域
ヲ封鎖シタノデゴザイマス、其ノ處置ハ極
メテ消極的ノモノデアリマシテ、積極的ニ
之ヲ回收スルト云フコトハ考ヘテ居リマセ
スデシタ、又實際此ノ天津租界ヲ武力ヲ以
テ回收スルト云フコトニナリマスレバ、更
ニ第三國ニ對スル戰爭行爲ニナルノデアリ
マスノデ、是ハ大命ニ依ラザル限り不可能
ノコトデアリマシテ、出先ノ軍司令官ガ獨
斷デ、サウ云フ意思ヲ確定スル譯ニハ參ラ
ナイノデゴザイマス。

第二ノ問題ハ、有田「クレイギー」間ニ取
決メマシタ原則ヲ、軍ハ如何ニ解釋シテ居
ルカト云フコトデゴザイマス、私ハ今其ノ
原文ヲ暗記シテ居リマセマスガ、記憶ニ依リ
マス、三ツノ事項ガ盛ラレテ居ツタト思
フノデアリマス、其ノ一ツハ、支那ニ於テ
事實上戰爭行爲ガ行ハレテ居ルト云フコト
ノ事應ヲ認メル、此ノ事應ニ於テ日本軍ハ
特殊ノ要求ヲ持ツテ居ルト云フコト、之ニ
對シテ英吉利ハ妨害ヲシナイ、斯ウ云フ三
ツノ意味ガ含マレテ居ツタヤウニ記憶シテ
居ルノデアリマス、隨ヒマシテ私共ノ見解
ニ依リマスルト、英吉利ガ將來日本軍ノ作
戰行爲ヲ妨害シ、授蔣行爲ヲスルトハ止

メラレルモノト解シテ居ツタノデゴザイマス、
事實然ラバアノ原則通り、英吉利ガヤツテ
居ルカドウカト云フコトニナリマスルト、
各ノ人ノ見方ニ依ツテ違フノデアリマセウガ
御指摘ノヤウナ點モゴザイマスルノデ、日
本ハ依然トシテ交渉ヲ續ケテ居ル、即チ其
ノ一ツガ天津問題ノ交渉ノ繼續デゴザイマ
ス、斯ク致シマシテ、此ノ原則ヲ事實ニ於
テ、今後ノ交渉ニ依ツテ其ノ意義ヲ顯現ス
ルヤウニシナケレバナラス、斯ウ思ツテ居
リマス。

第三ノ御質問デアリマスガ、支那ニ於ケ
ル外國ノ租界ハ、將來東亞ノ新秩序建設ト
共ニ、日本ハ之ヲ支那ニ返シタルト云フ
コトヲ考慮スルコトハ數次ノ聲明デ明カデ
アリマス、實際極東ノ新事態ヲ完成致シマ
シタ曉ニハ、日本ハ之ヲ具現シテヤラナケ
レバナラスト思ヒマスルガ、此ノ場合ニ第
三國ノ租界ニ付テ、第三國ガ之ヲ支那ニ返
還シナイ場合ハドウスルカト云フ御質問デ
アリマスガ、日滿支ガ協力致シマシテ、東亞
ノ新秩序建設ヲスル、日本ハ第三國ニ先
ジテ租界ヲ返還ヲシタル、此ノ場合尙且
ツ第三國ガ、東亞ノ新事態ニ即應スルヤウ
ナ處置ニ出ナイト云フヤウナコトニナリマ
スレバ、日支協力致シマシテ、眞ニ新ラシ
イ秩序ガ出來ルヤウニ、努力シナケレバ
ラスト思ツテ居ルノデアリマス、然ラバド
ウ云フ手段ニ依ツテヤルカト云フコトニ付
キマシテハ、只今申ス限りデモアリマセ
ス、適時適切ナル處置ヲ執ルト云フ外ハナ
イト思フノデアリマス。

○今井委員 第一ノ私ノ質問ニ對スル御答
ニ依レバ、當時軍自體ガ實力ヲ行使シテ、
之ヲ接收スル意思ガナカッタト云フコトガ

カラザルコトアルト信ズル、此ノ意味ニ於テ各學校指定ノ陰ニ隠レテ、有ニル罪惡ヲ...

○山田委員 ソコデ文部當局ニ伺ツテ置キタイコトハ、專門學校ノ財團法人ニ對シテ、一度許可シタ所ノ其ノ寄附行為並ニ其ノ法...

○舟橋政府委員 只今山田サンカラ御問ニナリマシタ、日本女子齒科醫學專門學校ノ問題ニ付テハ、當局トシテハ豫テカラ調査...

○舟橋政府委員 重ネテノ御質問ニ付キマシテ御答申上ゲマスルガ、色々只今個々ノ具體的ノ事項ヲ豫メテノ御質問デゴザイ...

○山田委員 是テ私ハ打切りマス ○青木委員長 是ニテ實弊ハ終了致シマシタ、各分科聯合會主査及ビ小委員長ノ報告...

○福田委員 第一ハ各分科ノ審査ノ經過ヲ御報告申上ゲマス、分科ハ去ル十五日以來度々是方審議ヲ續ケマシテ、委員中熱心ニ...

○青木委員長 是ヨリ討論ニ入りマス、通告願ニ依ツテ之ヲ許シマス 福田次郎君

○福田委員 昭和十三年度ノ歳出入歳入一般會計並ニ特別會計ニ關シマシテ、此處私共所見ヲ述ベテ、サウシテ最後ノ決定ヲ致シ...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○宮本委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 宮本雄一郎君

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○鹽川委員 此ハ立憲政友會ヲ代表致シマシテ意見ヲ提出致シマス、昭和十三年度ノ決算ニ付キマシテハ、只今福田君ヨリ御提出...

○青木委員長 鹽川正藏君

○青木委員長 起立議員、左様決定致シマス、次ニ福田閣次郎君提出ノ附帯決議ニ御賛成ノ諸君ノ起立ヲ求めマス

○青木委員長 起立議員、左様ニ決定致シマス、次ニ昭和十三年度國有財産増減總計算書ハ、小委員長報告通り、本委員會ニ於テ承認スルニ御異議アリマセスカ

○青木委員長 御異議ナシト認メテ左様決シマシタ、是ニテ本委員會ハ終了致シマシタ、本會議ニ對シテハ適當ノ時機ニ報告致シマス、又會議ニ掛ル報告書ハ、追テ印刷ノ上諸君ノ御手許ニ配付致サセマス、此ノ際私ヨリ皆サンニ御挨拶ヲ申上ゲマス、皆サン連日ノ御精勵、御苦勞ニ對シ、厚ク感謝ノ意ヲ表シテ、御挨拶ニ代ヘル次第デアリマス

○福田委員 借越テアリマスガ、各委員ヲ代表致シマシテ一言御禮ヲ申上ゲマス、長キ間委員長ハ非常ニ御精勵ニナリマシテ、又各委員ニハ中々勝手ナコトヲ申上ゲテ、御無理モ申上ゲタノデアリマスガ、是モ御寛容相成リマシテ今日ニ至ラレ、其ノ任ヲ全ウセラレマシタコトハ、全ク感謝ニ堪ヘマセス、故ニ一同ヲ代表致シマシテ厚ク御禮ヲ申上ゲマス

○青木委員長 是ニテ閉會致シマス 午後二時三十四分散會

〔福田委員發言參照〕 昭和十三年度決算中不當ナルモノノ左ノ如シ

〔議員起立〕 拓務省所管臺灣總督府 (會計検査院報告ノ一) 臺北州ノ徵收不足ニ係ルモノ 本件ハ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

一般會計 (會計検査院報告ノ一) 東稅務署及其他ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ 右ハ孰レモ取扱ノ過誤ニ因リ徵收不足ヲ生セシメタルモノニシテ不當ナリトス

農林省所管 (會計検査院報告ノ二) 農林省ニ於テ徵收ニ係ルモノ 本件ハ補助金ノ交付ニ當リ調査監督其ノ宜シキヲ得サリシニ因ルモノニシテ不當ナリトス

當ナリトス (會計検査院報告ノ二) 東北帝國大學ノ支出ニ係ルモノ 本件ハ豫算ノ年度區分ヲ紊リタルモノニシテ不當ナリトス

第二類第二號 決算委員第一分科、第二分科聯合會會議錄 第一回 昭和十五年三月十五日

<p>アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>(會計検査院報告ノ二) 農林省米穀局ノ支出ニ係ルモノ</p> <p>本件ハ輸送措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>逓信省所管通信事業</p> <p>(會計検査院報告ノ一) 逓信省經理局ノ支出ニ係ルモノ</p> <p>本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>(會計検査院報告ノ二) 仙臺外二逓信局ノ支出ニ係ルモノ</p> <p>本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>鐵道省所管帝國鐵道</p> <p>(會計検査院報告ノ一) 鐵道省ノ收入ニ係ルモノ</p> <p>本件ハ必要以上ニ巨額ノ公債ヲ發行シタル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>(會計検査院報告ノ三、四) 鐵道省ノ支出ニ係ルモノ</p> <p>右ハ孰モ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>拓務省所管</p> <p>臺灣官設鐵道用品資金</p> <p>(會計検査院報告ノ一) 臺灣總督府交通局鐵道部ノ支出ニ係ルモノ</p> <p>本件ハ物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>既往年度</p> <p>昭和十一年度</p> <p>一般會計</p> <p>(會計検査院報告ノ五ノ内) 西宮稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ</p> <p>本件ハ徵稅上ノ措置宜シキヲ得サル嫌</p>	<p>アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>昭和十二年度</p> <p>一般會計</p> <p>(會計検査院報告ノ七ノ内) 蒲田稅務署及橫濱稅務署ニ於テ徵收不足ニ屬スルモノ</p> <p>右ハ孰モ徵稅上ノ措置宜シキヲ得サル嫌アリ依テ注意ヲ促ス</p> <p>政府ノ辯明ヲ認メタルモノ</p> <p>昭和十三年度</p> <p>特別會計</p> <p>陸軍省所管陸軍造兵廠</p> <p>(會計検査院報告ノ三、四、六) 物件購入ノ件</p> <p>海軍省所管海軍燃料廠</p> <p>(會計検査院報告ノ一) 物件購入ノ件</p> <p>既往年度</p> <p>昭和十二年度</p> <p>一般會計</p> <p>陸軍省所管</p> <p>(會計検査院報告ノ一〇) 物件購入ノ件</p>	<p>衆議院決算委員會議錄第十二回 中正誤</p> <p>頁 段 行 誤 正</p> <p>二三四 四三四 解職 戒飭</p> <p>二三八 二二二 二萬圓 二十萬圓</p>
--	---	---

昭和十五年三月二十一日印刷

昭和十五年三月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第二類 第二號

第七十五回帝國議會 院 決算委員會第一分科(大藏省)第二分科(外務省、内務省、司法省、文部省及厚生省)聯合會會議錄(速記)第一回

衆議院決算委員會議錄第十三回 中正誤

(二五一)

<p>會 議</p> <p>昭和十五年三月十五日(金曜日)午前十時十八分開議</p> <p>出席委員左ノ如シ</p> <p>主席 福田關次郎君</p> <p>第一分科所屬員</p> <p>森下 國雄君 今成留之助君</p> <p>豐田 收君 國光 五郎君</p> <p>駒井 重次君 仲西 三良君</p> <p>田中 源君 西田 郁平君</p> <p>第二分科所屬員</p> <p>塚本 三君 小平 重吉君</p> <p>成島 勇君 世耕 弘一君</p> <p>西川 貞一君 土田 莊助君</p> <p>内藤 守正君 小林 絹治君</p> <p>今井 新造君 田中 耕君</p> <p>委員長 青木 一輔君</p> <p>兼務</p> <p>土屋 寛君 長野 長廣君</p> <p>卯尾田毅太郎君 宮本雄一郎君</p> <p>福田關次郎君 森 幸太郎君</p> <p>林 讓治君 米窪 滿亮君</p> <p>加藤 謙造君 小野 謙一君</p> <p>曾木 重貴君</p> <p>同月十四日第二分科所屬員曾和義式君委員辭任ニ付其ノ補闕トシテ同月十五日濱地文平君當選シ同分科所屬ト爲リタリ</p> <p>出席政府委員左ノ如シ</p> <p>外務省次官 小山 谷藏君</p> <p>内務書記官 瀧尾 弘吉君</p> <p>大藏省主計局長 谷口 恒二君</p> <p>司法書記官 石田 壽君</p>	<p>文部書記官 永井 浩君</p> <p>厚生書記官 川村 秀文君</p> <p>本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ</p> <p>昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算中大藏省、外務省、内務省、司法省、文部省及厚生省所管</p> <p>○福田主査 ソレデハ是ヨリ分科會ヲ開會致シマス、本日ノ午前ノ分科ハ第一分科、第二分科ノ聯合會デアリマス、第一分科ハ御承知ノ通り大藏省、ソレカラ第二分科ハ外務省、内務省、司法省、文部省及厚生省ノ各所管デアリマス、是ヨリ逐次政府委員ノ説明ヲ承リマシテ其ノ後ニ改メテ委員會ヲ開キマシテ各款項ニ付テ議事ヲ進メタリト思ヒマス、デハ是ヨリ政府委員ノ説明ヲ求メマス——谷口政府委員</p> <p>(主席退席 森下主査代理著席)</p> <p>○谷口政府委員 昭和十三年度一般會計歳入決算ノ大體ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、昭和十三年度歳入決算額ハ經常部ニ於キマシテ二十三億三千九百九十五萬餘圓、臨時部ニ於キマシテ八十二億六千三百二十餘圓、合計三十五億九千四百九十七萬餘圓デアリマス、之ヲ其ノ歳入豫算額ニ比較致シマスト經常部ニ於キマシテ一億二千五百五十四萬餘圓ヲ増加シ、臨時部ニ於キマシテ五千二百九十二萬餘圓ヲ減少致シマシテ、差引七千二百六十一萬餘圓ヲ増加シテ居ル次第デアリマス</p> <p>今其ノ内容ニ付キマシテ少シク詳細ニ御</p>	<p>説明申上ゲマス、歳入經常部ノ中デ金額ノ最モ多額ニ上リマスモノハ租稅デアリマスカ、租稅ノ決算額ハ十六億九千五百六十六萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト一億三千四百四十二萬餘圓ヲ増加ト相成ツテ居ルノデアリマス、更ニ此ノ租稅ノ内譯ノ大體ニ付キマシテ御説明致シマスルモノハ、所得稅ニ於テ八千四百一十一萬餘圓、地租ニ於テ百七十七萬餘圓、營業收益稅ニ於テ四千四百八十八萬餘圓、相續稅ニ於テ九百四十六萬餘圓、鹽業稅ニ於テ二百四十九萬餘圓、酒稅ニ於テ九百六十六萬餘圓、清涼飲料稅ニ於テ四十五萬餘圓、砂糖消費稅ニ於テ九百二十四萬餘圓、織物消費稅ニ於テ七百七十七萬餘圓、織物消費稅ニ於テ七百七十七萬餘圓、兌換銀行券發行稅ニ於テ二十六萬餘圓等デアリマシテ、其ノ減少シタル主ナルモノハ、法人資本稅ニ於テ六百六十五萬餘圓、揮發油稅ニ於テ二百六十六萬餘圓、取引所稅ニ於テ千四百二十一萬餘圓、有價證券移轉稅ニ於テ百六十六萬餘圓、關稅ニ於テ九百四十萬餘圓、噸稅ニ於テ四十四萬餘圓等デアリマス、次ニ印紙收入デアリマスカ、印紙收入ノ決算額ハ九千四百四十四萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト八百六十一萬餘圓ヲ減少ト相成ツテ居リマス、次ニ官業及官有財產收入ニ於キマシテ、其ノ決算額ハ三億八千七百四十五萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト千七百八十八萬餘圓ヲ増加ト相成ツテ居ルノデアリマス、今其ノ内譯ノ</p>	<p>大體ニ付キマシテ説明致シマス、其ノ豫算額ニ比シテ増加シタル主ナルモノハ、森林收入ニ於テ五百九十六萬餘圓、專賣局益金ニ於テ七百二十五萬餘圓、印刷局益金ニ於テ五百九十七萬餘圓、官有物賣下料ニ於テ十九萬餘圓、配當金收入ニ於テ二十七萬餘圓等デアリマシテ、其ノ減少シタルモノハ刑務所收入ニ於テ百七十二萬餘圓等デアリマス、次ニ日本銀行納付金ニ於キマシテ、其ノ決算額ハ千三百三十萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト百九十六萬餘圓ヲ減少致シテ居リマス、次ニ雜收入ニ於キマシテ、其ノ決算額ハ六百二十六萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト四百九十五萬餘圓ヲ増加致シテ居リマス、今其ノ内譯ノ大體ニ付テ説明致シマスト免許及ビ手数料ニ於テ二十萬餘圓、懲罰及ビ沒收金ニ於テ五十四萬餘圓、恩給法納金ニ於テ百七十七萬餘圓、競馬會納付金ニ於テ三百二十二萬餘圓、雜入ニ於テ十三萬餘圓等ヲ増加致シテ居リ、稅關雜收入ニ於テ十萬餘圓等ヲ減少致シテ居リマス、次ニ教育改善及ビ農村振興基金特別會計ヨリ繰入ニ於キマシテ、其ノ決算額ハ六百六十二萬餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額ニ比較致シマスト十三萬餘圓ヲ減少致シテ居リマス</p> <p>以上ハ歳入經常部ニ於ケル内譯ノ大體デアリマスカ、次ニ歳入臨時部ニ於ケル内譯ノ大體ニ付キマシテ御説明申上ゲマスレバ、官有物拂下代ニ於ケル決算額ハ七百六</p>
---	--	--	--

第一類第二號 決算委員會第一分科、第二分科聯合會會議錄 第一回 昭和十五年三月十五日

委員

○川村政府委員 昭和十三年度厚生省所管經費決算報告書ノ大體ヲ御説明申上ゲマス、昭和十三年度厚生省所管經費ノ豫算額ハ歳出經常部ニ於キマシテ九千二百七十八万五千餘圓、歳出臨時部ニ於キマシテ六千七百七十三万一千餘圓、合計一億六千五百一十一万六千餘圓デアリマシテ、豫算現額ハ歳出經常部ニ於キマシテ一億一千六十五万二千九百餘圓、歳出臨時部ニ於キマシテ七千七百八十五万七千餘圓、合計一億九千四百三十二万九千餘圓デアリマシテ、而シテ此ノ豫算現額ヲ前ノ豫算額ニ比較シマスト、二千五百九十九万三千八百餘圓ヲ増加致シテ居リマスガ、此ノ増加額ノ中二百四十一万一千六百餘圓ハ前年度ヨリ繰越致シマシタ金額デアリマシテ、二千三百五十八万二千二百餘圓ハ豫備金ヨリ支出致シマシタ金額デアリマス、豫備金支出ノ中第一種豫備金ヨリ支出致シマシタモノハ、歳出經常部ハ國立療養所外三款ヘ一千六百九十四万二千二百餘圓ト歳出臨時部、傳染病豫防費ヘ四十一万九千四百餘圓トデアリマシテ、第二種豫備金ヨリ支出致シマシタモノハ歳出臨時部、衛生事業諸費外九款ヘ六百二十二万五千餘圓ト云フコトニナツテ居リマス。

法律第二號ニ依リ、翌年度ニ繰越致シマシタ金額デアリマシテ、殘餘ノ二千二百七十三万六千九百餘圓ハ、全ク不用トナリマシタ金額デアリマス。次ニ昭和十三年度厚生省所管各特別會計ノ決算概要ヲ申上ゲマス、先ヅ、健康保險歳入ノ收入濟額合計ハ四千四百九十九万七千四百餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額合計四千二百九十九万八千八百餘圓ニ比較致シマスト、百九十九万八千五百餘圓ノ増加トナツテ居リマス、又歳出ノ支出濟額合計ハ三千八百六十二万六千三百餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算現額合計三千九百三十六万九千三百餘圓ニ比較致シマスト、七十萬四千九百餘圓ヲ減少致シテ居リマス、此ノ減少額ノ中十三万九千七百餘圓ハ會計法第二十七條及昭和六年法律第九號第三項ニ依リ翌年度ニ繰越致シマシタ金額デアリマシテ、殘餘ノ六十万三千百餘圓ハ、全ク不用トナリマシタ金額デアリマス、而シテ右ノ歳入歳出ヲ比較致シマスト、六百二十八万一千餘圓ノ收入超過トナリマスガ、此ノ中翌年度繰越財源トシテ十三万九千七百餘圓ヲ、翌年度ニ繰入レマシテ、殘餘ノ六百十四万一千二百餘圓ハ、健康保險特別會計法第四條第一項ニ依リ、積立金ニ組入レ此ノ年度ノ決算ヲ了致シタノデアリマス。尚ホ此ノ積立金ハ昭和十三年度末ニ於キマシテ、二千六百三十万九百餘圓トナツテ居リマス。

出濟額合計ハ八百八十九万一千五百餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算現額合計四百五十一万四千餘圓ニ比較致シマスト、二百六十八万八千九百餘圓ノ減少トナツテ居リマス、此ノ減少額ハ全ク不用トナリマシタ金額デアリマス、而シテ右ノ歳入歳出ヲ比較致シマスト、四百九十六万六千九百餘圓ノ收入超過トナリマスガ、此ノ中未經過保險料ニ相當スル金額百四十四万五千餘圓ト、支拂備金ニ相當スル金額百十八万二千三百餘圓トヲ、翌年度ノ歳入ニ繰入レマシテ、殘餘ノ二百三十四万四千餘圓ハ、労働者災害扶助責任保險特別會計法第三條第一項ニ依リ、積立金ニ組入レ此ノ年度ノ決算ヲ了致シタノデアリマス、尚ホ此ノ積立金ハ昭和十三年度末ニ於キマシテ四百七十三万百餘圓トナツテ居リマス。次ニ簡易生命保險歳入ノ收入濟額ハ三億五千六百三十四万四千餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額三億六千二百四十九万五千餘圓ニ比較致シマスト、六百一十五千餘圓ノ減少トナツテ居リマス、又歳出ノ支出濟額合計ハ一億七千三百八十九万四千餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算現額合計一億八千三百三十四万七千六百餘圓ニ比較致シマスト、七百四十五万三千五百餘圓ヲ減少致シテ居リマス、此ノ減少額ノ内十六万四千七百餘圓ハ、昭和六年法律第九號第三項ニ依リ翌年度ニ繰越シマシタ金額デアリマシテ、殘餘ノ七百二十八万八千七百餘圓ハ全ク不用トナリマシタ金額デアリマス、而シテ右ノ歳入歳出ヲ比較致シマスト、一億八千二百四十四万三千餘圓ノ收入超過トナリマスガ、此ノ金額ハ簡易生命保險特別會計法第三條第一項ニ依リ、積立金ニ組入マシテ、

此ノ年度ノ決算ヲ了致シタノデアリマス、尚此ノ積立金ハ昭和十三年度末ニ於キマシテ、十六億四千五百三十九万二千餘圓トナツテ居リマス。最後ニ郵便年金歳入ノ收入濟額ハ二千七百五十三万二千餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算額二千三百五十三万五千二百餘圓ニ比較致シマスト、三百九十九万六千八百餘圓ヲ増加シテ居リマス、又歳出ノ支出濟額合計ハ七百九十一万一千餘圓デアリマシテ、之ヲ其ノ豫算現額合計八百二十四万二千二百餘圓ニ比較致シマスト、百五十一万一千餘圓ヲ減少シテ居リマス、此ノ減少額ハ全ク不用トナリマシタ金額デアリマス、而シテ右ノ歳入歳出ヲ比較致シマスト、二万四千九百餘圓ノ收入超過トナリマスガ、此ノ金額ハ郵便年金特別會計法第三條第一項ニ依リ、積立金ニ組入レマシテ、此ノ年度ノ決算ヲ了致シタノデアリマス。尚ホ此ノ積立金ハ昭和十三年度末ニ於キマシテ、一億五千四百一十一万四千七百餘圓トナツテ居リマス、何卒御審議ノ上御承認ヲ御願ヒ致シマス。尚ホ最後ニ昭和十三年度厚生省所管經費ノ決算ニ付キマシテハ、會計検査院ノ批難事項ハ一件モアリマセヌコトヲ申上ヘテ置キマス。

昭和十五年三月十五日印刷

昭和十五年三月十六日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

午前十一時十四分散會

決算委員第三分科(陸軍省、海軍省、農、林省及商工省所管) 第四分科(逓信省、鐵道省) 聯合會會議錄(速記)第一回

會 議
昭和十五年三月十五日(金曜日)午後一時十七分開議

出席委員左ノ如シ
主席 宮本雄一郎君

第三分科所屬員
宇賀 四郎君 高橋 泰雄君
中野 治介君 樋口善右衛門君
井上 良次君 愛野時一郎君
松本治一郎君 古田喜三太君

第四分科所屬員
長野 長廣君 森 幸太郎君
土屋 寛君 卯尾田毅太郎君
加藤 謙造君 米窪 滿亮君
小野 謙一君 曾木 重貴君
委員長 青木 精一君

兼務
福田關次郎君 成島 勇君
内藤 守正君 森下 國雄君
今成留之助君 塚本 三君
土田 莊助君 仲西 三良君
西田 郁平君 駒井 重次君
小平 重吉君 小林 絹治君
豐田 收君 世耕 弘一君
西川 貞一君 林 護治君
國光 五郎君 今井 新造君
田中 耕君 田中 源君

同日十四日第一分科所屬員會和議式君委員
辭任ニ付其ノ補闕トシテ同日十五日濱地文
平君當選シ第三分科及第四分科兼務ト爲リ
タリ

第二類第三號 決算委員第三分科、第四分科聯合會會議錄 第一回 昭和十五年三月十五日

出席政府委員左ノ如シ

陸軍政務次官 三好 英之君
陸軍主計中將 石川半三郎君
陸軍主計大佐 森田 親三君
海軍政務次官 松山常次郎君
海軍主計中將 武井 大助君
海軍主計大佐 爲本 博篤君
農林書記官 岡本 直人君
農工書記官 山本 茂君
高工書記官 手島 榮君
逓信省經理局長 池井 啓次君
鐵道省經理局長 森重 干夫君
拓務書記官 水田 直昌君
朝鮮總督府財務局長 中嶋 一郎君
臺灣總督府財務局長 樺太廳長官 棟居 俊一君
樺太廳長官 北島謙次郎君
南洋廳長官

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三
年度各特別會計歳入歳出決算中陸軍省、
海軍省、農林省、商工省、逓信省、鐵道
省及拓務省所管
○宮本主席 是ヨリ開會致シマス、午後ノ
分科會ハ第三分科及第四分科ノ聯合會デ
アリマス、第三分科ハ陸軍、海軍、農林及
商工省ノ各所管デアリマス、第四分科ハ
逓信、鐵道及拓務省所管デアリマス、順
次説明ヲ承リマス——三好政府委員
○三好政府委員 只今ヨリ昭和十三年度陸
軍省所管經費決算ノ概要ニ付キマシテ御説
明ヲ申上ゲマス、昭和十三年度陸軍省所管
一般會計歳出ノ總額ハ、經常部臨時都合

計致シマシテ五億六千六百七十五万五千六
百八十六圓デアリマス、之ニ前年
度ヨリ繰越額六千六百五十六万五千五十
六圓、豫備金支出三十四万七千二百圓、之
ヲ合計致シマシタ總額、即チ豫算現額ハ六
億三千三百六十六万七千九百四十二圓ト相
成ルノデアリマス、而シテ此ノ年度ニ於キマ
シテ支出致シマシタ總額ハ、四億八千七百
五十万八千六百圓デアリマシテ、之ヲ前述
ノ豫算現額ニ比較致シマスト、一億四千六
百六十七万七千七百五十五圓ノ減少ト相成ツ
テ居ルノデアリマス、此ノ減少額ノ中九千
三百四十五万二千八百八十六圓ハ、會計法第
二十七條及第二十八條ニ依リマシテ翌昭
和十四年度ニ繰越シマシタ金額デアリマシ
テ、差引五千二百七十一万五千五百六十九
圓ハ、全ク不用トナリマシタ金額デアリマ
シマス、而シテ昭和十四年度ニ繰越
シマシタ九千三百四十五万二千八百八十六圓
ノ内ニハ、政府ニ於テ豫算、節約ノ爲計畫
的ニ繰越シマシタ金額ガ一千六百二十四万
五千七百四十六圓デアリマシテ、其ノ他ノ
繰越額ハ七千七百二十万六千四百四十圓デ
アリマス、又不用トナリマシタ金額五千二
百七十一万五千五百六十九圓ノ内ニハ是亦
政府ニ於キマシテ豫算節約ノ爲計畫的ニ節
減及繰越ヲ致シ、不用額ト爲シマシタ金
額ガ三千九百六十三万九千八百二十九圓ア
リマスノデ、其ノ他ノ不用額ハ一千三百七
万五千七百四十圓デアリマス

述ベマス、先ツ陸軍造兵廠作業會計ニ於キ
マシテハ收入ノ合計額ハ十八億一千八百五
十五万六千九百七十四圓、支出ノ合計額ハ
十八億一千九百三十九万九千三百四十四圓
リマシテ、差引八十四万二千三百三十圓ノ
不足ヲ生ジマシタ、是ハ据置運轉資本ノ缺
額トシテ翌年度ニ繰越シ決算ヲ結了致シマ
シタ、今一ツノ千住製絨所作業會計ニ於キ
マシテハ收入ノ合計額ハ七百七十二万一千
三百二十九圓、支出ノ合計額ハ七百七十一
万五千五百三十三圓デアリマシテ、差引五千
百二十五圓ノ餘額ヲ生ジマシタ、此ノ餘額
金ハ千住製絨所作業基金トシテ、明治二十
三年法律第十八號陸軍作業會計法第五條ニ
依リマシテ昭和十三年度一般歳入ニ納付シ
本年度ノ決算ヲ結了致シタ次第デアリマス
以上ガ本議會ニ提出セラレマシタ昭和十
三年度決算中陸軍ニ關スル分ノ概要デアリ
マスガ、其ノ細部ニ於キマシテハ御手許ニ
廻ツテ居リマスル決算關係書類ニ依リ御承
知ヲ願ヒマス
尙ホ以上ノ經費決算ニ對シマシテ、會計
檢査院ノ檢査報告ニ上リマシタ批難事項
ハ、一般會計ニ於テ、前後資金ニ關シ監督
其ノ宜シキヲ得ストナスモノ一件、前金拂
ヲ爲スニ當リ措置其ノ宜シキヲ得ストナス
モノ一件、物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シ
キヲ得ストナスモノ一件、合計三件、特別
會計ニ於テ、物件ノ加工ヲ請負ニ付スルニ
當リ措置其ノ宜シキヲ得ストナスモノ二
件、物件ノ購入ニ當リ措置其ノ宜シキヲ得

ズトナスモノ四件、合計六件デアリマス、右ノ内監督其ノ宜シキヲ得ズ官金ヲ横領費消シモノアルハ洵ニ遺憾トスル所デアリ...

テモ、事變前ヨリ勤務セル練達技能ノ者ハ戰線ノ擴大ト共ニ終戦以下續々戦地部隊ニ...

充ニ努力シツツアツタノデアリマス、右申述バマシタ急遽多量調達ヲ致スノニ...

方、十三年度ニ於テハ事業界、金融界ノ情勢及ビ特ニ軍需産業方面ノ實情等ヲ仔細ニ...

○石川政府委員 昭和十三年度決算中ニ於キマシテ、會計検査院ノ批難事項ヲ御...

御承知ノ如ク昭和十三年度ハ支那大陸各方面ニ於テ疾風迅雷的ノ作戦ヲ連續ニ終始...

以上ノ如ク昭和十三年度ニ於キマシテハ經濟生産ヲ爲シ得ル工場ノミヲ利用致シマ...

○松山政府委員 昭和十三年度海軍省所管經費決算ニ付テ御説明ヲ致シマス、昭和十...

シテ、純不用額ハ七十六万六千六百六十四圓餘デアリマス、斯ノ如ク昭和十三年度豫算ハ...

リマス御質問ガアリマスレバソレニ應ジテ御答申上ゲタイト存ジマス、宜シク御審議...

及ボシト云フノガ結論デゴザイマス、此ノ三ツノ批難ノ中、第一及ビ第二ノ點ハ昨...

テハ山上ヲ崩スト云フ計算ニ依ツタノデアリマス、但シ該計算ニ當リマシテハ山上モ探...

金ニ相當スル金額九千餘圓、合計五万九千餘圓ヲ控除スレバ結局六万二千餘圓ノ剩餘ヲ生ジタノデアリマス、該剩餘金ハ昭和十二年法律第二十六號森林火災保險特別會計法第三條第一項ニ依リ積立金ニ組入レ本年...

四圓八十二錢ニ關シ批難セラレタルモノ一、出入ニ關スルベキモノ一千六百二十四圓十錢五厘ニ關シ批難セラレタルモノ一、...

カラ七頁ニ掛ケテ記載シテゴザイマス、是ハ商工本省、貿易局、燃料局及ビ臨時物資調整局ニ於テ緊急事務措置ノ爲ニ備上ゲマ...

スガ、十三年度内ニハ事業ヲ實施スルノ運ビニ至ラザリシコトガ判明致シマシタノデ、此ノ補助金ハ返還セシムルコトトシ、二月十五日返還命令ヲ發シテ次第デアリマス、...

デアリマスカラ、差引五百七十八万餘圓ノ減収トナツテ居リマス、斯ク減収ヲ見マシタノハ主トシテ資料ノ關係上電話増設工事ヲ縮小致シマシタ結果、之ニ伴フ収入ガ少カ...

ニ對シテ支出額ハ三千六百七十万餘圓デアリマスカラ差引千七百五十九万餘圓ノ支出ガ減少サレテ居リマス、此ノ内一万餘圓ハ...

入ニ屬スル金額ハ四億一千四百七十一万餘圓、又支出ニ屬スル金額ハ三億六千六百四十二万餘圓デアリマス、差引四千八百二十八万餘圓ノ過剩ヲ生ジマシタノデ、...

テハ歳入ノ收入額合計ハ二億三千九百九十二万五千八百四十五圓餘、歳入ノ支出額合計ハ二億四千八百三十三万四千六百圓餘デアリマス、...

五百三十三萬餘円アリマス、尙又本年度ニ於キマシテ不納賦損ヨリシマシタ金額ハ九千七百七十四萬餘円アリマス、之ニ前年度カラ繰越シマシタ物品ノ價格二千九百六十八万九千五百九十四圓ヲ加算致シマス...

尚ホ次ニ収支勘定ニ付キ申上ゲマスレバ、是ハ決定計算書ノ五百七十四萬圓下サレ、歳入ノ收入額ハ十億九千六百四十八万六千三百三十三圓餘アリマス、歳出ノ支出額合計ハ十億九千六百四十八万八千八百四十八圓餘アリマス...

以上ノ決算ニ付キマシテ會計検査院カラ検査ノ結果批難ヲ受ケマシタ事項ハ歳入ニ於テ一件、歳出ニ於テ四件、外ニ官有物一件アリマス、之ニ對シマシテハソレソレ...

會ニ讓ルコトヲ致シマシテ、次ハ拓務省所管ニ付テ説明ヲ承リマス、並ニ重政政府委員御説明申上ゲマス、昭和十三年度拓務省所管...

現額ノ豫算額ニ比較シテ増加致シマシタ金額ハ三十三萬三千餘圓トナリマス、此ノ増加額ハ前年度ヨリ繰越シマシタ金額三十四萬一千餘圓及ビ第二種備金支出二千四十四萬一千餘圓トナリマス...

○宮本主査 水田政府委員
以上大略御説明申上ゲタ次第アリマスガ、詳細ニ付キマシテハ決定計算書ニ依リ御説承ヲ御願致シタイト存ジマス

○水田政府委員 拓務省所管ノ中ノ朝鮮總督府ノ關係決算ニ付テ御説明申上ゲマス、朝鮮總督府ノ關係ハ朝鮮總督府特別會計、朝鮮鐵道用品資金特別會計、朝鮮簡易生命...

第一ニ朝鮮總督府特別會計ノ歳入歳出ノ十三年度ノ決算ニ付テ御説明申上ゲマス、決定計算書ノ五百二十五頁以下デアリマス、昭和十三年度ノ歳入歳出ノ合計ハ五億九千二百七十七萬餘圓トナリマス、歳出ノ支出額...

○宮本主査 北島政府委員
以上大要ノ御説明ヲ申上ゲタ次第アリマス

二十九萬餘圓ト云フモノガ、全ク不用トナツタ金額デアリマス、次ニ昭和十三年度中豫備金支出ヲ致シマシタモノハ、第一種備金五百五十萬圓、第二種備金四百萬圓、合計...

次ニ朝鮮鐵道用品資金特別會計ニ付キマシテ御説明申上ゲマス、決定計算書ノ六百二十一頁以下デアリマス、昭和十三年度ノ本會計ノ歳入ノ收入額ハ四億四千六百六十九圓、歳出ノ支出額ハ四億四千六百六十九圓...

○北島政府委員 昭和十三年度南洋廳特別會計ノ決算ニ付キマシテ其ノ概要ヲ御説明申上ゲマス、昭和十三年度歳入ノ收入額合計ハ千三百四十四萬七千五百七十四圓餘、歳出ノ支出額合計ハ八百九十二萬二千二百四十七圓餘トナリマス...

シマシタ支出ノ超過額約百六十九萬九千餘圓ニ比ベマシテ、二百六十圓六十三錢ト云フモシテ、前年度ノ超過額ハ千六百三十五圓六十三錢トナリマス、此ノ超過額ハ前年度ノ超過額ニ比ベマシテ、減少シマシタ事トナリマス、歳入ノ歳入額ハ千六百三十五圓六十三錢トナリマス...

次ニ朝鮮簡易生命保險特別會計ノ昭和十三年度ノ歳入歳出ノ決算ニ付テ御説明申上ゲマス、決定計算書ノ六百三十五頁以下ニ御説明シタルノアリマス、歳入ノ歳入額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス、歳出ノ支出額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス...

第二類第三號 決算委員第三分科、第四分科聯合會會議錄 第一回 昭和十五年三月十五日

二千七百八十八萬餘圓トナリマス、歳出ノ支出額ハ二千七百八十八萬餘圓トナリマス、歳入ノ歳入額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス、歳出ノ支出額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス...

○撥居政府委員 昭和十三年度ノ權太廳特別會計決算ニ付テ御説明申上ゲマス、昭和十三年度歳入歳出ノ合計ハ千六百三十五萬九千九百九十九圓餘トナリマス、歳入ノ歳入額ハ千六百三十五萬九千九百九十九圓餘トナリマス...

次ニ歳出ニ付テ申上ゲマスレバ、歳出ノ歳出額ハ千六百三十五萬九千九百九十九圓トナリマス、歳入ノ歳入額ハ千六百三十五萬九千九百九十九圓トナリマス...

完了致シテ居ル次第アリマス

○宮本主査 北島政府委員
以上大要ノ御説明ヲ申上ゲタ次第アリマス

○北島政府委員 昭和十三年度南洋廳特別會計ノ決算ニ付キマシテ其ノ概要ヲ御説明申上ゲマス、昭和十三年度歳入ノ收入額合計ハ千三百四十四萬七千五百七十四圓餘、歳出ノ支出額合計ハ八百九十二萬二千二百四十七圓餘トナリマス...

次ニ歳出ニ付キマシテハ前ニ述べマシタ歳入歳出ノ決算ニ付テ御説明申上ゲタ次第アリマス、決定計算書ノ六百三十五頁以下ニ御説明シタルノアリマス、歳入ノ歳入額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス、歳出ノ支出額ハ千七百七十八萬餘圓トナリマス...

合計九百六十七万四千六百六十九圓、前年度ヨリ増進額五十一万二千二百四十五圓餘ヲ加ヘマシテ所謂總豫算現額千八百六十六万四千六百六十七圓餘ノ減少ト相成ツテ居リマス、此ノ減少額ノ内昭和十四年度ニ繰越シマシテ金額ガ四十八万二千八百九十三圓餘アリマス、之ヲ差引キマシテ七十八万七千七百七十三圓餘ガ全ク不用トナリマシタル金額デゴザイマス

次ニ昭和十三年度南洋廳特別會計ノ決算ニ付キマシテ會計検査院ヨリ批報告セラレマシタルモノガ一件デゴザイマス、是ハ租稅ノ徵收ニ關スルモノデアリマスガ、昭和十四年度ニ於テキマシテ既ニ善後ノ措置ヲ完了シタ大第デアリマス

二豫備金ノ支出ニ付キマシテハ既ニ第七十四議會ニ於テキマシテ御承諾ヲ得テ居ルヤウナ大第デゴザイマス
最後ニ臺灣省鐵道用品資金特別會計ノ決算ニ付キマシテ御承諾ニ御説明申上ゲマス、昭和十三年度歳入決算額ハ七百九十四万九千餘圓デゴザイマス、之ヲ豫算額八百萬圓ニ比較シマシテ五万餘圓ノ減少デアリマス、又歳出ノ決算額ハ七百八十一万四千餘圓デアリマシテ、之ヲ豫算額八百萬圓ニ前年度ヨリ繰越額百七十七万三千餘圓ヲ加ヘマシテ所謂總豫算現額ニ比較シマシテ、百九十五万八千餘圓ノ減少デゴザイマス、此ノ減少額ヨリ昭和十四年度ヘノ繰越額百七十四万二千餘圓ヲ差引キマシテ、二十一萬六千餘圓ガ全ク不用トナリマシタル金額デゴザイマス

○宮本主査 之ヲ以テマシテ第三分科、第四分科ノ聯合會ニ於テキマスル政府ノ説明ハ終了致シマシタ、各省所管ニ對スル質疑ハ、先刻來申上ゲマシタ通り大會ニ移スコトト致シマシテ、本日ハ是ニテ散會致シマス、大會ハ公報ヲ以テ御知らせ申シマス
午後三時散會

昭和十五年三月十五日印刷
昭和十五年三月十六日發行
衆議院事務局
印刷者 内閣印刷局

第二類 第四號

第七十五回帝國議會 院 決算委員第一、第二、第三及第四分科聯合會議錄(速記)第一回

會議

昭和十五年三月十六日(土曜日)午後一時二十分開議
出席委員左ノ如シ
主席 福田關次郎君

第一分科所屬員
森下 國雄君 今成留之助君
林 讓治君 駒井 重次君
西田 郁平君

第二分科所屬員
成島 勇君 塚本 三君
小平 重吉君 濱地 文平君
世耕 弘一君 西川 貞一君
土田 莊助君 内藤 守正君
今井 新造君

第三分科所屬員
鹽川 正藏君 古島 義英君
宇賀 四郎君 樋口善右衛門君
松本治一郎君 古田喜三太君

第四分科所屬員
宮本雄一郎君 長野 長廣君
木村作次郎君 加藤 謙造君
小山田義孝君 米窪 滿亮君
小野 謙一君

委員長 青木 精一君
出席政府委員左ノ如シ
内務省警保局長 山崎 巖君
警備府局長 松隈 秀雄君
海軍政務次官 松山常次郎君
海軍主計中將 武井 大助君
海軍主計大佐 爲本 博篤君

司法書記官 石田 壽君
文書書記官 永井 浩君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算中大藏省、内務省及海軍省所管

○福田主査 ソレデハ是ヨリ開會致シマス、今井君、大藏省ノ警備府局長ノ政府委員ガ居ラレマスガ、何カ御質問アリマスカ
○今井委員 税金ノ方ノ方ハ居ラレマセスカ
○松隈政府委員 主税局ノ者ハ居リマセスカ、私カラ御答出來マスコトナラ御答申上ゲマス

○今井委員 昨年ノ決算委員會ノ時ニ、蜂須賀侯爵ナル者ガ百三十万圓程相續稅ノ税金ヲ脱稅シテ居ルト云フコトヲ御答致シタノデアリマスガ、其ノ當時、其ノ書類ガ會計検査院ノ方ヘ廻ツテ居ルカラ内容ハ能ク分ラナイト云フヤウナ御返事ヲ戴イタノデアリマス、然ルニ其ノ後ニ至リマシテ、私ガ議會デ此ノ問題ヲ取上ゲタノヲ惡用致シマシテ、何者カガ蜂須賀侯爵ヲ尊鳴シタク云フヤウナ書信ヲ私ノ所ヘ遣ハシタ者ガアルノデアリマス、左様ナコトヲ承ツテ見マス、此ノ問題ハ愈々私致シマシテモ黙過出來ナイコトデアリマス、昨年私ハ脱稅ニ關スル疑點ヲ具體的ニ詳細ニ大藏當局ニ申述ベテアリマスガ、其ノ後ドウ云フヤウナ調査ヲナサレタカ、此ノ場合御答ヲ得レバ

好都合ト思ヒマス
○松隈政府委員 只今今井委員カラノ御尋ノ蜂須賀侯爵ニ關シマスル相續稅ノ件ハ、早速取調ベマシテ後刻御返事申上ゲルコトニ致シタイト思ヒマス
○今井委員 申上ゲルマデモナク、華族ハ皇室ノ藩屏トシテ、斯様ナ時局ニ際シマシテハ身ヲ以テ國民ニ率先示スベキ立場ニモアリ、特別ノ君恩ヲ戴イテ居ル地位ニアルノデアリマス、左様ナ立場ニアル者ガ、假ニモ國民ノ義務デアル税金ノ問題ニ付テ百方圓以上ノ脱稅ヲ圖ツタト云フヤウナコトガ事實デアルトスルナラバ、斷ジテ許シ難イコトデアラウト思ヒマス、ドウカ至急御取調ヲ願ヒマス、モウ一年掛ツテ居マリスカラ勿論御分リノコトト思ヒマスカラ、至急當委員會ニ於テ詳細御説明ヲ願ヒタイト思ヒマス
警保局長ガ御見エデゴザイマスカラ御尋致シマス、此ノ間御尋致シマシタ山室軍平中將ノ「平民之福音」デアリマスガ、未ダ發賣禁止ノ命令ノ出タト云フコトヲ耳ニ致シテ居リマセマスガ、其ノ後ドウ云フヤウナ御取調ヲナサツタカ、其ノ點ニ付テ御尋致シマス

○山崎政府委員 過日日本委員會ニ於キマシテ御質問ノゴザイマシタ救世軍山室氏ノ「平民之福音」ニ付キマシテハ、全般ニ互リマシテ再検討ヲ加ヘタノデアリマス、然ルニ御話ノヤウニ相當ノ部分ニ於テキマシテ適當テナイ部分ヲ發見致シマシタノデ、本書

之ニ協力スル意味合ニ於キマシテ、全國ニ互
リマシテ供給ノ引上ト云フコトガ非常ニ困
難ナリト事情ニ相成ツテ居ルノデアリマ
ス、私共ト致シマシテハ、出來ルダケ優遇
ハ講ジタイノデアリマス、サウ云フ風
ニ一齊ノ供給引上ト云フヤウナ途デナクシ
テ、御承知ノヤウニ警察官ニ付キマシテハ、
他ニ或ハ精勤加俸デアリマス、或ハ功
勞加俸デアリマス、特別手当デゴザイ
マス、サウ云フ制度モ實ハ途ガ開カレ
テ居ルノデゴザイマス、サウ云フ方面ニ於
キマシテ、何ト申シマス、自立タナエ方
法デ實質上ノ優遇ヲ圖ルコトガ此ノ際トシ
テハ一番宜シイノデアリカ、斯ウ云フ點
ヲ考慮致シマシテ、各府縣當局ヲモ督勵シ
テ、實質的ニ警察官ノ優遇ノ途ヲ出來ルダ
ケ開クト云フヤウナ方針デ、今進ンデ居ル
ノデアリマス、併シナガラ下級官吏ノ待
遇改善ト云フコトガ實現セラレマス、場合ニ
ハ、先ツ警察官ニ付キマシテハ、最初ニ是
非實現シテ貰ヒタイト云フ強イ希望ヲ、警
察當局トシテハ持ツテ居ルト云フコトヲ、
附加ヘテ申上ゲテ置キタイト存ジマス

○今井委員 宜シウゴザイマス

○福岡主査 一寸海軍ノ所管ニ付テ御伺致
シマス、海軍ハ昭和十二年度カラ十六年度
ニ完成ノ豫定ヲ以テ二十二億四千餘万円ヲ
御計上ニナツテ居ルノデアリマス、其ノ
後モウ餘ス所ハ來年デアリマス、實際ノ
此ノ豫算ノ執行ノ結果、現狀、見込等ヲ承
ツテ見タイト思ヒマス

○武井政府委員 昭和十二年度ノ計畫ハ、
御述ノヤウニ大體年度計畫通り行ツテ居ル
譯デアリマス、今日マデノ所デハ多少外
國カラ入ツテ來マスモノ、或ハ若干ノ資材

ニ於テ納入ガ遅レタモノガゴザイマス、ケレ
ドモ、其ノ他ニ於キマシテハ大體ニ於テ順
調ニ進捗中デアリマシテ、豫算ノ終了ト同
時ニ、大シテ遅レルコトナシニ工事ガ行ハ
レル、サウ云フ見當ヲ付ケテ居リマス

○福田主査 陸軍方面ノ資材ノコトヲ見マ
シテモ、相當ニ皆臨時軍費、一般會計等
ニ於テモ遅レルキウデアリマス、ドウシテ
モ是ヲ消化ヲナサルニハ、二年位ハ
遅レルノデアリカト云フ大體ノ見込ヲ持
ツノデアリマス、サウ云フハアリマセウカ
リマセウカ

○武井政府委員 今ノ艦艇製造費ニ關スル
限リハ、二年遅レルト云フヤウナコトハ起
ラナイ見込デアリマス

○福田主査 ソレデハマア安心致シマス、
次ニハ豫備油田ノ試掘費ト云フモノガ、昭
和十二年度ニ八百四十二万円出テ居リマス
ガ、此ノ試掘ノ目的ト云フモノハ——私モ
臺灣ノシカンカ方ニモ行ツテ見マシタノデス
ガ、中々斯ウ云フコトト云フモノハ思フヤ
ウニ行キマセウカ、其ノ後多少目的ノ達シ
タヤウナ點ガアリマセウカ、ドウデセ
ウカ、其ノ邊ノ實際ヲ承リタイト思ヒマス

○武井政府委員 豫備油田ハ今御話ノヤウ
ニ、臺灣新竹州デゴザイマス、今日マデ
ノ所マダ掘キシク行ツテ居リマセウカ、唯瓦
出タト云フ報告ニハマダ接シマセウカ、唯瓦
斯ガ可ナリ多量ニ出マシタノデ、其ノ瓦斯
ヲ利用スルヤウナ計畫ヲ立テマシテ、其ノ
方ニ若干進捗中デアリマス、其ノ程度デアリマ
ス

○福田主査 將來ノ見込ハドウデアリマセ
ウカ

○武井政府委員 ソレハ分リマセウカ、專
門家ノ見ル所デハ相當有望デアル、モウ少
シ續ケタナラバ、或ル程度マデ成績ヲ擧ゲ

ルノデアリカ、斯ウ申シテ居リマス

○福田主査 次ニ御伺シタイノハ貯蔵品ノ
コトデアリマス、海軍デハ例ヘバ被服材
料デアリマス、或ハ艦營需品デアリマ
ストカ、燃料デアリマス、ト云フモノヲ、
數年ニ互ツテ御貯蔵ニ相成ツテ居リマスガ、
相當年數ヲ經タモノモアリマス、是等
ハドウシテモ御取替ニ相成ルベキモノダ
ト思フノデアリマス、サウ云フ海軍ノ凡
ル需品ニ付テ御取替、其ノ他購入品ト云
フヤウナモノハドウ云フ方法ヲ行ハレテ居
リマセウカ

○武井政府委員 費目ニ致シマシテ、艦營
費及ビ衣糧費ガ今ノ御尋ニ相當スルカト思
ヒマス、經常部ニ相當金額ノ艦營費及ビ
衣糧費ヲ盛ツテ居リマス、貯蔵品ノ古
イモノカラ段々艦船部隊ニ拂出シマシテ、
ソレヲ補ヒマスル新品ヲ買ヒマスノガ經常
部ノ經費デアリマス、倉庫ノ品物ハ或ル標
準ヲ置キマシテ、順々ニ更新シテ行ク、サウ
云フヤウナ方針ヲ執ツテ居リマス

○福田主査 サウスルト今ノ製艦ノ經過ヲ
承リマシテ、大體安心ヲシタノデアリマス、
是ハ御聽スルノガ一寸無理カモ知レマセ
ウカ、亞米利加ノ建艦ノ計畫ト日本ノ建艦計
畫トヲ對比シマシテ、太平洋上ノ安危ニ付
テ、ドウモ國民ハ非常ニ不安ニ思ツテ居ル
ヤウニ思フノデアリマス、政府ノ御所見
ハドウデアリマセウカ

○武井政府委員 是ハ大臣カラ御答ヲ願フ
ベキ問題デアルト思フノデシテ、此ノ決算
委員會ニ於キマシテモ、其ノ點秘密會ノ折
ニ可ナリ詳細ニ述ベラレテ居ルノデアリマ
スガ、大臣ノ言ハレタコトヲ復誦スルダケ
デ宜シケレバ、速記ヲ止メテ申上ゲタイト

思ヒマス

○福田主査 速記ヲ止メマス

(速記中止)

○福田主査 モウ一ツ御尋致シマスガ、第
三次「ウインソン」案ガ通過致シマシテ、非
常ノ勢ヲ以テ造艦計畫ヲシテ居ルノデアリ
マスガ、是ガ完成致シマスルナラバ、アノ
大艦主義ノ實際ノ性能ト云フモノハ、東洋
ニ參リマシテ、マア南方ノ方面ニ一根據地
ヲ有スルト致シマスルナラバ、東洋ニ相當
活躍シ得ル能率ガアルモノデアリマセウカ、
其ノ邊モ國民ガ非常ニ不安ヲ感ジテ居ルノ
デアリマス、隨テ我が日本トシテ、「ウイン
ソン」第三次ノモノガ完成シタ後ニ於テ、
東洋ヘ向フカラ攻勢ヲ取ツテ來タ時ノ戰
上ノ性能等ニ付テ、出來マスルナラバ御伺
シタイノデアリマス

○武井政府委員 其ノ點ハ適當ナ機會ニ大
臣ニデモ御出席願ツテ御話ヲ願ツタラドウ
カト思ヒマスガ……

○松山政府委員 大臣ハ此ノ前ニ一寸出席
シテ、決算委員會一度御話ヲシタト思フ
ノデスガ、尙ホ居ラレナイ方ガアツタト思
ヒマスルカラ、度々御出デテ願フノモ如何
カト思ヒマス、私カラ申上ゲルコトニ
致シマシテ、ソレデ不十分ダ、大臣ガ來テ
モウ一遍話シテ貰ヒタイト云フコトダツタ
ラ、左様ニ又取ツテモ宜イト思フノデア
リマス、是ハ一寸速記ヲ止メテ下サイ

○福田主査 速記ヲ止メテ

(速記中止)

○福田主査 ソレデハ今日ハ政府ノ方ノ都
合ガアリマシテ出ラレナイサウデゴザイマ
スカラ、今日ハ是デ散會致シマス

午後二時十分散會

昭和十五年三月十六日印刷

昭和十五年三月十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 決算委員第一、第二、第三及第四分科聯合會會議錄(速記)第二回

會 議 昭和十五年三月十七日(日曜日)午前十二時十七分開議

出席委員左ノ如シ 主席 福田關次郎君

- 森下 國雄君 今成留之助君
林 讓治君 豐田 收君
國光 五郎君 田中 源君
西田 郁平君 成島 勇君
塚本 三君 世耕 弘一君
西川 貞一君 土田 莊助君
內藤 守正君 小林 絹治君
今井 新造君 鹽川 正藏君
宇賀 四郎君 高橋 泰雄君
樋口善右衛門君 愛野時一郎君
松本治一郎君 古田喜三太君
宮本雄一郎君 長野 長廣君
土屋 寬君 木村作次郎君
卯尾田毅太郎君 加藤 謙造君
小山田義孝君 米窪 滿亮君
小野 謙一君 曾木 重貴君
委員長 青木 精一君
出席國務大臣左ノ如シ
拓務大臣 小磯 國昭君
出席政府委員左ノ如シ
內務省警保局長 山崎 巖君
內務書記官 瀧尾 弘吉君
大藏書記官 永井 勻君
大藏書記官 湯地謙爾郎君
營繕管財局理事 松隈 秀雄君
文部書記官 永井 浩君

農林省農務局長 土屋 正三君
農林書記官 岡本 直人君
鐵道省經理局長 池井 啓次君
拓務省管理局長 副島 勝君
拓務省殖産局長 植場 鐵三君
拓務省拓務局長 安井誠一郎君
拓務書記官 森重 千夫君
朝鮮總督府財務局長 水田 直昌君
臺灣總督府財務局長 中嶋 一郎君
厚生省衛生局長 林 信夫君
厚生書記官 川村 秀文君
保險院簡易保險局長 藤川 靖君
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歲入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算中內務省、農林省及拓務省所管
○宮本主席 是ヨリ決算第一、第二、第三及第四分科聯合會議ヲ開キマス。世耕君
世耕委員 私人厚生、拓務、農林、商工鐵道ノ各省ニ互ツテ、極ク簡單ニ二三點ツツ御尋シタイ、私人御尋ハ五分位デ済ムノデスガ、政府委員ノ來ラレタ方面カラ御尋ネ致シマス
○宮本主席 政府委員ガ參リマセスカラ暫時休憩致シマス
午前十時三十分休憩
午前十時五十分開議
○福田主席 ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キマス
○世耕委員 農林省ノ政府委員ニ御尋ネ致シマスガ、總決算參照ト書イタ書類ノ、農

林省關係ノ三百三十一頁ニ助成費ト云フ所ガゴザイマスガ、其ノ内十一號ノ農村更生ニ關スル助成金方出テ居リマスガ、此ノ更生資金ノ内容ニ付テ、簡單ニ御答方願ヒタイノデアリマス、尙ホ最近國內デ非常ニ問題ニナツテ居リマスル棉花栽培ノ問題ニ付テ、是ハ國內デアリマセマスガ、拓務省ハ海外ニ獎勵費ヲ出シテ居ルヤウデアリマスガ、農林省ハ棉花栽培ニ付テドウ云フヤウナ補助方法ヲ執ツテ居ルカ、序ニ御說明ガ願ヒタイノデアリマス
○岡田政府委員 只今御尋ノ助成費十一號ノ、經濟更生數府縣聯絡委員會設置助成金ノ使途デゴザイマスガ、經濟更生ノ實ヲ舉ゲル爲ニ、事情ヲ同ジクシ若クハ類似シテ居ル數縣ガ、共同ノ研究若クハ獎勵施設ヲ實行スルト、效果的デアル場合ガアルノデアリマス、例ヘバ長野縣ト群馬縣ノ縣境ニ、比較的標高ノ高イ高原地帯ガアリマス、アア云フ所ニ飼料作物ヲ作ルトカ、或ハ或ル種類ノ野菜ヲ作ルトカ云フヤウナ專柄ヲ考ヘマシテ、之ヲ一齊ニ實行シテ行ク、實行スルニ付テノ方法ヲ共ニ研究スル、又獎勵スル以上ハ、其ノ縣境ノ各町村ニ一齊ニ獎勵シテ行クト云フヤウナコトニ依リマシテ、農家ノ收支ノ均衡ヲサセルヤウニ、經濟更生ヲ指導シテ行クト云フヤウナコトヲスルコトガ適切デアルト云フノデ、ソレヲココ數年來實行致サセテ居ルノデアリマス、左様ナ内容ニ相成ツテ居ル次第デアリマス、モウツノ棉花栽培ノコトデアリマスガ、是

ハ後刻農務局長ガ參リマスノデ、其ノ際御答致シタイト思ヒマス
○世耕委員 今ノ項ノ九ノ農村經濟更生特別助成金ノ内容ヲ、ソレニ細カク御說明ヲ願ハナクテモ宜イノデスガ、本旨ダケ御說明願ヒマス
○岡本政府委員 九號ノ農村經濟更生特別助成金ハ、既ニ四箇年程以前カラ掛ツテ居ルノデアリマスガ、目的ハ國民經濟ノ根幹ヲ爲ス、又思想的ニモ重要デアル農山漁村ノ經濟ガ、御承知ノ如ク昭和六七年ノ世界的經濟恐慌當時以來、非常ニ危殆ニ瀕シテ居リマシタ、併シナガラ之ヲ何處々々モ政府ノ助成ノミヲ以テ、經濟ガ樹立スル如ク導クコトハ適切デアリマセマス、各町村ノ自力更生ノ思想ヲ根幹ト致シマシテ、一ツノ計畫ノ下ニ、何年カ後ニハ其ノ村トシテハ、支出ト收入トガ少クトモ「バランス」ガ取レ、若クハ地方ノ堆積シタ負債ガアル場合ニハ、漸次收支ノ餘力ヲ以テ返済シテ行クト云フコトニシテ、再ビ今後其ノ村トシテハ少クトモ赤字ニナラナイヤウニト云フ爲ニ、色々ナ産業ヲ、其ノ村ノ努力若クハ耕地等ノ産業立地ノ基本條件ニ合セマシテ能ク考ヘテ、サウシテ一ツノ具體的計畫ヲ立テテ、サウ云フ計畫ヲ立テル場合ニ、共同ノ設備ヲ其處ニ設ケネバナラヌ場合モアリマセウシ、或ハ種畜ヲ購入シテ置カネバナラヌ場合モアリマセウシ、或ハ開墾シテモウ少シク知地或ハ水田ヲ増スト云フ必要モアリマセウシ、サウ云フ必要ガ起ツテ來マス場合ニ、ソレ等

第二類第四號 決算委員第一、第二、第三及第四分科聯合會會議錄 第二回 昭和十五年三月十七日

その長き奇蹟... 何處か宜... 恐ルベキモノゾゴザイマス...

一ツ御考慮下スツテ、今後ノ國策ハ如何ナ... 難事ヲ招來致シマシテモ、今日ノヤウナ...

餘り過ギテ困ルト思ヒマスケレドモ、其ノ... モノヲドウスルカ、五反百姓ニツク付イ...

ルコトニ付テ御伺致シタイト思ヒマス、滿... 洲移民ノコトニ付テハ、ソレハ、非常...

○青木委員長 福田君、議論ノ要旨ヲ御述... 下サヤ、時間ガアリマセスカラ...

○森下委員 閣下質問第一寸... 拓務大臣... 掛ケテ居ルコトモ宜シト思ヒマスガ、此...

○小磯國務大臣 福田君ノ仰セニナリマシ... ン南北兩建ハ、全然賛成デゴザイマス...

○小磯國務大臣 花嫁問題ニ付テ、御同情... アル御實情ヲ受ケマシタコトハ、是ハ私...

○藤田委員 サウ云フ方面ヲ少シク國務大... 臣トサレマシテ、私共ハ決算ノ委員トナリ...

○森下委員 閣下質問第一寸... 拓務大臣... 掛ケテ居ルコトモ宜シト思ヒマスガ、此...

ソレデアリマスカラ、小サイ者ノソレニ依
ツテ生活致シマスカラ、非常ニ數ガ多イノ
デアリマスカラ、其ノ邊ハ多少酌サレシ
トイカスト思フ、例ヘテ言ヒマス、撞球
ノ如キモ、近時ハ非常ニ忙シイノデアリ
マスカラ、會社デモ日曜デモ休マズ所モア
リマス、朝カラ晩マデ事務所ニ勤メテ、何
モ娛樂運動ノ方法ガナイカラ、夜分ニナリ
トモ室内運動モヤリタイガ、ダンスホー
ルノ如キハイケマセスカラ、アツテモ行カ
ナイ、ソコデ撞球ハ、精神ノ慰安ト共ニ多
少室内體育的ニナル、又弓場ニシテモ、弓
ヲ引クト云フコトデ、殆ド時間ノナイ者ガ
利用スルノデアリマスカラ、餘リ短縮タマ
ト云フコトニナルト大變困ル、例ヘバ活動
寫眞ガ十時過ギマデヤル、ハウスルト御飯
ヲ食ベズニ入ツタ者ハ、一寸食ベテ歸ラウ
ト思ヘバ、モウ寒ガツテ居ルト云フヤウナ
コトハ、餘リ拘子定規デアツテ、社會ノ實
情ニ副ハナイ、サウ云フ風デアリマスカラ、
サウ云フヤウナ場所ハハハリソレニ相應ジ
イ時間ヲ以テ、營業ヲ繼續セシムルコトガ
常識的ノ取締デアル、デアリマスカラ、實
際ニ副ウタヤウニヤツテ貴ハナイト、唯机
上デ一ツ此處ヲ削ツタ宜カラウ、此處ヲ
一時間減シタラ宜カラウト云フヤウナコト
デハ、ヤル方ハ宜イガ、ヤラレル方ハ幾百
幾千万ノ利害關係ガアリマスカラ、其ノ邊
ヲモウ少シ常識的ニオヤリニナル御意思ハ
アリマセスカ、其ノ邊ヲ一寸御伺シタイ
○山崎政府委員 大體ノ方針ハ變ヘル意思
ハ現在毛頭持ツテ居リマセスカ、先程カラ
段々申上ゲマサウニ、實施ニ當リマシテ、
其ノ業者ノ實情等モ十分ニ參酌シテ、警察
當局ノ措置ニ誤リナイヤウニ致シタイト考
ヘルノデアリマス

○古田委員 序ニ茲デ興亞奉公日ニ付テ御
伺致シマスガ、興亞奉公日ト云フノハ、一
體何處ノ所管ニナルカ知リマセスカ、警保
局長ノ知ツテ居ラレバ範圍デ宜シウゴザイ
マスガ、一體ドウ云フ根本方針ニ於テ出來
タノカ、私初メ聞イタノトハ大分違フヤウ
デアリマスカ、之ヲ一ツ御伺致シマス

○山崎政府委員 興亞奉公日ハ、是ハ私ノ
方ノ所管デハナイノデアリマシテ、内閣情
報部ニ於テ決メラレタヤウニ存ジテ居リマ
ス、出來ルダケ戰時下ニ於キマスル民心ノ
作興ト云フ點ニ重點ヲ置キマシテ、其ノ日
ニ限ツテ、特ニ各方面ニ自肅自戒ヲ促スト
云フ趣旨デハナイイカト考ヘテ居ル次第デア
リマス

○古田委員 ソレガ今總キタカウツノデア
リマス、自肅自戒ヲ獎勵シ、又兵隊サシニ
行カレテ氣持ニナレト云フコトヲ指導シ、
又現實ニ行ハセヨウト云フ方針デ初メアツ
タラシカウツノデアリマスカ、事實ハ其ノ
日ハ全國的ニ食堂ハ閉鎖サレ、其ノ他ノ商
店モ殆ド閉鎖シテ居リマスカ、其ノ結果ガ
一體自肅自戒ハ何處ニアルノデアリマセ
ウカ、中ニハ温泉ニ參リ、或ハ青年男女
ハ農村方面ニ出掛ケテ、近頃流行ル言葉デ
「ハイキング」トカ言ウテ、山方面ニ出
ルノデアリマスカ、成程體位向上ニハ大
イニ宜イデセウ、一面又農村ニ於キマシテ
ハ、御承知ノ通り一村デ何十人ト云フ兵隊
サンガ出ラレテ、人手ガ足りマセスカ、サウシ
テ男女青年團ト云フ田舎ノ方ノ者ハ、本當
ニ眞面目ニ出征兵士ヤ、遺家族ヤ、其ノ他
ノ農家ノ御手傳ヲシタリ、共同作業ヲシテ、
夜ヲ日ニ次イデ、食糧報國ニ盡シテ居ル今

日ノ農村ノ状態デアリマス、其處ヘ一日ニ
ハ公休日ノヤウナ觀ヲ呈シテ、都會カラ農
村ヘ流レルト云フコトハ、果シテ本當ノ奉
公ト云フ名ガ付タカ付カスカ、不奉公デハ
ナイイカト私ハ思フノデアリマス、其ノ他又
一般全部食堂閉鎖スル爲ニ、餘所カラ
入ツテ來タ所ノ者ハ、食堂ニ行ツテ食フコ
トガ出來マセスカ、一寸ノ食事ヲスルト云ウ
デモ、旅館へ行カドウカシナケレバナラ
ス、安イ物ハ食ハレマセスカ、一體食堂ヲ休
ンデ外ヲ歩キ歩イテ、家ニ居ル者ハ麻雀デ
アルトカ、其ノ他面白カラザル遊戯ヲ致シ
テ居リマス、即チ興亞奉公日トハ正反對ノ
結果ガ現ハレテ居ル、ソコデ私思フノニ、
今日ノ戰時體制下ニ於ケル國民ノ意思ヲ鞏
固ニシ、國民ヲシテ緊張セシムルノニハ、
寧ロ其ノ一日ハ十分ニ働イテ、其ノ働イタ
金ノ半分ダケハ皇室恩賜ナリ、國防獻金ナ
リ、或ハ傷病兵ノ御見舞金ニナリ、兎ニ角
國家ニ半分ダケハ捧ゲヨウ、斯ウ云フコト
ヲ御考ニナルコソ、本當ノ興亞奉公日デハ
アルマイカト思フ、此ノ點ニ付テ政府ハ興
亞奉公日ニ一大革新ヲ加ヘラレル御意思ガ
ナイカドウカ、所管ハ違ヒマスカ局長ニ御
尋ね致シマス

○山崎政府委員 興亞奉公日ニ於キマスル、
各方面ノ自肅自戒ノ點ニ付キマシテハ、必
ズシモ今古田サンノ仰シヤツタヤウニ、全
國的ニサウ云フヤウナ傾向ヲ持ツテ居ルト
モ思ハレナイノデアリマス、併シナガラ一
部不心得者モデゴザイマシテ、興亞奉
公日ノ趣旨ヲ履違ヘマシテ、只今御話ノヤ
ウニ誤解ヲシタ行動ニ出ツル者ガアルコト
モ、私共承知ヲ致シテ居リマス、併シナガ
ラ興亞奉公日ノ設置ノ趣旨ヲ明カニ致シマ
シテ、其ノ目的ニ副フヤウニ今後仕向ケテ
行クコトガ、非常ニ必要デアルト思ヒマス
ルノデ、只今ノ御意見ノ點ハ、關係ノ各廳
ニモ能ク傳ヘマシテ、興亞奉公日ノ目的達
成ニ、私共ニ於キマシテモ一段ノ努力ヲ致
シタイト思ヒマス

○古田委員 モウ一ツ御尋シマスガ、各都
市ニ於テ、色々食物ニ芋ヤ麥ナドヲ混ゼタノ
ガアリマスカ、是ハ警察官ニ依ツテ食堂ヲ
臨檢セラレテ、麥ノ入ツテ居ラヌ所ハ非常
ニ怒ラレルト云フヤウナ形ニナツテ居リ
マスカ、東京ヘ來テ見ルト、東京ハ殆ド
白米デスカ、全國的ニ一體麥ヲ食ハヌノデハ
ナク、區々ニ昔ノ封建政治ノヤウニ、縣知
事ガ自由ニ斯ウ云フコトヲシテ居ルノデア
リマスカ、本會議ニ於テモ、豫算總會ニ於
テモ、「ブロック」ト云フヤウナ形ニナツテ、
米ノ如キハ出來秋ニ不足ヲ生ズルヤウニナ
ツテ、今尙ホ米ガ不潤滑デ、一升買、二升
買致シテ、芋ヤ麥ナド混合シテ配給スルヤ
ウナ形ニナツテ居ル縣ガマダアリマスカ、
是等ハ一體警察方面デ、ドウ云フ御考ヲ持
ツテ居リマスカ、徒ニ電ノ書ヲ開ケテマデ
警察官ガ見ナケレバナラヌト云フコトハ、
餘程考ヘモノデナイイカト思ヒマス、此ノ
點ニ付テ局長ノ所見ヲ伺ヒタイノデアリマ
ス

○山崎政府委員 今日ノ米穀事情カラ考ヘ
マシテ、全國的ニ節米ノ方策ヲ立テルコト
ハ、私ハ必要デハナイイカト考ヘルノデアリ
マス、併シナガラマダ政府ノ一致シタ方針
ト云フモノガ確立シテ居ラヌノデアリマシ
テ、今日節米ニ付キマシテハ、各縣縣ソレソ
レ地方ノ實情ニ即シテ、府縣知事ガ之ヲ行フ
コトニ相成ツテ居リマス、其ノ方針ノ下ニ

實施ヲ致シテ居ルモノト、私ハ心得テ居ル
ノデゴザイマス、節米運動ニ付キマシテモ、
無論警察官ガ絕對協力シテイカスト云フコ
トモ考ヘラレナイノデアリマシテ、警察行
政ノ立入ル範圍ハ、自ラ限度ガアルトハ信
ジマスルケレドモ、具體的問題ニナリマス
ルト、其ノ限界ガ中々困難デゴザイマス、
私共ト致シマシテハ、一定ノ方針ヲ立テマ
シテ、餘リ警察ノ立入り過ギルコトノナイ
ヤウ、今後モ仕向ケテ行キタイト考ヘ居リ
マス

○福田至查 今日ハ是デ散會致シマス、次
ノ日ハ追テ公報ヲ以テ御通知致シマス
午後一時十六分散會

第七十五回帝國議會 院 決算委員第一、第二、第三及第四分科聯合會會議錄(速記)第三回

會 議 昭和十五年三月十八日(月曜日)午後一時二十七分開議

出席委員左ノ如シ

- 森下 國雄君 今成留之助君
林 讓治君 國光 五郎君
伊禮 肇君 西田 郁平君
成島 勇君 世耕 弘一君
西川 貞一君 土田 莊助君
小林 絹治君 今井 新造君
鹽川 正藏君 宇賀 四郎君
高橋 泰雄君 樋口善右衛門君
愛野時一郎君 松本治一郎君
古田喜三太君 長野 長廣君
森 幸太郎君 土屋 寬君
木村作次郎君 加藤 謙造君
小山田義孝君 米窪 滿亮君
小野 謙一君

委員長 青木 精一君

- 出府政府委員左ノ如シ
企畫院總裁 竹内 可吉君
企畫院次長 植村甲午郎君
外務政務次官 小山 谷藏君
外務參事官 小高長三郎君
大藏書記官 湯地謙爾郎君
陸軍主計中將 石川半三郎君
陸軍少將 武藤 章君
陸軍主計大佐 森田 親三君
海軍政務次官 松山常次郎君
商工省纖維局長 辻 謹吾君

逕信省郵務局長 森島美之助君
逕信省管理局長 山田 良秀君
逕信省管船局長 伊勢谷次郎君
鐵道省經理局長 池井 啓次君
厚生政務次官 一松 定吉君
厚生省衛生局長 林 信夫君
厚生省豫防局長 高野 六郎君
厚生書記官 川村 秀文君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算中外務省、大藏省、陸軍省、海軍省、商工省、逕信省及鐵道省所管
○福田主査 是ヨリ開會致シマス——今井新造君

○今井委員 軍務局長ガ御見エデゴザイマスカラ、防諜ノ點ニ付テ二三御尋致シタイト思ヒマス、事變發生以來防諜ノ點ニ付テハ軍民一致國家ノ軍機、政治上ノ機密等ガ荷モ外國ヘ漏レルヤウナコトガアツテハナラナイト云フ觀念ノ下ニ、御同様是ハ獨リ軍ノミデナク、吾々トシテモ此ノ點ニ付テハ努力致シテ居ルノデアリマス、然ルニ私共ガ全ク了解ニ苦シムノハ、國家ノ政治上ノ機密、日本國民ニモ分ラナイヤウナ政治上ノ機密ガ早クモ英米等ノ敵性第三國ヘ漏シテ居ルコトデアリマス、此ノ點ニ付テハツレガ何處カラ漏レルノデアルカ、誠ニ奇怪

千萬元次第テ私共多大ノ疑惑ヲ持タザルヲ得ナイノデアリマス、例ヘバ近衛内閣ガ辭職スル際ニ於キマシテモ、私共ハ内地ニ居リマシテモサカ近衛内閣ガアノ際辭職スルトハ思ツテ居ラナカッタ、然ルニ上海カラ歸ツタ新聞記者ノ話シヲ聽キマス、上海ノ英字新聞ニハ十五日モ前ニ其ノ事ガ報ゼラレテ居ツタト云フコトデアリ實ニ驚イタ、ソレカラ、今度ノ米内閣開ガ生レル時モ、米内閣ガ參内スル際間マデハ、私共日本國民ハ殆ンド之ヲ知ラナカッタ、米内閣ガ生レルト云フコトハ私共ハ夢想ダモシナカッタ、所ガ既ニ昨年ノ十二月外國ノ新聞ニハ、殆ド斷定的ニサウ云フコトガ報道セラレテ居ル、日獨伊ノ軍事同盟ニ關聯致シマシテモ、獨逸ノ「リッペン」ト「ロツプ」外相ガ大島大使ニ向ツテ、アリツタケノコトヲ日本ニ話スト、直々簡拔ケニ英米ナドニソレガ知ラレテシマフカラ、實ニ困ルノダト云フコトヲ漏ラシタト、是ハ白鳥大使モ大島大使モ言ハレテ居ル、私共ガ國家ノタメニ幾ラ一生懸命防諜ノ點ニ付テ努力シマシテモ、斯ウ云フヤウナ國家ノ政治上ノ機密ガ簡拔ケニ第三國ニ知レルヤウナコトガアツテハ國民ノ努力モ徒勞ニナリハセスカ、從ツテ吾々ハ此ノ點ニ付テハ軍ノ手ノ届カナイヤウナ上層部ノ取締ニ付テ何カ缺陷ガアルンチヤナイカト云フヤウナ不安ト疑惑ヲ持タザルヲ得ナイ、是ハ最近私共ノ知ツタコトデアリマスガ、英國ナドニ日本ノ機密ガ簡拔ケニナルノハ英國ノ張ツタ「スバ

イ」ノ手ニ依ルモノデナクテ、寧ロ英ノ「クレーギー」大使ノ所ヘ日本ノ親英上層部ノ者ガ頻繁ニ出入シ、サウシテ不用意ノ間ニ是等英國崇拜ノ上層部ノ人間カラ國家ノ機密ガ「クレーギー」大使ニ漏レルノダ、ソレカラ出入スル上層部ノ人間ノ姓名モ、何月何日ニハ誰ト誰ガ行ツテ大體ドウ云フ話ヲドノ位ノ時間ニ互ツテシタト云フヤウナ具體的ノコトマデモ公ノ致シテ居ルモノノアル事ヲ承知致シタノデアアルガ、斯ウ云フ點ニ付テ從來軍トシテ如何様ナ御取調ヲ今日マデナサツタカ、此ノ機會ニ一應軍務局長ノ所見ヲモ明ニセラレタイト思フノデアリマス
ソレカラ第二ニハ事變以來英國ノ「キリスト」教ノ教徒カラ我國ノ「キリスト」教ノ諸團體ニ向ツテ反戰反軍ノ宣傳「ピラ」ガ多數送付サレタ、既ニ警視廳アタリノ活動ニ依ツテ、或ル牧師ノ處カラ其ノ反戰反軍「ピラ」ヲ押收シタ事實モアル、ト聞知致シテ居リマスガ、是亦私ハ容易ナラザルコトデアラト考ヘマス、此ノ點ニ付テ軍トシテハ從來ドウ云フヤウナ御調査ヲ進メラレテ參ラレタカ、詳細ニ承リタイト存ジマス
ソレカラ一昨々日デアリマシタカ、英國勞働黨ノ有力者デアル「クリップス」トカ云フ英國ノ國會議員當帝國議會ノ議場ヘ某々等代議士ノ案内デ見エタノデアリマスガ、段段承ル所ニ依リマス、此ノ英國人ハ重慶政府ヘ行キマシテ蔣介石ニ會ツテ勞働黨ノ抗目的ノ決議ヲ讀シテ飽クマデ日本ニ抗戰スルヤウニト云フ趣旨ヲ以テ蔣介石ヲ鞭撻激勵

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

新聞記者の職務は、大體二通りあり、一は記者としての職務、二は編輯者としての職務である。記者としての職務は、事實を調査し、その真相を明らかにすることである。編輯者としての職務は、記者の報告を採り、その要領を抽出し、読者にわかりやすく伝えることである。新聞記者は、社会の公器として、国民の利益を代表し、社会の進歩を促進する責任を負っている。そのためには、公正無私の態度と、鋭敏な観察力と、正確な表現力とが必要である。新聞記者は、常に社会の動向を監視し、国民の心を鼓舞し、社会の改革を促す役割を果たさなければならない。

スガ、アレハ一ツノ親方ガアリマシテ、是ガ相當頭ヲ制メマス、其ノ制メ方モ内地ト違ツテ非常ニ多イガ、兎ニ角今マデ五十錢デアツタモノガ一回五十錢ハ手ニ入ルデセウカラ、彼等ノ生活ガ俄ニ向上シテ來タ、向上ト云フ言葉ハ結構デアリマスガ、最下底ノ生活デ日本人以上ニドシノ働イタ者ガ、生活ガ向上スル爲ニ努力モ却テ低下スルト云フヤウナ傾向ニナツテ居ルノデアリマス、或ル程度ナラ必ズ苦力ハ來ルノデアリマス、是レノ建設ヲ早クナサラウトスルカラ、幾ラデモ宜イカラ速レテ來イト云フコトニナルカラ、ソコデドシノ相場ガ騰貴シテ來ルノデアリマス、是等ヲ何カ一ツ統一デモサレルコトガ宜イと思フノデアリマス、餘リ賃銀ヲ上ゲルト、内地ノ資材ガ益々アチラヘ行カナケレバナラス、殊ニ食糧等モ困ルノデアリマス、是等ニ付テ軍ノ方デハ何カ御考デモ御持チニナツテ居リマセカ、御伺致シマス

○石川政府委員 只今御指摘ニナリマシテ苦力ノ賃銀ニ付キマシテハ、陸軍殊ニ滿洲ノ建築業務ニ關係致シテ居リマス者ハ、非常ニ關心ヲ持ツテ居ルノデアリマス、滿洲ニ於ケル所ノ苦力ノ需要ハ軍ニ陸軍ノ所要ノミニ止ラズ、農業方面、工業方面ニモ澤山ノ苦力ヲ要求シテ居ル様子デゴザイマス、ソレデ陸軍ノ建築豫算ハ決シテ潤澤ナモノデハナイノデゴザイマシテ、此ノ努力費ヲ簡スルト云フコトハ、建築完成上非常ニ必要ナコトデアリマス、成ベク安ク合理的ノ二層ヒタイト云フ考ハ十分持ツテ居ルノデアリマス、併シナガラ此ノ吾々ノ方ノ關係以外ノ方ニ於ケル苦力ノ賃銀ガ割合ニ増加スル、其ノ爲ニ難上ゲラレマシテ、ヤハ

リ其ノ苦力ヲ取得スル上ニ付テ相當ナ金ヲ出サナケレバ來テ呉レナイト云フヤウナ状態デアリマス、尙ホ北支ノ方カラモ澤山ノ勞働者ガ入ツテ來テ居ルノデアリマスガ、軍ト致シマシテハ、此ノ建築方面ノ勞働者ハ、滿洲ニ土木建築協會ト云フモノガアリマシテ、大體是ト連繫ヲ致シマシテ、ソレニ一途ニ努力ヲ圖ラセラルベシト云フモノガアリマシテ、又非常ニ不便ナ所モナハリ建設業務ガアルノデアリマスガ、是ハ同一ノ賃銀デハドウモ供給ヲ受ケルコトガ出來ナイ、ソレデアリマス、其ノ土地ノ狀況ニ依リマシテ、安イ所ト高イ所ヲ拵ヘマシテ、サウシテソレニ差等ヲ付シテ居ルノデアリマス、先ツ軍ト致シマシテ是ナラ宜カラウト云フ所ニ落付ケテ居リマスノデ、不便ナ所ニ行ツテ居ル者ハ生活費ガ割合ニ安クテモ、餘計ナラケレバ來ナイト云フヤウナ實情デアリマスガ、福田委員ノ仰シヤルヤウニ、此ノコトニ付キマシテハ、尙ホ注意スベキ點ガアレバ、十分各方面ノ注意ヲ受入レマシテ、サウシテ御趣旨ノヤウニ行キタイト存ジマス

云フコトハナイトハ思フガ、併シサウ云フコトモ出來ナイコトハナイノデアリマス、スラ、斯様ナ使ヒ方ハ今後慎シテ裁キタイト云フコトヲ特ニ希望シテ置キマス、尙ホ斯ウ云フ場合ニハ世間一般ノ通例トシテ延滞賠償金ト云フモノヲ取リマスガ、サウ云フ場合ニハ軍ハドウ云フ風ナ態度ヲ執ツテ居ラレカヲ伺ツテ置キタイ

○世耕委員 簡單ニ御考ヲ致シタイと思フノデアリマス、唯問題ガ或ハ主計局長ニ對スル御講ニナルカ、或ハ軍務局長ニ對スル御講ニナルカ、是モ或ハ事情ガ判明致シマセス爲ニ御心配ニナルノチヤナイカト存ズルノデアリマスガ、數年續キマス所ノ臨時軍費ノ決算ヲ唯一本デ以テ出スト云フ譯チヤナイノデアリマス、是ハ検査院ニ對シマシテハ、ハリ月々決算ヲ致シマシテ、サウシテ是ダケノ金ヲ支拂ツタ、ソレニ對スル證書ハ是ダト云フ風ニ月々検査院ニ送ツテ居ルノデアリマス、只今ノ所、多分昨年ノ十一月分位マデノモノハ出來テ居ルと思フノデアリマスガ、是ハ中々翌月ノ末マデニ出セト云フヤウニハ參リマセスノデ、遅レナガラ月々送リマシテ、サウシテ會計検査院ハ其ノ收納證書ニ付キマシテ検査ヲシテ居ルノデアリマス、今度ノ議會ニ於キマシテモ會計検査院ガ人員増加ヲ要求シテ居ル、其ノ増加スル事由モ、此ノ臨時軍費ノ會計ヲ審査シナケレバナラス、人ガ少イト云フノデ、増員ヲ要求サレテ居ルヤウデアリマシテ、軍ハ成ベク速ニ收支ノ事實ヲ此ノ證書ニ依リマシテ検査院ニ送ツテ、検査院ハ事實ノ當初カラ逐次其ノ検査ヲ進メテ居ルノデアリマス、サウ云フ次第デアリマシテ、陸軍ノ方ハ決算ヲ最後ニナツテ一本デ放リ出スノデ、サウ云フコトハ全然無イノデアリマス、御諒承テ願ヒタイト存ジマス

○池井政府委員 御尋ノ要件ハ運輸局長ノ方カラ御答申上ゲルノガ順デゴザイマス...

○世耕委員 月刊雜誌ヲ調べ見マス、一箇月三百部、四百部、五百部位シカ出ナイ...

○池井政府委員 御尋ノ要件ハ運輸局長ノ方カラ御答申上ゲルノガ順デゴザイマス...

○世耕委員 月刊雜誌ヲ調べ見マス、一箇月三百部、四百部、五百部位シカ出ナイ...

○池井政府委員 御尋ノ要件ハ運輸局長ノ方カラ御答申上ゲルノガ順デゴザイマス...

○世耕委員 月刊雜誌ヲ調べ見マス、一箇月三百部、四百部、五百部位シカ出ナイ...

ナル積リデアリマス、其ノ點ハ如何デスカ、ソレカラモウ一ツ、鐵道省ハ大分黒字...

○池井政府委員 鐵道省ニ納メマス色々ナ新聞雜誌ト云フモノハ、鐵道省ノ事業ニ必...

○世耕委員 從來ノ其ノ黒字ハヤハリ新規ノ計畫ノ方ニ廻サレルコトハ大體承知シテ...

○池井政府委員 新シイ方面ニ流用ノ出來ナイ費用ト申シマス、ソレハドウ云フ...

○世耕委員 例ヘバ一ツノ鐵道ヲ敷設シヨウト云フ計畫ヲ以テ進シテ居リマス...

○池井政府委員 御話ハ詰リ物ノ調達ト豫算ノ執行ノ間ニ喰ヒガアツテ、ソコニ消...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省ニ納メマス色々ナ新聞雜誌ト云フモノハ、鐵道省ノ事業ニ必...

○世耕委員 從來ノ其ノ黒字ハヤハリ新規ノ計畫ノ方ニ廻サレルコトハ大體承知シテ...

○池井政府委員 新シイ方面ニ流用ノ出來ナイ費用ト申シマス、ソレハドウ云フ...

○世耕委員 例ヘバ一ツノ鐵道ヲ敷設シヨウト云フ計畫ヲ以テ進シテ居リマス...

○池井政府委員 御話ハ詰リ物ノ調達ト豫算ノ執行ノ間ニ喰ヒガアツテ、ソコニ消...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 鐵道省ニ簡單ニ一點ダケ御尋致シマス、鐵道省ガ新聞雜誌其ノ他ノ機關...

○池井政府委員 鐵道省デヤツテ居リマス、廣告ハ、自分ノ方ノ事業上必要ガアツテ...

○世耕委員 一寸議事進行ニ付テ——今ノ生絲ノ問題デスガ、他ニマダ問題ガアルト

思ヒマスカラ、明日農林省農務局長、商工省ノ物價局ノ責任ノ方、蠶絲局長ニモ出テ貫ツテモウ少シ突込シテ聽カシテ貰フヤウニ便宜ヲ計ツテ戴ケマセヌカ

○福田主査 ソレデハ明日ハ大體皆打切ラウト思ヒマスカラ、オ互ニ簡單ニヤルコトニシテサウ云フコトニ致シマス

○世耕委員 モウ一ツ外務省ノ方ノ問題ニ付テ、明日秘密會ノ席デ局長カラ説明ガアル筈デスカラ、ドウカ其ノ時ニ條約局長ニモ御出デテ願フヤウニ御願致シマス

○福田主査 尙ホアナタ方ニ申上ゲテ置キマスガ、先程申シマシタ陸海軍其ノ他デ秘密會デナクテハイケナイト思ハレルヤウナコトヲ御質問ナサレル方ハ豫メコチラヘ申出テ戴キマス、ソレカラモウ一ツ廢品回收ニ付テ伺ヒマスガ、是ハ昨年モ此處デ問題ニナツタノデアリマスガ、例ヘバ新聞紙ノ再生問題ニ付キマシテ、昨年カラ何カ御研究ガアリマシタセウカ

○辻政府委員 新聞紙ノ再生ニ關シマシテ、要スルニ古新聞ヲ更ニ「インク」ヲ抜キマシテ新シイ「バルブ」ニスト云フ研究ハ特ニ最近各方面ニ行ハレテ居ルヤウデアリマス、相當ノ實驗ヲ舉ゲテ居ルモノモアルヤニ伺ツテ居ルノデアリマスガ、當局ト致シマシテハ、今後は等ノ研究ニ付キマシテハ十分ノ關心ヲ以テ、出來得ル限リ適當ナモノニ付テハ必要ナ助長ノ方法モ考ヘテ見タイト云フ風ニ存ジテ居リマス、現在ノ所ト致シマシテハ具體的ニ未ダ其ノ成果ガ舉ル程度マデニ行ツテ居ラナイ狀態デアリマス

○福田主査 ソレデハ本日ハ之ヲ以テ散會

致シマス、明日ノ日程ハ公報ヲ以テ御報告申上ゲマス

午後五時四十分散會

昭和十五年三月十九日印刷

昭和十五年三月二十日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局

第七十五回帝國議會 院 決算委員第一、第二、第三及第四分科聯合會會議錄(速記) 第四回

會議

昭和十五年三月十九日(火曜日)午後一時三十九分開議

出席委員左ノ如シ

- 森下 國雄君 今成留之助君
- 林 讓治君 豐田 收君
- 國光 五郎君 伊藤 肇君
- 駒井 重次君 西田 郁平君
- 成島 勇君 塚本 三君
- 小平 重吉君 世耕 弘一君
- 土田 莊助君 小林 絹治君
- 今井 新造君 田中 耕君
- 鹽川 正藏君 南雲 正朝君
- 宇賀 四郎君 高橋 泰雄君
- 井上 良次君 愛野時一郎君
- 松本治一郎君 古田善三太君
- 宮本雄一郎君 長野 長廣君
- 森 幸太郎君 土屋 寛君
- 木村作次郎君 卯尾田毅太郎君
- 加藤 謙造君 小山田義孝君
- 米窪 滿亮君 小野 謙一君
- 會木 重貴君
- 委員長 青木 精一君
- 出席國務大臣左ノ如シ
- 海軍大臣 吉田 善吾君
- 出席政府委員左ノ如シ
- 企業院總裁 竹内 可吉君
- 對滿事務局事務官 竹内 徳治君
- 興亞院部長 日高信六郎君
- 外務省東亞局長 堀内 千城君

外務省條約局長 三谷 隆信君

- 大藏書記官 永井 勻君
 - 大藏書記官 植木康子郎君
 - 大藏書記官 氏家 武君
 - 大藏書記官 前田 克己君
 - 大藏書記官 湯地謙爾郎君
 - 陸軍參謀官 宮崎 一君
 - 陸軍主計中將 石川半三郎君
 - 陸軍少將 武藤 章君
 - 陸軍主計大佐 森田 親三君
 - 海軍主計中將 武井 大助君
 - 海軍主計大佐 爲本 博篤君
 - 司法書記官 石田 壽君
 - 農林省蠶絲局長 吉田 清二君
 - 樺太廳長官 棟居 俊一君
 - 厚生政務次官 一松 定吉君
 - 厚生省衛生局長 林 信夫君
 - 厚生省豫防局長 高野 六郎君
 - 厚生書記官 川村 秀文君
 - 保險院簡易保險局長 藤川 靖君
- 本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ
- 昭和十三年度歳入歳出總決算、昭和十三年度各特別會計歳入歳出決算中外務省、大藏省、陸軍省、海軍省、農林省、拓務省及厚生省所管
- 鹽川至査 是レヨリ秘密會ヲ開クベキ旨ヲ宣告ス
- (午後一時三十九分秘密會ニ入ル)
- (午後三時三十九分秘密會ヲ終ル)
- 堀内至査 是レヨリ秘密會ヲ終リ休憩ニ入ル旨ヲ宣告ス

(午後三時四十一分休憩)

午後四時九分開議

○宮本至査 休憩前ニ引續キマシテ會議ヲ開キマス—今井君

○今井委員 外務當局ニ御尋致シマス、昨日小山政務次官ニ天津ニ於ケル現銀問題ニ付テ御尋致シタノデアリマスガ、其ノ事ニ付テハ政務次官ハ自分ハ一向與リ知ラナイト云フヤウナ御話ガアツタノデアリマス、苟モ是ダケノ重大問題ニ對シテ、政務次官ナルモノガ一向與リ知ラナイト云フヤウナコトハ有ルベキ筋合ノモノデハナイ、先ツ私ハ此ノ點ニ付テ、サウ云フコトハ政務次官ニ御話ニナツテ居ラスノカドウカ、御尋致シマス

○堀内政府委員 只今ノ御質問デゴザイマスガ、私ハ其ノ際ハ缺席シテ居リマシタカラ詳シイコトハ分リマセマスガ、恐ラク政務次官ガ分ラヌト言ハレタノハ、最後ノ斷ノ御質問ニ付テ、即チ十六日ノ新聞ニハ問題ガ解決スルト云フヤウナコトニナツテ居ツタ、然ルニ十七日ノ「アドヴァタイザー」ニハマダ幾多ノ難問ガアル、斯ウ云フコトガアルガ、其ノ眞相如何、其ノ難問ト云フノハ恐ラク帝國政府ガ對手トシナイト言フ重慶政府トノ交渉ヲ必要トスル爲メデハナイカ、斯ウ云フヤウナ御質問ヲ思ハレマスガ、私考ヘルノニ、政務次官ハ天津會議ノ大要ニ付テハ常ニ能ク知ツテ居ラレル、斯ウ考ヘマスガ、サウ云フ小サイ新聞ノ記事、其ノ經緯等ニ付テハ、議會中デモアルカラ

コマデ詳シクハ知ラレナイ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス

○今井委員 ソコデ伺ヒタイガ十六日ノ都下ノ各新聞ニ現ハレタ記事ノ内容ニ依リマス、何レモ大同小異ノ内容ノ記事デアリマシテ、天津ニ於ケル現銀問題ハ近ク解決スル、是ハ要スルニ英國ガ撥將政策ヲ變更シク一端ノ現ハレト見テモ宜シト云フヤウナ記事ト私ハ承知致シマシク、然ルニ其ノ翌日ノ「アドヴァタイザー」ノ記事ニ依リマス、其ノ日本ノ諸新聞ノ記事ハ全然虛構ノコトデアル、事實無根ノコトデアル、斯ウ云フ風ニ英國ノ大使館ト日本ノ外務省デ共同聲明ノ形デ前日ノ新聞記事ノ無根ナルコトヲハツキリ聲明シテ居ルノデアルガ、ソコデ私共疑問ヲ抱カザルヲ得ナイノハ、都下ノ各新聞ガ殆ド同一ノ内容デ大々的ニデア云フ記事ヲ發表シタ、其ノ記事ノ出所ニ付テデアリマスガ、是ハ念ノ爲ニ、又參考マデニ御尋致シマスガ、外務省方面カラサウ云フ記事ガ新聞ニ現ハレルヤウナ「ピント」ヲ與ヘタ結果、アア云フ新聞記事ニナツタノデハナイカ、斯ウ考ヘラレルガ、其ノ點ハ如何デアリマスカ

○堀内政府委員 サウ云フ風ナ新聞記事ガ現ハレタコトニ對シテ外務省ハ何か「ピント」ヲ與ヘタカト云フ御質問デアリマスガ「ピント」ヲ與ヘタコトハナイト私ハ信ジテ居リマス、唯「クレーギー」ト次官トノ話合ハ相當回数ヲ重ネテ居リマスカラ、サウ云フ風ナ推測ヲシタ、斯ウ云フヤウニ考ヘテ居リマス

ト希望致シマス、同時ニ私ハ過去ニ於ケル製糖業ノ設備並ニ販賣上ニ關スル獎勵經費ト云ヒマスルカ、サウ云ツタモノハ非常ニ不公平ナル、非常ニ要領好ク活動サレタ所ハ年々獎勵費ガ多クテ、少シ速成シタリ...

○長野委員 是ハ餘リ執拗ク御尋スルコトハドウカト思ヒマスケレドモ、事實ニ於テ助成等ノ少カウヲ縣ノアルコトハ是ハ局長トシテモ政府委員トシテモ御認めノコトト...

○青木委員 今井君如何デアリマスカ、只今ノ井上委員ノ要求ニ對シテ... ○今井委員 實ハ只今ノ井上君ノ御話ニ付キマシテハ、私ノ演説ノ直後取消シテ...

○青木委員 井上君モ今井君モ議席ニ著キナシヤイ ○今井委員 憶テチヤイケン、斯ウ云フ新聞ノ記事ガアルカラ、之ヲ根據ニシテ天...

テ居ル者ガアル、ソコヘアナタガア、シタ發言ヲシタカラ、丁度井上君ハ社會大業黨ニ籍ガアルガ、社會大業黨モ三十万圓貫ツテ...

○井上委員 私ハ今井君ガサウ云フ考ヘ方ニ立ツテ居ラレルト云フコトナラ取消要...

カラスチヤナイ、斯ウ云フアナタノ御話デアリマスカラ然ラバ根據ヲ擧ゲマセウ、是ハ實ハ私ハ申上ゲタクナカウツタ、アナタガ私ノ...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

マシガ、ソレナニ氣ニスルコトハナイチヤナイ、強ヒテ表立ツテ私が取消ストカ、取消サストカト、ソレナ目尻立ツテ言ハ...

○今井委員 不都合ナラ不都合デ、私ノ發言ガ終リマシテカラ、アナタハニツグリ發言...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

テ居ル者ガアル、ソレナニ氣ニスルコトハナイチヤナイ、強ヒテ表立ツテ私が取消ストカ、取消サストカト、ソレナ目尻立ツテ言ハ...

○今井委員 不都合ナラ不都合デ、私ノ發言ガ終リマシテカラ、アナタハニツグリ發言...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

マシガ、ソレナニ氣ニスルコトハナイチヤナイ、強ヒテ表立ツテ私が取消ストカ、取消サストカト、ソレナ目尻立ツテ言ハ...

○今井委員 不都合ナラ不都合デ、私ノ發言ガ終リマシテカラ、アナタハニツグリ發言...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

テ居ル者ガアル、ソレナニ氣ニスルコトハナイチヤナイ、強ヒテ表立ツテ私が取消ストカ、取消サストカト、ソレナ目尻立ツテ言ハ...

○今井委員 不都合ナラ不都合デ、私ノ發言ガ終リマシテカラ、アナタハニツグリ發言...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

○青木委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書イテアル、ダカラ... ○今井委員 選擧費用ニ充テタト云フコトヲ論斷シテ書...

